

平成26年第4回板倉町議会定例会

議事日程（第2号）

平成26年12月9日（火）午前9時開議

日程第 1 一般質問

日程第 2 議案第52号 平成26年度板倉町一般会計補正予算（第5号）について

日程第 3 議案第53号 平成26年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

日程第 4 議案第54号 平成26年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

日程第 5 議案第55号 平成26年度板倉町水道事業会計補正予算（第1号）について

○出席議員（12名）

1番	森田義昭君	2番	今村好市君
3番	荒井英世君	4番	川野辺達也君
5番	延山宗一君	6番	小森谷幸雄君
7番	黒野一郎君	8番	市川初江さん
9番	青木秀夫君	10番	秋山豊子さん
11番	荻野美友君	12番	野中嘉之君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	栗原実君
教育長	鈴木優君
総務課長	鈴木渡君
企画財政課長	小嶋栄君
戸籍税務課長	根岸一仁君
環境水道課長	荻野恭司君
福祉課長	小野田博基君
健康介護課長	落合均君
産業振興課長	橋本宏海君
都市建設課長	高瀬利之君
会計管理者	山口秀雄君
教育委員会 教育事務局長	多田孝君
農業委員会 農事事務局長	橋本宏海君

○職務のため出席した者の職氏名

事務局長	根	岸	光	男
庶務議事係長	伊	藤	泰	年
行政安全係長兼 議会事務局書記	小	林	桂	樹

開 議 (午前 9時00分)

○開議の宣告

○議長(野中嘉之君) おはようございます。
これより本日の会議を開きます。

○諸般の報告

○議長(野中嘉之君) 日程に入る前に諸般の報告を行います。
予算決算常任委員長より委員会付託案件の審査結果の報告がありましたので、お手元に配付してありますので、ご了承願います。

○一般質問

○議長(野中嘉之君) 本日は一般質問です。
通告順に従いまして質問を許可いたします。
通告1番、森田義昭君。
なお、質問の時間は60分です。

[1番(森田義昭君)登壇]

○1番(森田義昭君) おはようございます。1番、森田です。本日も通告書に従いまして60分質問していきたいと思っております。

聞くところによりますと、昨日ですか、当町でも振り込め詐欺が発生したとのようです。犯罪に壁や戸は立てられませんので、これからいつか当町に起きることかもしれない犯罪について今日質問していきたいと思っております。

通学路の安全と申しますか、下校時間における児童の安全について質問していきます。今年ですか、上半期、まだ皆さんの記憶にも残っていると思いますが、児童連れ去り事件、以前ですと身代金事件がほとんどでしたが、最近ですと今年なども違ってきておりまして、軟禁目的というのですか、監禁ではなく、全くもって子を持つ親としては限りなく心配な、卑劣で許しがたい事件です。中には本当に許せないのですが、3件目ですか、殺人までといったような事件にもなりました。このような事件が当町としても絶対に起こらないかというのは、誰にもわからないし、とって「対岸の火事」として処理などできないところにまで来ている感があると思っております。これを防止するには、もろもろあると思っておりますが、当町としてもできること、学校でできること、地域でできること、これから1つずつ質問していきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

まず1問目ですが、子供の連れ去り事件について、国から、あるいは県の教育委員会から具体的な対策案または指示は当町の教育委員会には来ているのか伺いたいと思っております。

○議長(野中嘉之君) 多田教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長(多田 孝君)登壇]

○教育委員会事務局長(多田 孝君) おはようございます。ただいまの森田議員さんのご質問ですが、連れ去り事件等の関係で、国または県から通知があったかどうかということですが、こういう事件が

ありますと、その具体的な対策ということまでは明記はされておらないのですけれども、こういう事件、事案があったということで、十分注意をするよう各学校に通達をするようにという連絡は入っております。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 森田義昭君。

○1番（森田義昭君） 国ないし県から届いていないとしたら、町ではどのような考えでいるのかお伺いしたいと思います。

○議長（野中嘉之君） 多田教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長（多田 孝君）登壇]

○教育委員会事務局長（多田 孝君） 板倉町教育委員会といたしましては、当然連れ去り事件、そういう事案は幸いにも発生はしておりませんが、通学時、登下校時にそういう事案が起きる可能性というのがありますので、通学路の安全な確保ということに努めているということが現状でございます。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 森田義昭君。

○1番（森田義昭君） それを踏まえて、当町の学校へはどのように伝わっているというのか、それを受けて学校側の取り組みとしてどのようなことを行っているのか、具体的にお聞きしたいと思います。

○議長（野中嘉之君） 多田教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長（多田 孝君）登壇]

○教育委員会事務局長（多田 孝君） まず、具体的な取り組みということでございますが、連れ去り事案を含めてのことになろうかと思いますが、安全な通学路確保につきましては、1学期に小中学校通学路点検を学校、それからPTA、役場関係の都市建設課、総務課、教育委員会事務局が同行いたしまして、通学路の危険箇所を実際に歩くなどして点検を行っております。そして、この点検結果を踏まえ、特に危険であると判断した場合は、関係機関が安全面での改善を図っております。また、町以外の関係機関であります館林土木事務所や警察署等についても担当部署から安全対策面での要望を行っております。

具体的には、本年度館林土木事務所へは7カ所、警察署へは3カ所について要望をしております。さらには、管内小中学校の通学路の危険箇所を地図に明記したものを作成しておりまして、今後児童生徒への交通指導等にも活用してまいりたいと考えております。

また、その学校の具体的な取り組みということでございますが、本年度の通学路点検におきます危険箇所、先ほど館林土木事務所、警察署等の要望も行っておりますけれども、危険箇所につきましては、東小学校区で6カ所、西小学校区で4カ所、南小学校区で3カ所、北小学校区で6カ所、板倉中学校区で1カ所、計20カ所の危険箇所を指定をしております。

小学校では、各学期の初めと終わりの下校時に教員が担当の通学路を児童と一緒に歩いて危険箇所などの点検を行っております。

また、特に新入学の児童につきましては、学校の説明会の中で通学をする前に、入学をする前に保護者と一緒に通学路を歩いてもらい、危険と思われる場所などをメモをしていただいて、入学時に提出してもらうよう依頼をしているところでございます。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 森田義昭君。

○1番（森田義昭君） では、学校側から児童に対して教育もされていると思いますが、どのような教育なのかお聞きしたいと思います。

○議長（野中嘉之君） 多田教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長（多田 孝君）登壇]

○教育委員会事務局長（多田 孝君） 学校側から児童に対してどのような教育がなされているかということでございますが、全般的な安全対策としての取り組みになるわけでございますが、年1回の全校対応での防犯教室を実施しております。その中で防犯ブザーを鳴らしたり、大きな声を上げて逃げたりする訓練などを行っております。

また、特に連れ去り事案に対してというだけではございませんが、群馬県警のほうから不審者情報などに基づきまして、主に下校時になろうかと思いますが、人目のつかないところは避けるとか、なるべく複数で下校するなどの注意喚起や指導を行っているところでございます。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 森田義昭君。

○1番（森田義昭君） ただいまの答弁で、年1回、それではその年1回の時間はどれぐらい費やしているのかお聞きしたいと思います。

○議長（野中嘉之君） 多田教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長（多田 孝君）登壇]

○教育委員会事務局長（多田 孝君） その防犯教育につきまして、年間で何回、何時間ぐらいということでございますが、学校によりまして若干の違いはございますけれども、年に二、三回、二、三時間の時間をとって行っております。例えば年1回ではありますけれども、警察の生活安全課の協力のもと、全校で防犯教室を1時間行っております。また、各学級において、学級活動や朝・帰りの会などで防犯教育の時間をとり、安全に登下校できるよう指導しておるところでございます。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 森田義昭君。

○1番（森田義昭君） 年1回ないしは2回、3回、時間もその都度やっていらっしゃるようですが、こういう事件が起きるたびにやるというのも必要かなと思います。最近、ここのところ幸いにもこういった事件が鳴りを潜めておりますが、事件があったとき、やはり全校集めて教育をするということも必要かと思います。12月になりますと、ますます暗くなる時間が早くなってしまいますが、小学校、中学校、下校時間なのですが、大体何時ごろの予定になっているのか伺いたと思います。

○議長（野中嘉之君） 多田教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長（多田 孝君）登壇]

○教育委員会事務局長（多田 孝君） 小中学校の下校時刻ということでございますが、大きく分けて夏時間、冬時間とございますけれども、小学校では4月から10月の期間は、午後4時30分となっております。また、11月から3月にかけては、午後4時下校ということになってございます。

また、中学校では部活動の関係もございまして、細かく分かれておりますが、4月は午後6時10分、5月

から7月は午後6時40分、8月、そして9月につきましては、午後6時10分、そして新人戦大会後は午後5時40分となります。それから、10月につきましては、午後5時10分、11月は午後4時55分、12月は午後4時40分、1月は午後4時55分、2月は午後5時25分、3月は午後5時55分となっております。

なお、中学校の下校時刻につきましては、部活動終了後10分というふうに定められておるところでございます。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 森田義昭君。

○1番（森田義昭君） 先ほども答えられていましたが、通学路の点検などは当町では幸い昼間でも暗いところですか、そういうところは見当たらないような気がします。皆さんの死角となるようなところですが、事前に知っておく必要もあると思います。先ほど何カ所か指摘されましたが、どこを基準にその危険な場所としているのでしょうか。また、その把握の仕方、基準ですか、を具体的に伺いたいと思います。

○議長（野中嘉之君） 多田教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長（多田 孝君）登壇]

○教育委員会事務局長（多田 孝君） ただいまのご質問ですが、その危険箇所等の具体的な基準ということですが、先ほども申し上げましたとおり、何人かで合同で一緒に通学路を歩いて点検をして、いろんな面で安全を点検をしているということですが、もちろん先ほど議員さんがおっしゃられた暗いところ、こさというのですか、木々が道路のほうにかかっていたりとか、そういうところも注意して点検しております。また、交通量の多いところ、そして道路に歩道のないところ、そういうところなどを重点的に点検をしているということになってございます。

○議長（野中嘉之君） 森田義昭君。

○1番（森田義昭君） 次に、一番身近なPTAとしては、どのような取り組みをしているのか、具体的に何を行っているのか伺いたいと思います。例えば車にシールですか、張ってパトロールをしていますが、そのほかに何を具体的にやっているのか伺いたいと思います。PTAの取り組みです。

○議長（野中嘉之君） 多田教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長（多田 孝君）登壇]

○教育委員会事務局長（多田 孝君） PTAの取り組みということでよろしいでしょうか。

○1番（森田義昭君） はい。

○教育委員会事務局長（多田 孝君） PTAの取り組みといたしましては、もちろん時間や回数につきましては、そのPTA、学校によって異なると思いますが、全般的にPTA皆さんのご協力をいただきながら、防犯パトロール、そして交通安全の街頭指導、交通安全週間、年に4回、春、夏、秋、冬ございますけれども、そちらの期間を通して街頭指導、そして日々の防犯パトロールに協力をいただいているというところがございます。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 森田義昭君。

○1番（森田義昭君） そのようなことは当然翌年度へ引き継がれていると思うが、とにかく何もないという、その辺が油断につながるのかなと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

学校や社会だけではなく、各家庭においても知らない人にはついていかない。または知らない人とは口をきいてはいけない。これはかなり以前から言われていて、かなり浸透してきている面もありますが、いつになくこういった事件がなくならない、ずっと前から言われ続けているものだから、何となく風化してしまっているのかなと思っております。目新しさに欠けて、今風の子供たちにはぴんときないように思います。なおざりになってしまった感があります。もう一度見詰め直し、このような事件があったときこそ、最高のときではないでしょうか。名案ではなく、実になる行動や各家庭や学校、社会にお願いしたいと思います。特に新入生などにわかりやすい言葉、ポスター等子供だけでなく、犯罪を起こそうとする人にも目につくといったものが有効だと思います。

次に、地域の人たちの連携というのでしょうか、大変大事なことだと思います。先ほど死角と言いましたが、人の目が届かない死角とは、何かか遮ってできるわけですが、それでも誰かが歩いていけば、逆に真っすぐな道でも誰もいなければ、その辺が死角になるのかなというふうに思っております。

そこで、通学時間帯あるいは地域の人がある程度「隣の何々ちゃんは何時ごろ帰ってくるね」といった、そういった目が犯罪を防ぐ一つの手段なのかなと思います。「あれっ、この辺でこの車余り見たことないな」といったのも、そういった情報も犯罪をなくすには必要なかなと思います。

そこで、健康な今、年配の方と言ったらいいのですか、散歩をなさっていると思います。そういう方たちに通学時間帯に散歩を呼びかけるとか、一つの案なのかなと思います。年配者が多ければ地元の老人会などに協力をお願いするのもあるのではないのでしょうか。この件として町でも考えを伺いたいと思います。

○議長（野中嘉之君） 多田教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長（多田 孝君）登壇]

○教育委員会事務局長（多田 孝君） 地域のお年寄りということでございますが、全く森田議員さんのおっしゃるとおりだと思います。次世代を担う子供たちを地域で守っていくということは、大変大切なことであらうと考えております。特にそのお年寄り、年配者に助けをかりるといことはとても有効であると考えております。

散歩などのときを利用してはということでございますが、第31行政区などでは児童の下校に合わせてお年寄りが散歩をするという活動をしております。また、第30行政区などでは、交通安全の街頭指導をお年寄りみずからが行っているという事例がございます。教育委員会としても今後もお年寄りのみならず、地域全体で子供たちの安全を確保できるよう取り組みをお願いしたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 森田義昭君。

○1番（森田義昭君） その散歩ですが、その際にできたら防犯を防止するような帽子やたすきでもあれば、着用しているだけでも意味があると思います。その辺の考えもあわせてお聞きします。大人が子供を守る地域、強い意識が必要だと思いますが、どうでしょうか。

○議長（野中嘉之君） 多田教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長（多田 孝君）登壇]

○教育委員会事務局長（多田 孝君） 全くそのとおりだと考えております。もちろん散歩をするときはわかりませんが、その街頭指導のときには、ベストというのですか、そちらを着用したり、目立つ格好で蛍光

色のウインドブレーカーを身につけたりということで指導を行っているというところでございます。当然たすきや旗ですとか、そういうものを持ってきちんと指導するということは大切かなというふうに考えております。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 森田義昭君。

○1番（森田義昭君） 次に、警察の件ですが、県警ですと、「上州くん安全・安心メール」などといった情報は常に発信されているのですが、具体的な内容についてお聞かせください。

○議長（野中嘉之君） 多田教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長（多田 孝君）登壇]

○教育委員会事務局長（多田 孝君） 群馬県警のほうからはメール配信サービスといたしまして、「上州くん安全・安心メール」というものは発信されております。不審者情報、それから防犯情報、交通安全情報など管轄の警察署別にメール配信をしているというところでございます。当然板倉町は館林署の管轄ということで、ホームページから館林署のところをチェックをして、登録をするという形になっております。

町内の小中学校では、その「上州くん安全・安心メール」を受信しております。随時情報を得ているという形になってございます。そして、その情報に基づきまして、町内や周辺、近辺の不審者情報など受信をし、それに基づきまして、保護者にメール配信で周知をしているということを行っております。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 森田義昭君。

○1番（森田義昭君） その辺の情報も的確に学校ないし町、そこから児童に発信をされているということですね。その辺を聞きまして、若干安心をしたような気もします。いろいろあるかと思いますが、不審者情報だったり、専門家が見て、危ないと思ったことは、やはり町としても共有することが大事な事かなと思っております。

一連の質問で、小中でしたが、次は園児、保育園、幼稚園などもあり得ると思います。保育園、幼稚園などではもちろんそのような教育をなさっているとは思いますが、具体的にどうしているのか伺いたい。

○議長（野中嘉之君） 小野田福祉課長。

[福祉課長（小野田博基君）登壇]

○福祉課長（小野田博基君） 保育園関係で申し上げたいと思います。

保育園につきましても、防犯関係につきましても、不審者の訓練を年1回程度になってしまいますが、行っております。そういう状況でございます。よろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（野中嘉之君） 森田義昭君。

○1番（森田義昭君） もう少し具体的なこういった教育をしているとかというのをお聞かせいただければ。

○議長（野中嘉之君） 小野田福祉課長。

[福祉課長（小野田博基君）登壇]

○福祉課長（小野田博基君） 具体的にということでございますけれども、保育園で不審者が来たというところで大きな声で、あそここの場では余り言えないですけれども、暗号みたいなのがあります。「何々が来た」。「何々が来た」というときは、もう逃げなさいというサインになるわけなのですけれども、そういうも

のをふだんのときから遊びを入れながら、そういうものを踏まえながら、あるいはそういう訓練のときに、そういう暗号を先生が「何々が来た」と言ったら、もう逃げるのですよというような、そういうことなのですけれども、そういう訓練等あるいはふだんのときからちょっとずつそういう形の中で子供たちですので、小さい子ですので、もう機械的に覚えさせるというのですか、そういった意味で訓練ということをやっているということでございます。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 森田義昭君。

○1番（森田義昭君） 今の答弁でちょっと素朴な疑問を感じたのですが、暗号ですと、その暗号が出ないと逃げないということになりますよね。どうなのでしょう。

○議長（野中嘉之君） 小野田福祉課長。

[福祉課長（小野田博基君）登壇]

○福祉課長（小野田博基君） その暗号というのがいつごろから始めたかというのは、ちょっと定かではないですけれども、とりあえず何も意味がわからないという中で、そういったことで今、保育のほうではやっているということと、当然保育士のほうが子供を守るというのが第一ですので、そういうところでやっております。その通学とは違いまして、お母さん、保護者の方が送り迎えですので、とりあえず園の中だけのそういう訓練ということになりますので、そういった中、その暗号を使いながら、あるいはとっさのときにそれが発揮できるかどうかというのはいずれにいたしましても、そういった中で要は保育者、保育士が園児を守るというのが第一でございますので、そういうことで行っているということでございます。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 森田義昭君。

○1番（森田義昭君） いろいろな犯罪を聞いたりしますと、犯罪者は普通の人とはかなりかけ離れていて、常識とはほど遠い社会のすき間を狙っている犯罪と呼んでもいいかと思えます。その辺を考えて、当町では決してあってはならない強い意思を持ってもらいたいと思えます。看板ですか、不審者を絶対許さない、見逃さない、一丁目一番地で掲げてもらいたいと思えます。園児の場合などは親の送り迎えが原則なのでしょうが、その辺が一番安全なのかなと思っております。自分は聞いたことがないのですが、当町で過去にこのように連れ去り未遂事件あったのでしょうか、伺いたいと思えます。

○議長（野中嘉之君） 多田教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長（多田 孝君）登壇]

○教育委員会事務局長（多田 孝君） ただいまのご質問でございますが、過去に連れ去り事件、事案があったかどうかということでございますが、幸いにも連れ去り事案はなかったということでございます。そのほかには、不審者による声かけ事案、そして露出者の発生等がございますが、幸いにも大きな事件、事故にはつながっておりません。そういうときにも対応につきましては、教職員がお互いに共通認識を持ち、非常時に備えているということが現状でございます。

また、児童生徒へは学級でこれらの対応につきまして指導を行ったり、保護者へメール配信で注意を呼びかけたり、防犯パトロールを行う保護者に連絡をしたり、また教員が途中まで児童と一緒に下校をしたり、またそして警察の生活安全課に連絡をして、巡回パトロールなどをお願いをしたりということの対応を行っ

ているというのが現状でございます。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 森田義昭君。

○1番（森田義昭君） 当町ではまだ発生はしていない。それでも近隣では発生してしまっていて、まだ未解決だと思います。これなども通学時間帯とは別なのですが、犯人はいるわけでありまして。先ほど犯人は常識とはかけ離れていると言いましたが、社会的には溶け込んでいるのではないかなと思います。その辺の注意、学校の責任とか、町の責任とかではなく、やはり町全体で取り組みを町民に見せることこそ、安心、安全なまちづくりなのかなと思います。防衛は攻撃の100倍やったとしても、まだまだ足りないかもしれません。それでもこれは危ないとされること、またPTAで話があった結果など出た問題点について1つずつ潰していくことが必要だと思います。町民の皆さんにおきまして、一人一人が取り締まりの目や見守る目を持ってもらい、安全なまちづくりに協力していただくことをこの場をおかりしてお願いしたいと思います。もちろん被害に遭った地域が何もしていなかったかといえばそうではないと思います。目の前を歩いている児童を守るのは、それを見守っているお一人お一人の町民の方なのです。これこそは子供たちの命だけでなく、犯罪のない安心なまちづくりとなるものだと思える一人であります。

最後になりますが、この件について町長のほうから何か答弁がありましたらお願いします。

○議長（野中嘉之君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） どうも今日は傍聴の皆さんもご苦労さまであります。

早速答えますが、まさに森田議員のような形を目指していくということは自治体としても当然であります。それでも100%の対応はできないというふうに思っております。先ほどからの議論を聞いておりますと、肝心の親の議論が抜けているような感じもしないでもありません。ほとんどの事案がそうだとは言えませんが、なぜこんな小さい子がこんな夜中に、あるいは若い女性がなぜこんな時間に、こんな寂しいところへとか、一般的に子育ての論理から言えば、当然親がしつけるべきことをしつけないというような延長線上にあるのかなという事案も多々見られますし、また昨今でも、先ほども出ましたけれども、どこの学校を見ても、挨拶運動などと言って、挨拶の展開をすればよろしいというようなことで、校長以下、挨拶ができる子はすばらしい子ということで、でも私は違います。知らない人に挨拶をすることは、もしかしたらいろんな可能性を含む可能性がある。うちの隣が通学路ですが、保育園、小学1年生の子が全くこちらが知らないのに、通り過ぎてから戻ってきて、ハウスの中へ「おじさん、おはようございます」と。それが本当の教育かということを見ると、学校側の現状にも問題点があろうかと思えます。しかも加えて親として、自分の子供を昔はお金がなかったですから、服装もそんなに派手なものは着せられませんでした。うちによればタレントのような服装をして女の子を出すとか、いわゆるその年代、年代のらしさ、学生らしさ、子供らしさ、あるいは一定の基準を超えると目立つ、あるいは性的興味の対象になるというような、そういった面あるいは育成会で子供の例えば何かやったときに、暮れにボウリング大会を育成会主催で子供も一緒にやるとか、クリスマス会もよろしいとは思いますが、何でもかんでも子供がやりたいということを親がやってやるのが果たしていいのかどうか、そういう延長線上にボウリング場は例えば防犯的な対象の見回り対象施設になっているのですよ。この間うちの行政区のうちの孫も親子同伴でありましたが、育成会の事業としてボウリン

グ大会、小学3年、小学3年にボウリング大会が必要なのでしょうかと私のときはやめさせましたけれども、ということでやはり社会全体が1つは狂っているなという感じがするのです。それは要するにもとをたどれば、道徳的な観念を親が失いつつあるのではないかということで、私はそういう考え方のもとに、犯罪は防ぎようがありません。通路を、板倉町のいわゆる通学路を全ておりで囲って、電気でも流しておかなければ、不審者はどうにもならないという、極論言えばそういうことです。自分がいかにして身を守るか、親が自分の子供に対して危ないところを通さない。交通量が多ければ多くても、車がぱたんと寄って、ぱっとドアをあけて連れ込めば、幾らでもできます。そういうことを流れの中で、自治体としてはやるべきことは最大限やるのですが、極論を言ったら、すれ違う人はみんなたすきをしていて、そういう正常な世の中でのよろしいのでしょうかということを考えるときに、みんなたすきをして、防犯、防犯、防犯、朝も昼も夜も散歩をするのもみんなそういうこと。それはもしかすると行き過ぎた社会にもなるかもしれません。でも、行政はやれるということと、やれることはやりますが、やはり親としてのしっかりした姿勢を私は求めたいと思っておりますし、またそういう面でのいわゆる指導、いつか市川議員が言いました母親学級の必要性とか、あるいは結婚して親になったらどうあるべきかという、いわゆる若いお母さん、お父さん方への教育をどう伸ばしていくかということも必要だと思っております、ごもともな中にも一生懸命対応できる面と、首をかきながら、あれをやれ、これをやれということについても、それで防げるのだろうかという両方を感じながらお伺いしておりました。

以上。

○議長（野中嘉之君） 森田義昭君。

○1番（森田義昭君） 次の質問に入りたいと思います。

次は、広域水道企業団についてですが、水道とはありがたいもので、毎日蛇口をひねれば水が出てくるものと誰もがそう思っているはずですが。その水に対してありがたいと感謝している人はなかなかいないのかもしれない。しかし、発展途上国行けば、井戸を掘ることから始めているところが多くあり、日本ではきれいな水を毎日飲むことができます。この水に感謝と、その仕事にかかわっている職員に対しまして敬意をあらわしたいと思います。中国のことわざで「水を飲むときは井戸を掘った人のことを思う」といったことわざがあります。日本人にはなかなかなじまないかもしれません。

さて、これまで水道事業が広域化されることについて、議会でも説明を受けております。なかなか町民の皆様方には詳しい情報として届いていないのではないかと思います。私たち議員は町民目線で物事を見なければなりませんので、幾つか質問してまいりたいと思います。よろしく願い申し上げます。

まず、広域水道企業団というものはどういうものなのか、また企業団となる目的とは何なのか伺います。

○議長（野中嘉之君） 荻野環境水道課長。

[環境水道課長（荻野恭司君）登壇]

○環境水道課長（荻野恭司君） 森田議員さんのご質問に答えさせていただきます。

まず、企業団でございますけれども、これも地方公共団体の一つでございます、複数の水道事業が1つにまとまってつくられるという内容となっております。その目的でございますけれども、今、全国的に人口減少が問題になっているというはご存じだと思うのですが、とりもなおさず、群馬県東部地域に位置します8市町、これは今回事業統合に向けて参加している太田市、みどり市、館林市、それと邑楽郡の5

町合わせた8市町なのですけれども、この8市町も同様の問題を抱えております。人口が減少するという事は、水道の使用料も減るということにつながります。これは水道の収益が減っていくということにもなります。

また、水道施設、その多くが高度成長期に建設されたものでございまして、老朽化が大変進んできております。今後更新する費用が増加していくということにもなっていきます。そうなりますと、財政状況が悪くなり、水道料金の値上げにも波及していこうというふうを考えております。

こういったさまざまな課題を解決するために、広域化を進めていくということでございます。広域化によりまして、施設の統廃合が可能であります。また、効率的な施設の運用が行えます。同様に経営の効率化も図られます。そして、何より国庫補助が活用できるということが大きいと考えております。

以上でございます。

○議長（野中嘉之君） 森田義昭君。

○1番（森田義昭君） それでは、次に板倉町にとって具体的に企業団に参加することでのメリットとは何なのか伺います。

○議長（野中嘉之君） 荻野環境水道課長。

[環境水道課長（荻野恭司君）登壇]

○環境水道課長（荻野恭司君） 板倉町におきましても、今後人口が減少し、水道料金の収入が減っていくと推定しております。また、町内に点在しております浄水場、老朽化が大変著しく進んでいるものもございまして。計画的な改修が急務となっている状況でございます。広域化せずに、町単独で施設の更新を進めた場合、現在の施設と同様の規模に改修するだけでも、莫大な費用を必要とすると考えております。しかも国庫補助は該当しませんので、全て水道事業収益で賄わなければなりません。

しかし、広域化により水道施設を統廃合できれば、効率化が図られ、余計な設備投資が必要なくなります。さらに、広域化では国庫補助が活用できるため、自己投資額を抑えることができます。また、効率的な経営により、職員数を減らすことも可能となり、人件費の削減が図られます。このようなメリットがあることによりまして、板倉町が広域化に参加する理由です。逆に申しますと、この機会を逸して単独経営で進むことは、町民への負担を大きくしてしまう可能性が大きく、災害時のリスク対応、技術上のレベルアップ等に課題を残していくことにもなりかねないと考えております。

以上でございます。

○議長（野中嘉之君） 森田義昭君。

○1番（森田義昭君） 今の答弁を聞いていますと、いいことだらけのように聞こえますが、現在の水道事業は、環境水道課が所管しておりますが、企業団になった場合には、誰が、どのように運営し、そこで働く職員はどういったものになるのでしょうか、伺いたいと思います。

○議長（野中嘉之君） 荻野環境水道課長。

[環境水道課長（荻野恭司君）登壇]

○環境水道課長（荻野恭司君） 先ほども答えさせていただきましたけれども、企業団、こちらにつきましては、市町村と同様の地方公共団体でございます。こちらは企業長を長とする執行機関のほか、議会を設置しまして、その運営を行います。

なお、職員体制につきましては、当初8市町、先ほど申し上げました太田市、館林市、みどり市、そして邑楽郡の5町からの出向職員及び委託職員により業務を進めていくという予定でございます。

以上でございます。

○議長（野中嘉之君） 森田義昭君。

○1番（森田義昭君） 広域水道企業団となるための準備、議会にも基本計画が示され、その計画に沿って着々と進められているものと思いますが、その進捗状況について伺いたいと思います。

○議長（野中嘉之君） 荻野環境水道課長。

[環境水道課長（荻野恭司君）登壇]

○環境水道課長（荻野恭司君） 水道の広域化につきましては、議員協議会を通じまして、事業内容並びに会議結果等の報告をさせていただいております。内容につきましては、平成25年7月に「群馬東部水道広域基本構想」、9月には「群馬東部水道広域基本計画」を説明させていただきました。その後、10月、25年の10月ですけれども、10月に構成団体8首長により「水道事業統合協定書」の調印が完了しまして、11月には「群馬東部広域水道事業統合協議会」を設置しております。

なお、協議会設立によりまして、首長を構成員といたします協議会、部課長を構成員とします幹事会、担当者を構成員とする専門部会を適宜開催してきておりまして、事業団体設立に向けた準備を進めております。

来年度につきましては、企業団設立の前年度となるわけですけれども、企業団規約の制定や現在の水道事業の廃止につきまして、議会に上程していくという予定でございます。そのときには何とぞご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

なお、規約が制定されますと、厚生労働大臣認可の創設水道事業認可申請、群馬県知事許可の企業団設立許可申請などを計画に沿って進めてまいります。

また、平成27年では1年前倒しで補助事業の申請並びに石綿管を中心とした老朽管更新事業も並行して進めていく予定でございます。

以上でございます。

○議長（野中嘉之君） 森田義昭君。

○1番（森田義昭君） 平成28年4月からスタートと聞いておりますが、その準備段階での難しい問題、また弊害などがありましたら伺いたいと思います。

○議長（野中嘉之君） 荻野環境水道課長。

[環境水道課長（荻野恭司君）登壇]

○環境水道課長（荻野恭司君） 企業団がスタートいたします平成28年の4月時点の給水人口が先ほどから申し上げています3市5町全体で約44万4,000人余りと推定しております。これは末端給水までを担当する企業団としては全国の上位と聞いております。企業団にかわってからも、町民サービスが低下することがないように、専門部会としまして、1つが総務管理部会、2つ目としまして営業業務部会、3つ目としまして給水業務部会、4つ目としまして工務建設部会、5つ目としまして維持管理部会、この5つを設置しまして、細部について担当者によるすり合わせを行っております。平成28年4月スタートに向けまして、万全を期すよう準備を進めております。

以上でございます。

○議長（野中嘉之君） 森田義昭君。

○1番（森田義昭君） 次の質問ですが、次は町民の関心度が高いと申しますか、平成28年度4月から企業団となるわけですが、4月からは水道課あるいは水道係はなくなってしまうのでしょうか。その場合に、町民からの苦情や要望等はどこが対応するのでしょうか。現在、水道屋さんの漏水当番などがありますが、そういったものはどうなっていくのかお聞きしたいと思います。

○議長（野中嘉之君） 荻野環境水道課長。

[環境水道課長（荻野恭司君）登壇]

○環境水道課長（荻野恭司君） ご質問のとおり、平成28年4月から企業団がスタートするという計画でございまして、各市町の水道事業はその前に廃止となります。しかし、企業団の委託職員2名が当町に配置されるという計画になっております。業務の詳細につきましては、まだ決まっておりませんが、基本的にはこの委託職員が水道の使用開始・休止、水道料金等の受領、使用者の変更等、また水道料金や検針等に係る問い合わせ及び苦情等に対しても対応する予定でございまして、なお、近隣では館林支所に正職員が配置されるため、連携して業務を実施する予定でございまして、

また、役場庁舎内に企業団との調整窓口は設置される予定でございまして、町民サービスに支障のないように対応してまいりたいと考えております。

また、今、町指定店の当番等ということですが、その内容等につきましても、現在どういうふうな形にするかということを検討している状況でございまして、

以上でございます。

○議長（野中嘉之君） 森田義昭君。

○1番（森田義昭君） 今、単純に2名の方とお聞きしましたが、それで本当に十分なサービスができるのかなと今、若干心配になりました。水道料金の徴収などはどうなるのでしょうか。

○議長（野中嘉之君） 荻野環境水道課長。

[環境水道課長（荻野恭司君）登壇]

○環境水道課長（荻野恭司君） 先ほども申し上げましたとおり、板倉町には嘱託職員2名が配置されるという計画でございまして、これでスタートしながらも、状況を見ながらいろいろ対応は考えていくということで予定をされております。

また、水道料金の徴収につきましては、基本的にはこれまでと変わりません。隔月に検針を実施し、水道料金等を徴収させていただいておりますけれども、その形というのは変わっておりません。なお、支払いの方法につきましては、お客様の利便性の向上を図るために、クレジットカードの支払いが可能となるような、そんな準備を進めている状況でございまして、

以上でございます。

○議長（野中嘉之君） 森田義昭君。

○1番（森田義昭君） また素朴な質問で申しわけないのですが、クレジットカード、年配の方になじみの薄い言葉ではないかなと思います。その辺の年配の方に対しての思いやり、その含みもぜひ意気込みを聞かせていただきたいと思います。

○議長（野中嘉之君） 荻野環境水道課長。

[環境水道課長（荻野恭司君）登壇]

○環境水道課長（荻野恭司君） このクレジットカードでの支払いといいますのは、全国的に見ましても、まだ事例というのが少ないというふうに聞いております。ただ、ご存じのとおりカードで買い物をされるということは大変多くなってきている状況があるかと思えます。板倉町につきましては、水道料金の徴収関係につきましては、現金で昔からやっているとおり、納めていただいている方、また口座からの引き落としで納入いただいている方、そういった方がございます。口座からの引き落としということでは、役場庁舎のほうに来ていただかなくても徴収できるという利点がございます。また、1つスタートしまして、一步前に出るという形でのそのクレジットカードの使用ということになるわけですが、こちらにつきましては、例えばですけれども、水道料金の滞納関係、これも一旦はそのクレジット会社が支払うということになります。クレジット会社のほうがそのカードの所有者のほうへ料金を請求していくという、そういった利点もございます。なかなかお年寄りの方にはなじみはないかなというところではありますけれども、全国的にはまだ数が少ないということでもございますけれども、周知のほうは少しずつ進めてまいります。利用者の方の選択肢の一つということで考えていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 森田義昭君。

○1番（森田義昭君） 真新しいことをやりますと、混乱も生じるのかなと思います。先ほど冒頭にも言いましたが、振り込め詐欺などもこのように活用されるのではないかなと心配はします。それとは別に、板倉町の水道料金は近隣市町に比べて高いのでしょうか、それとも安いのでしょうか、伺いたいと思います。

○議長（野中嘉之君） 荻野環境水道課長。

[環境水道課長（荻野恭司君）登壇]

○環境水道課長（荻野恭司君） 板倉町の水道料金というご質問ですけれども、量水器としましては、一般家庭で一般的に使用されておりますのが、口径13ミリメートルと口径の20ミリメートル、この2つが板倉町ではございます。その家庭の1カ月当たりの概算使用料を30立方メートルといたしまして比較したものを申し上げます。口径13ミリメートルにつきましては、消費税抜きということになりますが、板倉町では4,050円です。この広域化に向けて取り組んでいる8団体、この中で最低が大泉で2,635円、また最高がみどり市で4,350円となっております。また、口径20ミリメートルで比較しますと、板倉町では4,100円、最低が大泉の3,685円、最高がみどり市の5,250円となっておりますので、13ミリメートル及び20ミリメートルともに広域事業の構成8団体の中ではおおむね平均的な料金というふうになると考えております。

以上でございます。

○議長（野中嘉之君） 森田義昭君。

○1番（森田義昭君） 企業団となってからも水道料金は現行を維持すると説明がありました。どれくらいの年数を維持できるのかシミュレーションはされているわけですか。

○議長（野中嘉之君） 荻野環境水道課長。

[環境水道課長（荻野恭司君）登壇]

○環境水道課長（荻野恭司君） 企業団スタート時の水道料金は、現行のまま各市町ごとの料金となります。料金の統一につきましては、具体的には広域化後に決めていくということになるわけですが、現状

では広域化後、大体3年から4年を目途に実態を見まして、料金をどうするか検討していくという見込みで
ございます。

以上でございます。

○議長（野中嘉之君） 森田義昭君。

○1番（森田義昭君） また、企業団となることで、平成36年度まで赤字を出さずにいけると説明がありました。その理由は何なのか伺いたいと思います。

○議長（野中嘉之君） 荻野環境水道課長。

[環境水道課長（荻野恭司君）登壇]

○環境水道課長（荻野恭司君） 広域化しないで、各市町単位での財政シミュレーションでは、8団体とも
近いうちに赤字に転じてしまうと推定しております。広域化することで維持管理コストを低減し、効率的な
事業経営と運営基盤の強化が図られます。加えて、サービス水準を向上させながら、水道水の単価を維持し
ていけると考えております。つまり施設の統廃合に当たり、再構築する費用は必要ですが、施設の統廃合と
国庫補助金が見込めますので、これらが約65億円近くが削減効果が見込まれております。

また、広域化によりまして、職員を減らすことによりまして、人件費を約26億円近く削減できることにな
ります。ただし、包括業務委託の拡大により、維持管理費を含みます委託業務費用が約1億円弱増えること
になります。

以上まとめますと、10年の計画期間におきまして、施設整備関係では約65億円近くが削減でき、人件費で
は約25億円余りが削減できることになります。両方合わせますと約90億円程度の削減となるものでござい
ます。

最初にご答弁しましたように、今後は人口が減少し、水道使用料も減り、営業収益も減少してまいります。
そのような中でも削減の効果によりまして、黒字が確保できると見込んでおります。

以上でございます。

○議長（野中嘉之君） 森田義昭君。

○1番（森田義昭君） 長々と広域水道企業団についていろいろ質問してまいりました。広域化することで
町民の利益につながるとなれば、大変結構なことだと思います。しかし、お年寄りに優しい思いやりのある
やり方が必要かと感じました。一番心配される料金についても据え置きでいってもらえるということなので、
あるいはもしかすると値下げも検討していただけるのかもしれませんが。現在の準備作業も通常の業務に
プラスしての業務であると思いますので、忙しくなると思いますが、無事スタートできるようにしっかり準
備をお願いしたいと思います。

若干時間残っておりますが、以上で私の質問を終わります。本日も質問に対し、町長を初め各執行部の方
々の率直な答弁に大変感謝申し上げ、終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（野中嘉之君） 以上で森田義昭君の一般質問が終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

10時15分より再開いたします。

休 憩 （午前 9時58分）

再開 (午前10時15分)

○議長(野中嘉之君) 再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

通告2番、青木秀夫君。

なお、質問の時間は60分です。

[9番(青木秀夫君)登壇]

○9番(青木秀夫君) 9番の青木です。よろしくお願いいたします。

あしたは12月10日、言論の自由が制限されるのではないかと大変心配されている特定秘密保護法が施行される日ですが、衆議院選の影響か、あるいは年末のせわしないためなのか、余り大きなニュースにもなっていませんが、これ大変な世の中が来るのではないかと一部心配もされているわけです。

そこで、その衆議院選挙も今、後半戦に入っているわけですが、盛り上がり欠けているようで、低投票率が予想されております。政治離れ、選挙離れが加速されているようで、民主主義の危機、民主主義が崩壊する方向に知らず知らず向かっているのではないかと大変心配しているところです。選挙権は先人が血を流して獲得した大切な権利であるにもかかわらず、今はすっかりその大切さを忘れている人が増えているようです。この投票権だけはぜひ実行していただきたいと思っております。

さて、栗原町長も就任して6年になっております。6年という年月は小学生が卒業するほどの長い期間でもあるわけですが、過ぎてみるとあっという間の6年ということもあるわけです。この人間社会の出来事は、自然界の現象と違って、人が何らかの力を加えない限り、あるいは働きかけない限り、作用も反作用もありません。何事も誰かが働きかけない限りどのような結果も生まれません。町長の選挙公約である「合併への取り組み」も働きかけると、いろいろな結果が生じて、さまざまな問題が生まれてくるのではないのでしょうか。合併ですから、まず相手の自治体、板倉町の議会、板倉住民など、それぞれの関係者の意向を尊重すればするほど、関係者が多くなればなるほど合併の取り組みも複雑化し、立ち往生、身動きとれない状況となることもあるのではないのでしょうか。平成の大合併も一段落、マスコミ初め社会全体の合併熱が鎮静化しているところです。

そのような中で、正面から合併に取り組むという町長の選挙公約を妨げている要因は幾つかあると思うが、その点をお聞きしたいところです。いろいろあると思うのですが、要因ですから、この二、三点に絞って、今まで以上に一步踏み込んだ答弁を期待します。

といいますのは、平成23年9月の議会の今村議員の合併についての質問に対して、8,000字、原稿用紙20枚に相当するほどの答弁があります。また、私の質問にも同様の趣旨の答弁をされております。きょうはそれから3年経過しているわけですから、合併についてはその後進展しているのか、停滞しているのか、停滞の要因は何かと。今までの答弁を踏まえて、今まで以上に一步でも二歩でも踏み込んで具体的な答弁を期待していますので、よろしくお願いいたします。

○議長(野中嘉之君) 町長、栗原実君。

[町長(栗原実君)登壇]

○町長(栗原実君) 8,000字かどうかわかりませんが、合併については同じ答弁を繰り返しております。基本的に阻害する要因あるいは進まない要因は何かと一言で言えば、1市5町の足並みがそろわな

いと、足並みどころか、最近では館林市そのものが合併を呼びかけなくなってきているということは事実であろうと思います。それに対して、我が町がそれでは栗原は合併推進論者であるから、呼びかければよいではないかという自問自答もございしますが、私の板倉町の状況では、合併を中心となって呼びかける立場にもないということも踏まえた上での今日までの判断であります。1市5町については重複をするかもしれませんが、当時館林市が中心となったものに対して呼びかけが1市5町、邑楽郡の中で大泉だけを当時の事情により省いたということで、1市4町で出発をしたという問題が1つはあったのではないかと分析しております。それは西邑楽がどうしても3町がいろんな面で共同の事業、先ほども出ましたが、ごみ処理とか、いろんな面を一部共同体として進んでおる流れの中で、いわゆる大泉さんが入っていなかったということに対しての千代田、邑楽町のいわゆる姿勢が合併については消極的だということでありました。加えて、明和町さんは当初から依然として反対の姿勢を堅持しておるといふか、そういう状況でございまして、西のほうは大泉を巻き込まなければだめだと、今の町長も合併は反対であります。

そういう流れの中で1市2町、これはいわゆる館林警察署管内ということに言いかえてもいいと思います。西邑楽3町は大泉警察署管内と言いかえてもよろしいかと思いますが、1市2町の考え方も含めて私自身は考えてみる形ではありますが、これも中核であるほぼ8万人を維持している館林市からの動きが非常に消極的だという流れの中で、私と明和の町長あるいは市長との個人的な例えば宴席あるいはその他の会合の席等で広域合併はなかなか難しいだろう。1市2町という形でもということですが、その1市2町も明和町が強く反対をしているということが進まない。加えて1市1町でもよろしいという館林市は私の町に対しては呼びかけは市長としてはしておりますが、私も合併推進をする立場でありましたので、その後、当選してから公約にのっとなって、町民の皆さんの、私はそういうことで当選をしましたが、果たして、でもそれはどうなのかということを確認する意味で、アンケートもとらせていただきましたが、おおむね私の予想どおり、賛成・どちらかという賛成が46%、反対・どちらかという反対が19%、おおむね20%、どちらとも言えないというのが30.7%、そのどちらとも言えないというのを2分の1をとるか、あるいは賛成と反対の2対1の比率で分け合っても、とりようによっては70%近くが賛成になるかもしれない、あるいは半分ずつどちらとも言えないを分け合っても15%ですから、60%を超えるだろうということも含めて、その後そういう会議に臨んだ結果がそういったことでもあったということで、その後、そういった私的な関係の流れの中で、依然としてそういう状況が続いているということで、同じ答弁にならざるを得ないと思っております。

○議長（野中嘉之君） 青木秀夫君。

○9番（青木秀夫君） 今、幾つかこの合併を阻んでいる要因が示されましたが、それらの合併を妨げる要因がこの6年間合併実現を塩漬け状態、膠着状態にしたということなのではないでしょうか。そういう状況の中にあっても、それではこの合併に向けて前進させるような明るい材料と申しますか、見通しというか、何か、何にもないのでしょうか。何か1つぐらいあれば、1つあったら示していただければと思うのですが。

○議長（野中嘉之君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 館林市さんが表向き動いてはおりませんが、いわゆる全ての諸団体、私が町長になる前と前町長の時代とで大きく違うところは、例えば広域的な交流の場、それは例えば全ての団体がややそういうふうに見えるのですが、以前は町単独で1年間の新年会をやっていたものが、単独とプラスして、例

えば構成町があるとすれば、その構成町全体でと、同じような団体の懇親会とか新年会、そういったもの、いわゆる触れ合いの機会を広域的にやや2回になっている感じがいたしまして、それは館林市の指示で、まずいわゆるトップ同士で話し合っ、ちが明かないのであれば、いわゆるちが明かないと言うよりも、反対という、あるいは話に乗らないという状況の中であれば、とりあえず民間の交流を深めてという機会を多くつくっているのではないかという感じはいたしますし、市長ともそういった手法で、これは時間がかかるかもしれませんが、底辺から板倉町、明和町、館林市の垣根を飛び越える形でのいわゆる共通認識、信頼感あるいは短さ、いろんな面のいわゆる築き上げるという手法で出ている、そういう考え方で進めているような感じがいたします。そんなところが1つ挙げれば感じがいたします。

○議長（野中嘉之君） 青木秀夫君。

○9番（青木秀夫君） 今示された合併の阻害要因を今後どのような形で、どのような方法で、どのようなスケジュールでこれを取り除いて、合併に取り組むことを考えているのか。今のところは今までの答弁ですと、何か前向きな答弁もいただけないようなのです。自然現象と違って、人間社会では何事も誰かがある行為を起こさない限り、どのような結果も生まれません。この世論も誰かが言い出さない限り賛成論も反対論も形成されません。ただ、この世論形成には大きなエネルギーと多くの時間が必要となります。しかも多くの困難と努力も伴うはずです。少人数の議会でも、各議員の意見を集約させるのは難しいのです。

その点、町長は合併推進の発起人には最適なのではないのでしょうか。合併に正面から取り組むという町長の選挙公約、町長の主張が選挙結果で信任済みとなっているからです。リーダーシップを思う存分発揮できる強大な権限、力が与えられているのです。町長の強い権限に腹七分目、妥協という心構えを加えれば、合併推進も「鬼に金棒」となるのではないのでしょうか。ほとんどの人は進学、結婚、就職など全てのことは妥協の産物の結果として生活しているのではないのでしょうか。合併も妥協なしには成立しないのではないのでしょうか。

合併について、大ざっぱに賛成か否か、AかBかで問えば、多くの町民が合併賛成、合併を望んでいることは先ほどの町長の答弁からもわかります。その合併に関する町民の意識調査、いわゆるアンケート調査結果についても、それは出ていると町長もこの23年9月の議会で今村議員への答弁でも、先ほどと同じように住民アンケートの結果、合併推進してもよいという考え方の皆さんが多かったと受けとめていると。合併賛成者が多いことを認めております。

ただ、先ほど町長の答弁にもありますように、一步踏み込んで1市1町とか、1市2町、1市4町と合併の組み合わせを選択肢を細かく多くして問えば、1市1町より1市2町を希望する回答が多くなるのは当然の結果であると思うのです。次から次へと細部にわたって問題点を取り上げて比較検討すると、結果として結論に至らないのは、合併だけでなく、何事も共通している現象ではないのでしょうか。

新庁舎も大切ですが、心配したら切りがなく、何事もほどほどで妥協しない限り事はなさないのではないのでしょうか。最善、ベストを求めているのは、進学も就職も結婚も何事も成就しないのではないのでしょうか。

また、何事をまとめるにも、当事者、関係者は少なく、条件も少なく、緩いほうがまとまりやすいのではないのでしょうか。そういう視点に立って、館林市との1市1町の合併をどのような形であれ、申し込むような考えはないのかお伺いしたいのです。

○議長（野中嘉之君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 肝心のその点が重要だろうと私も思っております。先ほど賛成、反対のデータを読み上げましたが、これも既に答弁の中にしてございますが、町民の意向のいわゆる形、1市2町でも1市4町でも1市5町でも、おおむね50%以上の賛成がございます。1市1町だけが町民の皆さんで16.7%ということで、いわゆる16%、10人のうち1.6人きり賛成しないと、2割弱ということでありまして、それを推進をするべきかどうかということについては、私は町民の意向をそれを尊重せざるを得ないという立場であります。

逆に言えば、二元代表制でもございますし、議員さんそのものも既に6年間合併推進特別委員会も設置をされて、それほど重要なことをなぜ議会が議論をしないのか、議会の総意として「栗原、16.7%でもいいから、我々も一緒に戦うあるいは進める、協力する」というようなことで強い援護射撃でも、だって10人のうち2人きり賛成しない形を進めるのは、二元代表制である片一方の意見を重要視せざるを得ないですよ。そのための特別委員会も議会という形でありながら、1回も開かない状況で、個人的な質問として過去ございますが、何回か議論をしていただきたいということも私は申し上げてきておりまして、私の考え方はそういうことではありますが、ぜひそういう意味で、現実のアンケートの結果を踏まえ、確かに少数のほうが進めやすいです。ですから、首長同士で寄って協議をし、正式な国をも入れて協議をした結果が、たった1回でしたが、こういう結果でしたというのは既に申し述べてあるとおりでありまして、その中で我が町が1市1町でもよろしいという結論をいわゆる交渉として大きなしかりとしたものを持つためには、私だけの考えだけでは進められないのは20%弱の町民の支持きりないわけですから、1市1町では。ぜひそういったことも含め議会の議員さんも他人事ではなく、二元代表制、二元代表制ということで、都合のいいときには二元代表制を出しながら、こういったことに1回も議論をしていただけないのは非常に残念であると、議会の皆さんが全員それでやれというぐらいのものがなければ、支持が2割きりないものを強く進めるわけにはいかないというのが私の立場であります。いつでも館林の市長は板倉さんとだけでも合併しますよ。板倉が合併を、うちと板倉で合併をすれば、明和町だって1人ではいられなくなるという、それは理論的に市長も私も承知をしておりますが、そのいわゆる選択肢の一つが余りにもこういう数字でございますので、私としてはそのスタンスで行かざるを得ないということで、非常に地道な苦勞といえますか、そういった状況を続けているところであります。

ちなみに1市5町、ほとんど先ほど青木議員の論理で言えば、人数が首長が2人で合意することよりも、6人で合意することは非常に難しいですが、1市5町の板倉町の支持が1市1町より高いのですよ。難しいことでもそちらのほうがまだいいと言っているのです。ですから、裏を返せば、1市1町とは町民の皆さんのいわゆる考え方は、「そんなに館林と郡内でほかの町もこれだけあるのに、板倉町がすり寄っていかなければ、この町はやっていけないかい、食えないかい、あるいはそんなに困っているんかい」というような論理のあらわれなのでもあろうか。いわゆる不安だということのあらわれが10人のうちおよそ8.5名が賛成しないと、1市1町だと言っているのですからということで、そこに難しさがある。ぜひこれから時間もございますし、十分どなたが委員長になるかわかりませんが、板倉町の議会の特別委員会は、みんな議員さんの、そんなこと言うとは行き過ぎかもしれませんが、後に訂正しますが、委員長欲しさか、あるいは肩書き欲しさで特別委員会が設置されているような感じにも見えなくはない。実質議論をしていただきたいと思

ます。議員さんの中でまとまらないものは私は推進ができないということにもなりますので、下からやれ、やれ、やれと言って、最後にはしごを外されたのではメンツも立場もなくなってしまうということもあります。そういうことで慎重に対応しているところであります。

○議長（野中嘉之君） 青木秀夫君。

○9番（青木秀夫君） 先ほどのその1市1町の合併の賛成者が16%とか、反対者は多いとかというのは、これは議論のすり替えだと思うのです。詭弁な答弁だと思いますよ。合併に賛成かということがまず第1段階、1回の話ですよ。それで、合併が反対か賛成かで、その上で賛成者の中で、さらに今度はAかBかではない。CかDかですべてのわけですから、そうなれば当然1市1町より1市2町の賛成のほうがいいのではないですかという結果が出るのは、これは当然で、1回の議論と2回の議論をすり替えてしているようにも受けるので、それは正確な答えとはなっていないのではないかと思うのです。その合併を進めるのには、勉強会とか、あるいは研究会とか、先ほど言われた任意協議会から法定協議会を設置されたとしても、その後合併成立に至るまで、この事務手続等で平均2年の年月を要していると言われております。その間、交渉の過程で、場合によっては最終局面で御破算とか、決裂という事例もよく起きているようですから、どのような形式であれ、早急に合併についての立ち上げて働きかけない限り、結果は先に進まないと思うのです。先ほど町長が言うように、メリット・デメリット論を展開して、合併の是非を論じている人は、これは一部の利害関係を持っている反対論を展開している人たちだけです。合併賛成者に比べれば、小数派の意見ではないかと思うのです。民主主義のこの原理原則である多数決に従えば、この合併賛成者の多数意見を尊重しなければならぬと思うのです。

先ほどのその16.7%だか16.5%という数字は、これは私は真実だと思わないのです。後で伺いますけれども、合併の実現については、ベストやベターでなく、これはバッドでなければいいぐらいな妥協の心構え、覚悟を持って進めない限りこれ難しいのではないかと思うのです。先ほど町長の答弁によると、議会の努力が足りない。何が足りないというのはわかるのですけれども、それを説得して引っ張っていくのがリーダーシップだと私は思うのです。

それで、何度も同じことを申し上げますが、就職や結婚も同じく、合併も細部にこだわると、成立は難しいのではないのでしょうか。合併済みの市町村の大多数の住民も細部にわたってメリット・デメリット論を比較検討し、合併に賛成しているとは到底これ思えないのですよ。大体おおよその賛成、今までも1,000以上の合併が行われておるわけですよ、これ平成の大合併という。そういうところでも、そういった細部の議論で合併に賛成しているとは到底思えない。大体合併に賛成の第一番は、行政の効率化によって行政コストが削減されて、経費削減になるだろうということと、あとは漠然としているけれども、邑楽郡が館林になればいいかなとか、そんなことが大きな要因になっているのではないかと思うのです。郡から市になるほうがいいのではないかというようなことで合併に賛意を示している人が多いというふうに私は受けとめております。

そこで、合併賛成者が多かったこのアンケート調査結果と、町長も選挙公約で合併に賛成なのですから、この両者を合わせれば、館林との1市1町の合併であっても、スムーズに何の抵抗もなく進むのではないかと思うのですが、これどうなのでしょう。町民は反対しないと思うのですけれども。

○議長（野中嘉之君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 青木さんは青木さん流の論理展開をなされるのですから、それも参考にお伺いをするわけではありますが、違うアンケートの、ここにありますように、町民の皆さんにも全部、それからこれは関係自治体にも全てこの結果もこれも送ってありまして、板倉町の姿勢はこうですよ。私の挨拶、考え方はこうですよ。全てそれに対して、それを踏まえて寄った結果がさっきのいわゆる1市5町の形が全くそろっていないということで、それは今日も来ているということでもあります。板倉町の中でもニュータウンに該当する30、31、32、行政区の中でも都市化しているところほどという表現で適当かどうかわかりませんが、合併の支持はすごく高いです。特にニュータウン等におきましては、相当他の地区の倍、3倍ぐらいのいわゆる賛成派がございます。あるいはまた逆に言うと、ほかの既存の集落におきまして、どちらかというと農村部に近い形になるほど合併は反対であります。いわゆる合併の賛成の支持率が下がっております。それは一番農協の合併においては、では農村地帯が高いかということ、それでも農協は農家の代表の合併ですが、農村地域のいわゆるそういうアンケート結果も同じであります。さらには、ですから不思議なのです。農村地域のほうが何でも反対というように言える傾向があるということも数字上出ております。それから、20代、30代、40代、いわゆるこれから町を真剣に考える方々は合併に賛成が比較的傾向的には多いです。お年を召すほど、どういうわけか70を超した年代の人ほど、このアンケート結果を分析すると、さっき言った40代以前よりは、それに準じて高いと。いわゆる50代、60代の方が比較的、総合的には反対者というのは少ないのですが、そういう流れで分析はされております。いずれにしてもそういうことを踏まえた上で、何回もこれは申し上げておりますが、館林市が提案したのは1市4町なのです。1市4町について私は合併を推進をそういうことであればテーブルにもものらないなんていう話はないでしょうと、うちの町だけ取り残されたらどうするのですかというのが、それを合併に対しては推進論者という私は自分でそういう考え方であったということは再三述べてあります。

1市4町ができないのですから、1市1町か2町か、選択肢が1市5町ぐらいきりない、それをお伺いもさせていただいた結果が16.7%というのは、町民にとって最も選択肢としては嫌な、いわゆる支持できない選択肢が出てきているわけでありまして、それを「総体的には町民の皆さんでは賛成が多いんだから、それでやっちゃえよ」というような無責任なわけにはいかないということも踏まえて、8,000字ほどの答弁を何回も繰り返しをしているところであります。

ですから、1市1町がそこで重要なのですよ、最低。町民の皆さんに聞いては16%なのですけれども、賛成派は。議会の皆さんはそれを凝縮した代表者ですから、どうなのですかと、議論をしていただきたいと再三再四言ってきているのではないかと。それは理論のすり替えではないのです。まず、直近の一番有効な二元代表制の片一方に参考意見をどうしても聞かなくてはならないという私の考え方からして、それを検討もしていただきたいというのは、議会も無関心であろうと、私を攻撃するなり、姿勢を問うなりの資格はないというふうに私は今の現状ではですよ。ぜひご議論をいただき、議会として3対4とか、5対4とかいろいろあるでしょうけれども、議論をしていただいて、1市1町でやれということであれば、やはり町民の皆さんに、議員も矢面に立っていただいて、全面的に栗原町長を支持するということで、そうすれば、果たしてそれでも住民の投票までしなくてはならないような状況になるかもしれません。何せ主権在民なのですから。そういうことで私は今のところ残念ながら選択肢としてはそういう姿勢を持ちつつ、明和町さんに呼びかけ

ていくという以外にないと。市長もやむを得ないと、それでいく以外にないと。とるべき手段は民間交流を、要するに底辺の考え方をどんどん交流をしていただいて、ですから1つ例を挙げれば、少年補導員とか、防犯協会とか、板倉町でも新年会もありますが、館林警察署の管内でも同じようなメンバーで、無駄なことだなと思いますが、ありますが、それを館林が積極的に商工会関係も板倉の商工会で新年会、意見交換会をやって、また邑楽、館林でやるとか、そういう非常にそれは無駄な面かなと思いますが、館林が地道にそういう民間同士の交流を活発化させて、気持ちを同じくさせて、1つにだんだんなるように努力して、それには期間がかかるけれども、それまでそういったことをして、合併の機運を盛り上げようというような、そういう努力をなさっているということでもあります。そういうことでもあります。

○議長（野中嘉之君） 青木秀夫君。

○9番（青木秀夫君） これ町長の主導とか、リーダーシップ、町長の権限は絶大なのですから、リーダーシップを発揮して、議会の力なんて説得するぐらいな意気込みでやっていただかないと、合併は前に進まないと思うのですよ。町長のリーダーシップで合併推進をすることがこれは手順、手続も含めて、一番簡単で、これ近道であると思うのです。住民からの直接請求による合併提案となると、これは幾つものハードルを越えなければなりませんし、時間と大きなエネルギーが必要になるわけです。

平成22年の9月1日付の合併に関する町民意識調査、そのアンケート調査の実施に当たっての資料の中に、平成の合併を推進した合併特例法は、22年の3月に改正され、その役割は終えたという記述があるのですが、そうなのでしょうか。改正後もほとんど99%同じ内容、同じ効力を持って、これ平成32年まで延長されているのではないかと思うのですが、これはいかがですか。合併特例法で生きているのですか。一言でいいですよ。町長、一言ね。次、まだ聞くこといっぱいあるので。

○議長（野中嘉之君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） いずれにしても、そういう意味では、合併をした町が支所とか、いわゆる旧役場を維持するのが思いのほか閉鎖をする予定だったけれども、閉鎖ができない。維持費がかかるから。それに対して、またついこの間も国の法律が変わって、維持費は国で持とうとかいうことですから、基本的にはそこそこ堅持はされているのかなという感じはいたしますが、詳しい法がどうなっているかというのは後で確認をさせます。

○議長（野中嘉之君） 青木秀夫君。

○9番（青木秀夫君） 合併特例法は10年間延長になって生きているのですよ。調べてみてください。先ほどのそのアンケート調査についても、住民の意向、意向と言っていましたけれども、あのかのときのアンケート調査は住民全員ではないでしょう。世帯別というか、個別のアンケート調査で、結果ですよ。だから世帯主といいますか、世帯の代表者の意見がアンケート調査に出ているわけですから、住民の全員の意向ではないわけです。平成32年まで延長された合併特例法の4条に、住民の直接請求による法定の合併協議会の設置を請求できるとあります。住民発議による合併への働きかけとなると、合併実現に向けてといっても、幾つものハードルを越えなければなりません。また大変な時間と労力を要します。住民主導の合併推進は、町長の権限、考え方次第でこれまた大きく左右されるのです。町長権限の使い方が合併推進実現の鍵となるのです。この合併特例法の4条に、板倉町を合併請求者、館林市を合併対象者とする1市1町の合併を合併請求

者である板倉町の有権者の50分の1、2%以上の署名をもって代表者が合併の相手方、館林市を指名して、板倉町長に合併協議会設置を請求すると、板倉町長は合併相手の館林市長に合併協議会設置を議会に諮るか否かの意見を求めなければならないのです。そして、館林市長は板倉町長に議会に諮るか否かを回答を90日以内にしなければならないのです。そして、館林市長から合併協議会設置について議会で可決された旨の回答があった場合、板倉町長は板倉町議会に合併協議会設置について附議しなければならないのです。

問題は、合併相手の館林市議会が合併協議会の設置を可決し、合併請求者である板倉町議会が否決した場合です。その場合、町長はその結果についてどのような判断して、どのような権限行使するかが大きく前進するか否かなのです。その町長権限とは、板倉町議会の否決に対して、板倉町長は町選挙管理委員会に対し、合併協議会設置について住民投票にかける請求権を持っているのです。議会に否決された場合、法定協議会設置について住民投票の実施を選挙管理委員会に請求する考えはあるか、これは仮定の話ですけれども、いかがでしょうか。

○議長（野中嘉之君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 今お話しされたようなことは、近場のいい例では、岩舟町で徹底的にやり抜いて、結果としてついこの間栃木市に、佐野から呼びかけられ、栃木市に呼びかけられ、行ったり来たり、そのたびごとに議会が賛成、反対、否決、相手方の不一致等々で繰り返した結果であります。

それはそれとして、仮定の話は答えられません。

○議長（野中嘉之君） 青木秀夫君。

○9番（青木秀夫君） では、仮定の話には答えられないから、また仮定の話が続けますけれども、町長は選挙管理委員会に法定協議会設置について住民投票実施の請求をしなかった場合、そうなりますと合併実現をさせるためには、住民が高いハードルを越えて住民投票実施に向けて動き出さなければならないわけです。そうなりますと、法定協議会設置について、板倉町これ有権者の6分の1以上の署名をもって選挙管理委員会に住民投票の請求をしなければなりません。それも30日以内という期間の中での署名を提出しなければならないわけです。その住民投票の結果、過半数の賛成となった場合は、この板倉町議会は合併協議会設置を可決したものとみなされます。合併協議会が設置されるのですが、これされるのには住民の直接請求による合併実現はこれ幾つもの難関を超えなければなりません。合併協議会設置させるだけでも2年という年月をこれ要するのです。その後、法定協議会設置後の実質協議期間を考えると、合併は相当先になってしまうので、住民請求による合併よりも、町長主導の合併のほうが時間も短縮できると思うのです。この合併については何度も同じことを伺うのですけれども、町長の主張は選挙でこれ信任されておるのですよ。合併賛成なのでしょう。住民の意思は雑なアンケート調査でもこれ確認されているのです。賛成者が多いのです。ともに賛成なのです。合併の組み合わせ方が少し問題になっているだけなのです。栗原町長も就任以来6年になるわけですから、選挙公約の実現に向けて最善より、次善の策として、目標を下げてでも館林との1市1町の合併にリーダーシップを発揮して取り組む考えはないか、再度伺いたいと思うのです。1市1町の当事者が少ないほうが交渉事はスムーズにいくと思うのです。同じ質問なのですけれども、簡単に一言でお願いします。

○議長（野中嘉之君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） ですから。館林の市長から「栗原君と、板倉が来るというのならいつでもいいよ」と、来るという表現は使わないですけども、館林は板倉とだけでもいいよという話はずっとしていただきます。それに対して選択肢の最低限のものを示した流れの中で、先ほど言った数字が一番町民の皆さんがアレルギーを持つ選択肢を選ぶためには、やはり皆さんは町民の皆さんの代表者である強い議会の味方も必要であるということも踏まえ、それでも最悪の場合には、先ほど言ったいろんな手続で、いろんな例えば町をひっくり返すような大騒ぎにもなる可能性もありますので、最低限議員さん、議会は板倉町は特別委員会まで設置しているのですから、ぜひ議論をしてくださいというような、それも何回か既にこういった形で答弁の中でお願いをしているのですが、ですから議会も多分まとまらないのだろうかと、あるいはそういう論議そのものを議員さんそのものも嫌っているのだろうか。できれば委員長さんを中心に一本化、議会としてはこうだという形を示していただくことは、より例えば議会も賛成であるということは、そういう1市1町でも進めるのに好都合、私はそうすれば返事をすればいいのですから。ということで、ぜひそういうことで進めていただきたいと思ひますし、今のところ今のスタンスをとらざるを得ないと、ほかの結婚相手、幾らこちらが好きだ、好きだと言っても、相手が館林さんだけはいいと言っていますけれども、ほかはそういう機運にないということです。

○議長（野中嘉之君） 青木秀夫君。

○9番（青木秀夫君） 館林市がどうするかとか、館林市がもう少し積極的になればという町長答弁があります。

○町長（栗原 実君） そうではないですよ。板倉がと言っているのです。

○9番（青木秀夫君） いや、いや、これは議事録に載っていることを言っているのです。その町長答弁を「受け身、他力本願ではないか」という私の質問に対して、町長は「他力本願というのは不本意であると、こういう姿勢を持っているというアンケート結果を他市町に伝えている」と答弁しているのですが、合併も婚活や就活などと同様に、履歴書やそれだけを提出されるだけでは、なかなか成果は上がらないのではないのでしょうか。妥協の心構えを持ちながら、みずから積極的に働きかける。議会は頼りにしなくても、町長のリーダーシップでも十分これはできるわけですから、ぜひそのリーダーシップを発揮していただきたいと思うのです。

先般、桐生市がみどり市に合併の申し込みをされました。板倉町が館林市に合併を申し込みする。それと同様に考えはないのか伺いたいと思うのです。1市1町の合併でも多くの町民は賛成するのではないのでしょうか、あのアンケート調査結果から。心配でしたら、先ほど町長も言われていたように、住民投票のほうを実施して確認してみたらいかがなのでしょう。今、万人が認めてる少子高齢化、人工減少社会の到来、間近に迫っている庁舎建設などを念頭に置くと、館林への合併の申し込みを速やかにすべきかと思うのです。広域行政、先ほども質問にありましたが、水道事業とか、ごみ処理場などのそういった問題は波風立わずスムーズに広域行政は進むのですけれども、合併となるとメリット、デメリットとかが論じられて、なかなか前に進まないわけです。それでも、住民投票を実施する考えがないか、一言ではお答えいただけますか、もう一つ聞きたいので。

○議長（野中嘉之君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） いろいろ選択肢の中には、やはり6年もたっていますから、そういった形もあるかもしれないという、そんな程度です。やるということは断言できませんし、やらないとも言えません。町民の意向を正確に把握するということであります。いざそういう決断をしたときには、ただ、その決断の中に何だかんだ言っても、私は議会、議会と言っていますけれども、議会が反対をすれば全て立ち往生してしまうのですよ、こちらの。しかもこちらが申し込んでおいて、地元の議会が万が一反対だなんていったら、全然町として体なさないではないですか。そういうことを踏まえて議会の意見を聞かせていただきたいと言っています。

○議長（野中嘉之君） 青木秀夫君。

○9番（青木秀夫君） 住民投票を実施してまでやる意欲はないのでしょうか。その議会の意思よりも、それが一番ストレートなわけですよ、民主主義ですから。それで、住民投票も即実施していただけないとなると、これ誰かが発起人となって合併特例法のこの4条を使って、住民の直接請求で館林と1市1町の合併を發議して、民意を問うしか方法はないと思うのです。合併推進は私も一応選挙公約で出しておるわけですので、合併請求の発起人の一員に加わって、合併に賛成か否かの、反対かの住民投票実施にこぎつけるようこれから努力していきたいと思うのです。その住民投票請求に必要なこの6分の1以上の請求を30日以内という短期間に集めるという作業は大変ですが、それを乗り越えさえすれば、住民投票は実施されるわけですので、そうすれば議会が反対しようが、町長が反対しようが、町長は反対しないのでしょうか。

○町長（栗原 実君） しないです。

○9番（青木秀夫君） 民主主義ですから、民意がはっきりするわけです。町の結果はどうかはこれわかりませんが、それに向けて頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

第1段階で、その50分の1、2%ということになると、板倉の有権者ですと300人足らずで合併協議会の設置の請求ができるわけですから、まず第一にそれを早速実施したいと思うのです。それにできるだけ町長のほうも協力していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（野中嘉之君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 先ほど言ったように、法的手続で要求をするということは、議員さん1人の多分お力でもそんなに難しくはないぐらいの問題でしょうから、ぜひそれを邪魔するつもりは毛頭ございませんので、お願ひをしたいとも思っております。お願ひをするというより、ご自由にやっていただきたい。

それよりも、私の立場はいろんな煩わしさを考えるより、できれば議会さんでも話し合っていて、およそ多数決でも、どちらが多いとか、1市1町ということになればですよ。それらを踏まえて自分なりに町民の意向を改めて問い直すとか、何も6年前のアンケートが今同じだとも思っていないから、そういうことも含め、しかも将来若い人たちのことを考え、私自身は既にいつやめてもいいという覚悟で最初から合併も推進論者ということで提示していますし、そういうことでありますので、ぜひできればそういった特定の議員さんだけが特定のお骨折りを折るような形でなく、まずみんなで板倉町の議会の議員さんとして、議会として議論をしていただき、そういったものを参考にさせていただいた上で、アンケートなり、もう一回い

ろんな形でとるなり、住民投票ということも今この場ではそれを行うことにどのくらいの法的な問題とかも細かく私も承知しておりませんから、そういったものも精査した上で、やれるものならやっても構わないとも思いますし、その判断をまだここで明言はするわけにいきませんが、いわゆる1市1町ということでも、町民の皆さんの意向がやるほうが望ましい、あるいはやれという声が出るのであれば、これは強い味方ですから、東洋大学さんを初め企業さんも含めて、板倉町というネームバリューより、館林市というネームバリューが欲しい、あるいは一部事務組合でおよそ生活の基本となる病院から含めて6つぐらいやっていますが、それで広域行政が十分今は成り立つからいいのだと言っていますが、ほかの首長は。一々首長がより非常に会議を何回も開き、そのいわゆる広域行政の一部事務組合で議会を持ち、議決をし、議論をし、否決をされたり、それであれば合併をするほうがより効率的だし、私は基本として時期が過ぎても、これからの少子高齢化の社会に向かっていくためには、小さい町が独自で頑張っている姿というのはみじめなものになりますから、今の先進例を見まして、矢祭町とか、いろんな町も単独で生き残るといふ声明を出して、今現状が議員さんも日当制にしたり、町長みずからも半額にしたりとか、血のにじむような思いで町の単独の生き残りを今現在図っていますが、これから何十年生き残れるかどうか。合併しないを、反対という人は無責任であると、すぐ悪いところだけ強調してという私は論理で今日まで来ていますので、合併をしたところはもう全国で1,000例、1,200例あるわけです。確かに悪い面は先に出てきますけれども、合併は長期的に見てやるものですから、合併をしないところは変わらないですから、合併したところよりも今はいいと言っていますが、合併しない後には自分の責任で一部事務組合も組めませんし、そういったことを考えたときには、およそ結論が出るはずでありますので、推進論者として私は頑張りますので、ぜひそういうことも含めてよろしくをお願いをしたいと思います。全く阻害しません。

○議長（野中嘉之君） 青木秀夫君。

○9番（青木秀夫君） いやあ、それほど強い熱意でもって合併推進論者の栗原町長ですから、ぜひ1市1町の館林との合併だけでも前に進めて、ほかの自治体のことなんて考えずに、どうしても合併を進めたいのなら、まず進めて、そうすれば結果として、それは先ほど町長答弁にある明和町も追随してくるという可能性もありますから、まずおとりという言葉は余り適切ではないかもしれぬが、おとりになってでも早く1市1町の合併を進めてもらおうと。町民の合併に賛成か反対かというのは、おおむね私は合併に反対か賛成だけで問えば、賛成の方が相当多数が出てくると思います。その1市1町か、1市2町かとか、1市4町かとか、さらに踏み込めばこれは分かれるのは当然だと思うので、まず大ざっぱに1市1町の合併に賛成か反対かと言えば賛成者が多いと思うのです。メリット・デメリット論なんていうのを展開している人は、あれは何か利害関係を持っている一部の反対論者が展開しているだけで、大多数の方は合併に賛成しているのは、今、町長が答弁しているように、もうこの平成の大合併だけでも1,000も、1,200もの合併をしている自治体があるわけですから、おおむねそういうところの合併に賛成している方は、先ほど私が示したように、まず一番の理由としては、行政の効率化による行政経費の削減というのをまず挙げるのですけれども、それよりももっと本音のところは、漠然としたイメージアップといいますか、郡から市になるほうがいいのではないかというような、その程度の判断で賛成しているというふうには私は思うのです。非常に細かく細部に踏み込んで、デメリットとか、メリットだとかと言っている人は本当に一部の反対論者が展開しているわけで、またそういう人が声が大きいわけです。だから、合併が反対論もいるようになるのですけれども、これは住民投票

でも実施してみれば、それは明確に出ると思うので、手始めに本当にこれ町長が一番さっと住民投票でも実施するなり、それ経費かかりますけれども、だから場合によっては、全員にアンケート調査を複雑化ではなく、単純に賛成か反対かで問えば、これは明確な答えが出てくると思うのです。それもやっていただけないとなったら、これは住民がみずからやるしかないかと思しますので、私もその一員に加わって、ぜひやってみたいと思しますので、よろしくをお願いします。

○議長（野中嘉之君） ここで、先ほどの青木議員からの質問に対し答弁があります。

小嶋企画財政課長。

[企画財政課長（小嶋 栄君）登壇]

○企画財政課長（小嶋 栄君） 合併債の発行の期限の質問でございますけれども、議員おっしゃるとおり、平成31年度まで合併特例債については発行が延長されているということで……

○9番（青木秀夫君） 聞いていないよ。特例法です。

○企画財政課長（小嶋 栄君） 合併特例債については、議員おっしゃるとおり、平成31年度、平成32年3月31日まで延長されているということの期限だと思いますが。

○9番（青木秀夫君） 合併特例債のは聞いていないよ。特例法です。

○企画財政課長（小嶋 栄君） 特例法。

○9番（青木秀夫君） 特例債は、その中の特例債です。

○企画財政課長（小嶋 栄君） 失礼しました。

○9番（青木秀夫君） 大きな合併特例法が改正されて、ちょっと名前が変わって、名称変わったのですよ。

○企画財政課長（小嶋 栄君） また後ほどそうすれば、質問はご答弁したほうがよろしいでしょうか、それとも今の合併特例債の発行期限が31年度まで延長されたということでよろしいでしょうか。

○9番（青木秀夫君） 付随してなったのでしょうかけれども、合併特例法のほとんど99.9%が何か3万でも特例で市に認めるなんていう制度がなくなったぐらいなのです。細かな市町に、市の要件として3万までの特例で認めたのが除かれたぐらいなところで、ほとんど今までどおりの、合併特例債ではなく、合併特例法が10年間延長されたということを使ったのです。だから、32年まで生きているのですよ。

○企画財政課長（小嶋 栄君） そうすれば、答弁のほうは今の答弁でよろしいでしょうか。

失礼いたします。

○議長（野中嘉之君） 青木議員に申し上げます。通告時間過ぎておりますので、簡潔に願います。

○9番（青木秀夫君） では、終わります。どうもお世話になりました。

○議長（野中嘉之君） 以上で青木秀夫君の一般質問が終了しました。

ここで暫時休憩いたします。

11時30分より再開いたします。

休 憩 （午前11時18分）

再 開 （午前11時30分）

○議長（野中嘉之君） 再開します。

次に、通告3番、今村好市君。

なお、質問の時間は60分です。

あらかじめ申し上げます。今村好市君の一般質問は12時を過ぎると思われますが、ご了承ください。

[2番(今村好市君)登壇]

○2番(今村好市君) それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

私は、毎年今の時期になると、次年度の予算編成の考え方もしくは次年度における重点事業、新規事業等を中心に質問させていただいております。なぜ今の時期にやるかということなのですが、予算編成がしっかり固まってしまうと、なかなか一円たりとも動かすには事務的にも非常に大変なことになってしまいますので、できる限り予算編成中に質問をして、町民の意向も含めて予算等に反映させていただくことがいいのかなというふうに考えておりました、この時期に質問させていただいております。

昨日の議会初日の町長の挨拶の中に、今、各課長とのヒアリングを進めていると、まさに27年度の予算については、最終局面を迎えているのかなというふうに思っております。そういう中で衆議院選挙が入ってきておまして、事務的には非常に複雑な状況かなと、職員においても選挙管理委員会の辞令によって選挙事務にも従事しなくてはならない、予算編成もやらなくてはならないということで、大変な時期かなというふうに思うのですが、いずれにしても町の次年度の予算については、しっかりした基本的な考え方に基づきまして予算編成がされているというふうに思っております。

国が示す地方財政計画については、今年はさらに遅れそうなのです、選挙のために。例年でしたら2月ごろ地方財政計画提出されて、最終的に交付税とか国からの交付金等については、そこで固まってくるというふうに思うのですが、今年はさらに遅れるということで、場合によっては3月定例議会ぎりぎりにならないと、歳入財源が固まらないのかなという気もしますが、現状のところどういう予算の組み立てを考えているのか、随時質問をさせていただきます。

予算については、議員もしくは町民もご存じのとおり、住民に対する行政サービス、これを27年度については具体的にどう住民サービス、行政サービス行っていくのかという計画をつくる、金額的にもそうなのですが、その大きな目的を持っています。それと、住民が納めた税金の使い道、これが適正に公平にきちんとやはり使われているかどうか、こういうものを予算書としてしっかり住民に提示をするというのが目的になっていると思います。

それと、また町の将来にわたっての財政負担、いわゆる先行的に事業をやって行って、後年度に負担をしていかななくてはならないという事業もありますので、後年度に対する負担をどうするのかという一つの将来に対する財政計画も含めて予算というのは編成されるのかなというふうに思っております。そういうことで、27年度の予算については、提言できるものも何点かあると思いますので、提言も含めて質問をさせていただきたいと思います。

まず最初に、27年度の本町の財政運営方針、簡単で結構ですが、これは恐らくここ二、三年そんなに変わっていないと思いますので、財政課長、よろしくどうぞお願いします。

○議長(野中嘉之君) 小嶋企画財政課長。

[企画財政課長(小嶋 栄君)登壇]

○企画財政課長(小嶋 栄君) 本町の財政運営基本方針につきまして、ご答弁させていただきます。

議員おっしゃるとおり、本町の基本的な方針につきましては、例年大きな差はございません。ただ、全国

的な高齢化により人口減少する中、本町においても町税収入の大幅な伸びは期待できないという状況であります。歳出についても、扶助費や社会保障費などによる経常経費、それらが年々膨らんでおる状況でございます。さらに、新庁舎建設や一部の事務組合の病院、消防署の建設等の負担の増加などによりまして、厳しい財政状況が続くというふうな認識は持っております。そのような中で、持続可能な財政運営を行うということは、限られた財源を重点的、効率的に執行するということが私どもとしましては重要であるというふうに考えてございます。

一言で申し上げますと、その限られた財源を重点的、効率的に活用するために、創意と工夫、最大の行政効果が得られるよう、あらゆる英知を結集して取り組むということが私どもの基本的な考えとなっております。

○議長（野中嘉之君） 今村好市君。

○2番（今村好市君） 毎年同じ考え方ですね。それはそんなに変わるわけありませんので、いいのかなと。その重点的、効率的、英知を結集をしてということなのですが、その英知の部分について多少お尋ねができればというふうに思っております。

まず最初に、予算編成の重点は、今年は何を重点に挙げているのか。先ほど重点、効率ということもありましたが、どんな事業に、幾つもあると思うのですが、最重点と申しましょうか、こういう事業については今年は特に町としては力を入れていきたいというものが2つ、3つありましたらお願いいたします。企画財政課長。

○議長（野中嘉之君） 小嶋企画財政課長。

[企画財政課長（小嶋 栄君）登壇]

○企画財政課長（小嶋 栄君） 新年度の事業を組む上で、今般は町長の基本的に、重点的に予算を配分する事業というのが毎年ございます。その順番は順不同でございますが、毎年同じようなことになりましてけれども、防災力強化、子育て支援、健康増進に関することということで、特に平成27年度につきましては、今般60周年記念事業において、ただいま「健康宣言」というのを計画しているのですが、その中ではやはり健康増進にかかわる予算というのが優先的になるかなというふうなことは私ども企画財政課としては思っております。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 今村好市君。

○2番（今村好市君） そうしますと、今年度の、27年度の予算の中心になるのは、60周年記念事業もそうなのですが、町民の健康というものについて、介護だとか、医療だとか、その健康増進事業だとか、健康にかかわるものが一つの大きな柱という理解でよろしいですか。

○議長（野中嘉之君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 今の課長の答弁、不満でありますので、私のほうから訂正します。

一番何だかんだ言っても、役場の関係あるはいわゆるだからハード的な面での役場と、あとは道路関係、これは八間樋から一切含めて。それとソフト的な面で、ちょうど記念の年であるということも踏まえ、過去の結果からこれを大事にしていきたいという意味で、「健康宣言」元年の年ということで、2つと言えばそ

の2つが柱になろうかと思えます。それぞれ事業によって、中心になる柱ではあっても、片一方はお金はそんなに必要としない面もソフト的な面はありますが、やはりそうなるのかなというふうに感じます。

○議長（野中嘉之君） 今村好市君。

○2番（今村好市君） わかりました。ソフトとハードに分けて、今、町長から話がありましたとおり、ソフト面については、特にお金かからないけれども、重点的に仕事やっていきますよと。もう一点については、庁舎建設だとか、道路整備だとか、やはり町民の生活する上で必要なもの、直結するものについては、これはお金を投じてやっていきますよという方針というふうに伺いました。そういうことでよろしく願いをいたします。

次に、今、選挙の争点になっている消費税、これは先送りということになりましたけれども、本町の予算編成上、大きな影響ないと思うのですが、消費税が先送りされることによって、予算編成上影響は出てきているのか、来ていないのか。企画財政課長、お願いします。

○議長（野中嘉之君） 小嶋企画財政課長。

[企画財政課長（小嶋 栄君）登壇]

○企画財政課長（小嶋 栄君） 消費税につきましては、今年度の4月に改正されました。それで、来年の10月に10%になるということですので、ただ、早い段階に消費税については1年半先送りというような話がありましたので、来年度の編成については影響がないというふうに考えてございます。

○議長（野中嘉之君） 今村好市君。

○2番（今村好市君） 影響ないということですね。ええ、わかりました。

それと、よく予算を編成する上で、経常収支比率というのが、その市町村の財政の弾力化の指針としてよく議論されるのですが、27年度はまだわからないと思うのですが、固まっていないから。ここ数年でしょうけれども、この経常比率についてはどんな推移になっているのでしょうか。

○議長（野中嘉之君） 小嶋企画財政課長。

[企画財政課長（小嶋 栄君）登壇]

○企画財政課長（小嶋 栄君） 経常収支比率の質問でございますけれども、25年度決算で申し上げますと、経常収支比率を計算する上で、臨時財政対策債との関係でございますが、私どもとしてはそれらを含みません。87.8%が25年度決算ということでございます。24年度につきましては87.4%というような、約90%弱というようなところになってございます。

○議長（野中嘉之君） 今村好市君。

○2番（今村好市君） 80%以上になると、財政の硬直化が進んでいるという状況が判断されるという一般的な議論なのですが、板倉については87.48ということで、90%弱なのですが、少しその財政の硬直化が進んでいるのかなというふうに思うのですが、その要因としてはどんなことが考えられますか。企画財政課長。

○議長（野中嘉之君） 小嶋企画財政課長。

[企画財政課長（小嶋 栄君）登壇]

○企画財政課長（小嶋 栄君） 議員のおっしゃるとおり、経常収支比率が80%を超えますと、財政の弾力性が失われているというような見方もできます。本町の人件費につきましては、若干でございますけれども、今、減少傾向にあります。それが当然人件費なども経常経費の一つでありますので、それらが影響している

ことは。全体的なトータルとすれば影響をしておりますけれども、人件費については若干減少傾向にあります。やはり社会保障費等の費用等が増大しているというような見方もできると思います。

○議長（野中嘉之君） 今村好市君。

○2番（今村好市君） ただいまの答弁ですと、人件費についてはある程度抑えてきているということなのだけれども、財政規模からして社会保障費がちょっと大きいのではないかという企画財政課等の見通しなのですが、それは社会保障費という幅が広いのですけれども、医療なのか、介護なのか、どういうものが板倉としてはそれを要因として挙げられるのですか。その辺27年度で改善できるものは改善していかなくてはならない部分がありますので。

○議長（野中嘉之君） 小嶋企画財政課長。

[企画財政課長（小嶋 栄君）登壇]

○企画財政課長（小嶋 栄君） なかなかその辺の詳しい分析まで若干していないような状況でございますが、先ほどの答弁につけ加えさせていただきますと、私どもで決算統計というのをやってございまして、その中では経常経費としましては、上がっているものにつきましては、物件費ですとか、維持補修費、補助費等が上がっているというような状況でございまして、先ほど言ったとおり、人件費につきましては、若干でございまして、減っているというような状況でございます。ただ、その細部につきましてはの精査というのですか、その辺は今のところ行っていないような状況でございまして、今後そのようなものを必要であるというふうに認識すれば、これからその辺を精査していきたいというふうに考えてございます。

○議長（野中嘉之君） 今村好市君。

○2番（今村好市君） ぜひ大枠としてやはりそれをきちんと予算編成の前提として、今までの決算を見て、80%以内であれば、そんなに気にすることないのですけれども、先ほど企画財政課長が言ったとおり、87%、90%に近いわけですから、その辺は改善をしていかないと、やはり予算編成の基本として大事な事かなというふうに私は思いますので、その辺の分析だとか精査、各課から上がってきているものをどう精査するかということも大事な事かなのですけれども、大枠としてやはり場合によっては予算配分するにおいても、そういうものをやはりきちんとデータとして分析をする必要があると私は思うのですが、町長の最終的には予算編成のヒアリング等も町長決定になると思いますので、その辺の考え方、簡単に結構です。

○議長（野中嘉之君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 基本的には経常経費が幾らかでも下げたいという方向で、これは検討していくことはもちろんであります。そういう意味で逆に言うと、その多種多彩な面に仕事の量が増えているということで、非常に厳しい状態になっているのかなと、いわゆるサービスも含めて。ですから、今村議員の言うとおり、やはりそういう姿勢でできるだけ臨むということは間違いのないところだろうと思います。

○議長（野中嘉之君） 今村好市君。

○2番（今村好市君） 大枠で予算編成の基本的な方針についてはわかりました。

次に、歳入財源の確保ということで、これはなかなか地方自治体においては、一朝一夕に歳入財源を簡単に増やすと、そんなわけにいきませんので、できるだけ歳入財源については、しっかり精査をして見込んでいただくというのが大事な事だというふうに思っていますので、その辺の27年度の状況について、今わか

る範囲内でお答えしていただければというふうに思います。

まず最初に、町税ですが、町民税、固定資産税、軽自動車税、町たばこ税、これについては27年度はどんな状況になっているのか、過去3年ぐらいの経過も含めて上がってきているのか、落ち込んできているのか。国は景気が上がってきているから、当然税収として上がっているのではないのかなと思うのですから、その辺の見込みをどのように見ているのか、お願いします。

○議長（野中嘉之君） 小嶋企画財政課長。

[企画財政課長（小嶋 栄君）登壇]

○企画財政課長（小嶋 栄君） 平成27年度の町税につきましての質問でございますが、当然町税につきましては、収納率の向上の一層の努力というのを原則としております。今現在、財務会計システムというのをを使って入力しておりますけれども、今現在のシステムの入力の金額が町税で17億2,200万円でございます。これは前年比4,400万円減というような現状でございます。

過去の実績でございますが、平成23年度が19億3,500万円で、これは決算でございます。24年度が19億4,000万円、25年度が19億6,500万円というような決算でございます。現在のところ前年度4,400万円減の17億2,200万円ということで私どもとしてはシステムのほうに入力をされているような現状でございます。ただ、若干これから動く可能性もあるということは承知していただければと思います。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 今村好市君。

○2番（今村好市君） 決算ベースで19億3,000万円、19億4,000万円、19億6,000万円ということで、1,000万円、2,000万円ぐらい過去3年間で上がってきているのですが、今16億円、それはシステムの中で16億円ですが、決算ベースで19億円ですから、幾ら安全を見ても、18億円ぐらいは見込まないと当初予算は私は厳しいのではないのかなというふうに思うのですが、どうなのですか、企画財政課長。余りにも安全見過ぎではないですか。

○議長（野中嘉之君） 小嶋企画財政課長。

[企画財政課長（小嶋 栄君）登壇]

○企画財政課長（小嶋 栄君） 安全策見過ぎではないかというようなご質問でございますが、やはり歳入というのは私どもにとっては一番重要なものでありまして、歳入がなければ歳出はないというのが当然でございます。やはり健全な予算運営をするには、ある程度安全を見るということは私どもの原点だろうというふうに考えています。先ほど今現在17億2,200万円でございますので、16億円ではございません。ただ、私どもとしては、やはり安全は見るべきであろうというような企画財政課の基本的な考え方はございます。

○議長（野中嘉之君） 今村好市君。

○2番（今村好市君） それは十分理解はできるのです。歳入欠陥を起こしたら大変なことになりますから、ただ、過去の3年間を見ても、決算ベースで19億円超えているのです。幾ら補正財源を持ったとしても、当初予算でやはり予算というのはしっかり組むべきだと、補正ありきで予算を組むのではないのですので、町民の要望とか、やりたいことも各般いろいろ出てくるとは思います。なるべく安全は見るのはそれは当然のことなのですけれども、余りにも幅を、たかが板倉の予算多分56億円か57億円ベースになるのだと思うのですけれども、その中で町税については、かなりのウエートを占めるわけですから、1億円も2億円も安全を見

るというのではなくて、もうちょっとその辺はきちんとやはり収入財源として見てもいいのではないのかなと私は思うので、ぜひその辺は予算査定のときにしっかりお願いをしたいと思います。予算書ができてくるわけですから、その辺も今後注目をして見ていきたいというふうに思っております。

次に、地方交付税、これについては下がってきているのが当然だと思うのですが、税収が上がってきて、地方交付税が下がってきて、その差がどうなのかわかりませんが、交付税はどうでしょうか。27年度どれぐらい、地方財政計画は出ていませんから、まだわからないと思うのですが、前年ベースぐらいでどうでしょうか。

○議長（野中嘉之君） 小嶋企画財政課長。

[企画財政課長（小嶋 栄君）登壇]

○企画財政課長（小嶋 栄君） 地方交付税につきましては、今、議員おっしゃるとおり、選挙の関係もございまして。総務省のほうでも概算要求は財務省のほうにしているのですが、それを見ますと、前年より8,405億円減の16兆450億円と、前年比で何%でしょうか、相当減っているような概算要求をしております。それらを踏まえてでございますが、現在の地方交付税、私どもとしては前年度同額で予算は組みたいというふうに考えてございます。前年度12億8,000万円です。27年度、現在でございますが、12億8,000万円です。ただし、先ほど議員おっしゃるとおり、地方財政計画が出ませんと、この金額も固まりませんので、それを計画が出次第、この辺についてはきちんと内容を確認し、精査をし、計上したいというふうに考えてございます。

それと、今までの地方交付税の実績でございますが、平成23年度が16億1,100万円、24年度が15億3,800万円、25年度が15億200万円というように、だんだん減少傾向にあるということをご承知かと思っております。

以上でございます。

○議長（野中嘉之君） 今村好市君。

○2番（今村好市君） 交付税については、26年度が12億8,000万円ということなのですが、その前の年から随分がくんと減ってきてしまっているのです。15億2,000万円から12億8,000万円、ことし12億8,000万円、前年踏襲どおりということで、大丈夫なのですか、これ。まだはっきりはしていないにしても、大丈夫かどうか。見通し。

○議長（野中嘉之君） 小嶋企画財政課長。

[企画財政課長（小嶋 栄君）登壇]

○企画財政課長（小嶋 栄君） 今年度、平成26年度につきましては12億8,000万円でございますが、歳入欠陥は起こさないというようなことで見込んでおりまして、12億8,000万円は下回らないというようなことは考えてございます。

○議長（野中嘉之君） 今村好市君。

○2番（今村好市君） 次に、歳入の大きなものとして、国、県の交付金、補助金等がありますが、これは事業に伴う交付金、補助金もありますので、年によっては変動するということだと思いますが、昨年については国が4億4,500万円ぐらい、県から3億2,900万円ぐらい、両方合わせると7億7,000万円ぐらいの交付金、補助金を受けて仕事をやっておるのですが、今年度の重点事業と、その国、県の交付金についてはリンクして関連がありますが、今年度の見込みとしては、27年度の見込みとしては、国、県の補助金、交付金、

どれぐらい見込んでおるのでしょうか。

○議長（野中嘉之君） 小嶋企画財政課長。

[企画財政課長（小嶋 栄君）登壇]

○企画財政課長（小嶋 栄君） 次年度の国庫支出金の推計でございますが、やはり現在の各課からヒアリングを実施した結果でございますが、現状で国庫支出金4億4,900万円、前年比400万円増でございます。県支出金につきましては3億9,800万円、前年比6,900万円増でございます。ただ、内容につきましては、ちょっと私まだ承知しておりませんので、どのようなことで上がっているかということは、ちょっと私のほうでは今のところまだヒアリングが終わった段階でありますので、詳細については承知していないというところでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（野中嘉之君） 今村好市君。

○2番（今村好市君） 昨年よりは上がっているということは、それだけ国、県の事業を積極的に取り組んでいると、取り組むと、27年度については。そういう理解をしてよろしいでしょうね。いいですね。はい。

板倉の場合は、やはり国税を納めている町民の方もいっぱいいるわけですから、国、県からの交付金、補助金については、できる限り貪欲にやはり入れていくと、入れて仕事をやっていくというのは、これは基本でありますので、従来からそれずっとやってきておりますから、そういう面では職員の先ほどの知恵をしっかりと生かしていただいて、国、県の交付金を一銭でも多く町のために使っていくというスタンスを全職員、特に課長職についてはアンテナをしっかりと立てて、そういう事業を板倉の事業にこれをやるについては、常にやっていると思うのですけれども、それ以上にそういうものについてしっかりと精査、アンテナを立ててやっていただければ、町民サービスも限られた財源ですから、国、県の交付金をできるだけ多く取り入れるということは、町の財政上、運営上非常に大事だというふうに思いますので、これもしっかりと昨年よりは増えているようですので、そういう知恵も使っていただいているのかなというふうに思います。

それで、27年度の歳入総額の見込みというのは、先ほど大まかな収入はあったのですけれども、全体としてどれぐらい考えていますか。

○議長（野中嘉之君） 小嶋企画財政課長。

[企画財政課長（小嶋 栄君）登壇]

○企画財政課長（小嶋 栄君） 歳入の見込みということでございますが、歳入項目には先ほど来議論されました町税、地方交付税とかありますけれども、基本的には歳出の見込みイコール歳入ということになるかと思っておりますので、私どもとしては歳入歳出の総額約50億円程度になるのではないかというふうな推計はしております。ただし、先ほど来申し上げたとおり、総務省の地方財政計画によりまして、若干その辺が変わってくるかもしれませんが、ただし、それと地方創生に関する事業はこれからどういうふうに展開していくのか、その辺も見きわめながら、やはり事業計画を組んでいく必要があると思います。ですから、50億円というのは今の現状の、あくまで今の段階の推計ということでご承知いただければと思います。

○議長（野中嘉之君） 今村好市君。

○2番（今村好市君） 50億円だと昨年より大幅に今のところ下がっていますよね。最終的には企画財政課長が言うとおりの、各課からの事業の積み上げ、そうすると歳入を例えばかなり10億円オーバーするのか、5億円オーバーするのかわからないのですけれども、通常の予算編成だと、各課から上がってきた事業を積み

上げたものと歳入見込みをしたものと恐らく5億円や10億円歳出のほうが膨らんでしまうのだと思うのです。そういう中で、ではどう調整をしていくかということなのですけれども、財政調整基金を充てるのか、事業を縮小をするのか、いずれにしてもでも昨年の事業規模よりは下がった事業予算はちょっと理解できないのですが、交付税もさほど下がっていない。税収は少しずつ上がっている。国、県の補助金、交付金は上がっている。そういう中で50億円しかみ込めないですか。企画財政課長、もう一度。

○議長（野中嘉之君） 小嶋企画財政課長。

[企画財政課長（小嶋 栄君）登壇]

○企画財政課長（小嶋 栄君） 先ほどの50億円ということでご答弁申し上げましたが、これは今段階の集計の結果でございます。先ほど前年度が53億円ということでございますが、全体的な事業につきましても、私も近隣の市町の住民サービスとの比較等きちんとやっております。これは当然でございます。やはり幾らお金がないとしても、最低限の住民サービスは維持したいというふうなことを考えてございます。また、若干下がっている理由としては、地方債の返済が若干減ってきているというようなこともございます。要するに公債費、公債費も昨年に比べると減りますので、その辺も考慮すると50億円ぐらいの総予算になるかなという今のところの予想、推計でございます。

○議長（野中嘉之君） 今村好市君。

○2番（今村好市君） 地方債減っているのは、平成17年度から板倉町の場合はシミュレーションによると減ってきているのです。その間大きな事業やっていませんので、当然これは地方債の償還については減ってきているのです。では減ってきている分どうするのかというと、財政調整基金に最終的には積み込んでしまおうのかねという、そういう話ではないのだと思うので、最低でも当初予算のベースで昨年と同じぐらいの予算ベースをとって、それだったって恐らく地方債の償還が減ってきている分については、その分仕事ができるわけですから、そういうことを考えて、やはり町民サービスも考えていかないと、道路一本先ほど町長が言ったとおり、道路一本だって町民からの要望で、陳情の道路がまだ恐らく後で聞きますけれども、40本や50本積み残しているのだと思うのです。そういうものを地方債が減ったから、全体予算を下げてしまうということではなくて、減るということは借金が減るわけですから、借金の返済が減るわけですから、町の財政としてはいいことなので、積極的に使っていかないと私はおかしいと思うのですが、どうなのですか。余りかちんかちんで。安全、安全ばかりで予算編成は当初からかかっている、やはり町民からするといいいのかねという話になるのですが、どうですか。

○議長（野中嘉之君） 小嶋企画財政課長。

[企画財政課長（小嶋 栄君）登壇]

○企画財政課長（小嶋 栄君） 今のご質問の前に、先ほどのご質問に対して1つ追加させていただきます。

私のちょっと勘違いがありまして、先ほどの50億円というのは、今現在の各事業の全体の推計でございます。これから特別会計への繰出金、国保特会、介護特会等の繰入金を含まれていないというようなことであります。これらを含めると、やはり前年度並みの53億円程度にはなるということをご了解いただきたいと思っております。

ただ、それとは別に、先ほど来申し上げましたとおり、私もやはり最小限の経費で最大の効果というのを考えてございます。住民の皆様から納税してもらった町税については、一円でも無駄にしないような考え

方を持ってございます。住民サービスの低下はさせない。むしろ向上させていくというようなことを念頭に考えておりますので、今後の予算編成につきましても、先ほど町長が言ったとおり、ソフト事業等をきちんと精査しながら編成をしていきたいというふうに考えております。

それと、もう一つつけ加えておきたいのですが、庁舎建設に関する予算については、先ほどの50億円の中に入れてございません。庁舎建設に関する予算につきましては、私ども基本設計等がある程度できてから、補正対応を考えてございますので、庁舎建設にかかわる費用につきましては、50億円の中には入っていないということをご了解いただければと思います。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 今村好市君。

○2番（今村好市君） 先ほど町長は27年度で庁舎建設事業を最重点課題で上げているのです。その中で何で予算が上げられないのですか。補正でやるのですか、庁舎建設を。おかしいでしょう。足りない分だとか、それは後で補正してもいいですけども、最重点課題に上げている事業を当初予算で組めなくて、補正予算対応って、そんな予算はないでしょう。

○議長（野中嘉之君） 小嶋企画財政課長。

[企画財政課長（小嶋 栄君）登壇]

○企画財政課長（小嶋 栄君） 庁舎建設につきましては、26年度で基本設計等をやるというようなことで考えてございます。当然今の時点ですので、27年度まで繰り越しの事業となるというような計画でございませぬ。やはり当初予算で組むには、それなりのきちんとした根拠が必要であろうというふうに考えております。先ほど町長が庁舎建設については、27年度の筆頭事業であるというふうに答弁しているのですけれども、予算的にはやはり確実性のある程度固まった段階で予算を編成すべきだろうというふうに考えてございまして、やむを得なく27年度につきましては、補正で対応させていただくようなことで企画財政としては考えてございます。

○議長（野中嘉之君） 今村好市君。

○2番（今村好市君） 26年度の繰り越し事業だけでとりあえず庁舎は、それはまずいですよ、やはり。おかしいです。だって、実施設計だとか、そういうものについては大体の規模は決まっているわけでしょう。土地はある程度買えて、手当てがついて。概要については約20億円の予算で建設をしたいという大まかな、大枠で決まっているわけです。それで、実施設計の費用が何千万円かかるかわかりませんが、恐らくそれはほかの市町村の事例を見たって、幾ら景気の動向で物が上がろうが何しようが、大枠で予算は組めるわけです。だって、それ組めないで、その補正財源にではかなり財源を持ちこたえておいて、では補正するという、それはやはり予算の仕組みとしては町長、おかしくないですか。

○議長（野中嘉之君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 先ほど申し上げましたどう見たっていわゆる町の主要事業、しかもおおむねいわゆるよほどの物価の値上がり、建築価格の値上がり等がない限りは28年度ぐらいまでに進めるという話の中で、先ほど言ったように、額もおおむねというのが示されているわけですから、ことしの設計費そのものだけだ、恐らくそこそこの費用は計上できるはずですし、そういったことも含めて予算は予算として計上すべ

きとっておりますので、今後ヒアリングを通してそういった形は固めていきたいというふうにも考えます。

○議長（野中嘉之君） 今村好市君。

○2番（今村好市君） 町長がそういう答弁でありますので、ぜひそれは町民に対してこれだけの事業をやりますよと、予算についてはこれぐらいかかりますよと、今年度については、当然それは示して仕事を進めるべきと、それを後で何となく補正で上げて仕事と、これはやはりまずいと思うので、ぜひそれはそういうふうにしていただきたいと思います。予算編成ができて、予算が議会にかかるということもありますので、その辺はやはりしっかりと見ていきたいというふうに思っております。

時間の関係もあるので、簡単に次の項目についてはお答えいただきたい。歳出予算の見直し、精査なのですけれども、これは毎年先ほど企画財政課長から話があったとおり、少ない予算でしっかりした行政サービスをして、効果を上げていきたいという目的で、事務事業の見直し等については、積極的にやられているというふうに思うのですが、その中で事務事業の見直し、前年度、その前々年度も含めて町が事務事業を評価した中で、この事業については見直しをすべきという事業がありましたら、何点かお願いをしたい。

それと、議会が初めて事務事業の評価をして、8事業、これは全てが見直しをされるというふうには思っておりませんが、その中で町も精査した上で、この事業とこの事業ぐらいは今年度見直しをしてみようかというものがありましたら、明確な答弁が今のところ難しいとすれば、こういう事業については見直しをしたいというぐらいなことで結構ですので、企画財政課長、お願いします。

○議長（野中嘉之君） 小嶋企画財政課長。

[企画財政課長（小嶋 栄君）登壇]

○企画財政課長（小嶋 栄君） 平成25年度の事務事業評価につきましては、各課局のほうで全て終了をしておる状況でございます。議会にも9月議会のときに25年度事業については一覧表としてお配りをしてございます。そのときにも掲載してございますが、25年度事業、419事業ございます。結果、改善が12、縮小3、新規事業への移行が9、統合2というような事務事業の評価となっております。現在、各課局の担当者レベルのヒアリングを実施しております。この議会が終了後、12月20日ごろになるかと思うのですが、町長ヒアリングが始まり、1月の中旬まで町長ヒアリングが続きます。その中で今回の事務事業評価等を勘案しながら、精査しながら内容を決定していくというような段取りになりますので、今現在でこの事業というのはなかなか申し上げにくいというか、なかなかそこまでの検討はされていないというのが現状でございます。

○議長（野中嘉之君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 議会での間出していただいた8事業のうち、検討したけれども、このまま継続するというのは敬老祝金事業、民生委員さんのご意見を細かくお伺いをした上で、私の考え方と一致をしましたので、これについては指摘をいただいたけれども、やむを得ず、ばらまきではありますが、継続をしていくと。そのほかについては、廃止ということはないのだろうと思いますけれども、皆議会の指摘に従って改善をすることを前提に検討を加えているというふうに見受けております。

もう一つ、合併のあれは上がっていたかな。合併の項目、一番その重点方針に入れたかどうかで、これはいずれにしても……

[何事か言う人あり]

○町長（栗原 実君） それは違うよ。それは入っていなかったですか。ああ、そうか、そうか。済みません。

○議長（野中嘉之君） 今村好市君。

○2番（今村好市君） 8事業のうち敬老祝金については、今年度は前年度並みということで、あとの7事業については、何らかの形で見直しをし、精査をして、実施をするということで、町長からの話がありましたが、ぜひそういうものについては、今回の場合は私議員一人の提案ではありませんので、議会の総意ということで、ひとつしっかりと検討していただいたという経過があるのですが、これも予算編成の中でまた議論ができればというふうに思っております。ありがとうございました。

次に、地方交付税の交付金について、企画財政課長にちょっと聞きたいのですが、私は前から地方交付税の交付金、いわゆる消費税が上がったことによって、いわゆる5%から8%に上がって、板倉町については約1,200万円の地方消費税交付金が上乗せをされて交付されております。この1,200万円の27年度の使い道、これについては26年度は福祉医療費に充てたという話なのですが、今年度についてはどういうふうな形で、いわゆる社会保障費、少子化だとか、医療、福祉、介護、こういうものについて限定をして国は使うと言っておりますので、当然町もそういう方向で使っていただければというふうに思うのですが、どういう充当の仕方を考えているのか。

○議長（野中嘉之君） 小嶋企画財政課長。

[企画財政課長（小嶋 栄君）登壇]

○企画財政課長（小嶋 栄君） 地方消費税交付金につきましては、26年度に若干の上乗せがありました。今現在12分の2というような、その地方消費税交付金のうち12分の2というような割合で社会保障費に充てなさいというのが国の指導でございます。これから地方財政計画等が示され、地方消費税交付金についての額が固まり次第、ただ、その12分の2という数字も当然変わってくるかなというふうに考えてございますので、地方財政計画等を見ながら、社会保障費ということにはきちんと充てていきたいというふうに考えております。ただ、その中身をどういうふうな事業に充てるかというのは、まだ今後の検討課題であろうというふうに考えてございますので、今のところはちょっと詳細については申し上げられないような状況でございます。

○議長（野中嘉之君） 今村好市君。

○2番（今村好市君） 昨年は社会保障費に充てたということなのですが、1,200万円は従来どおりの事業に1,200万円充てて、今まで1,200万円そこに充て込んでいたものをほかに使ったということでありますので、現実的には特定をして使ったというふうに私は理解をしております。

そういうことで、今年度については一つの提案なのですが、これから介護保険、これはやはり大変だと思います。国保については、近い将来広域化をするということですから、介護保険、65歳の人が負担をする額がこれ以上年金から差し引かれたら、非常に厳しい状況にありますので、介護保険を安定的に運営するために、1,200万円か幾らになるかわかりませんが、地方消費税の交付金分、上がった分、これについては介護保険の中でしっかりと介護保険の財政調整基金か何かに積み立てて、将来的に介護保険料を上げないで済むような介護保険特別会計の運営を私はしてもらいたいというのを1つ要望をしておきます。まだ使い道がはっきりしていないということですので、それは提言としてお願いをしておきたいと思っております。

次に、27年度新規事業、重点事業ですが、これは何回か聞いておりました、昨年とそんなに変わっておりませんので、要点のみで結構ですので、答弁をお願いします。

まず最初に、防災力強化事業、これについては利根川に防災ステーション、谷田川の防災ステーションについては、まだこれは決まっていないという状況ですが、少しずつ防災力強化、避難場所の整備、そういうものは進んでいるのかなというふうに思いますが、27年度については具体的にどういう仕事を防災力強化事業でやるのか、1つ2つ、予算がかかろうとも、かからないとも結構ですから、事業名だけをお願いします。

○議長（野中嘉之君） 鈴木総務課長。

[総務課長（鈴木 渡君）登壇]

○総務課長（鈴木 渡君） ただいまの防災力の強化の27年度でございますけれども、27年度につきましては、特に防災の講習会、これを実施をしていければなというふうに思っております。この防災講習会も非常にマンネリしておりますので、これにつきましては24年度から毎年各行政区で実施しておりますけれども、行政区以外の各種団体にも講習会の開催をしていければなというふうに思っております。また、講習会で現在も使用しておりますDVD、これが約3年経過しておりますので、これも平成26年度中に、今年中に国土交通省の利根川上流事務所、それと……

○2番（今村好市君） 事業名だけ。

○総務課長（鈴木 渡君） はい。一応新しいDVDを作成をしたいというふうに思っております。

それと、備蓄関係、これも食料の買い替えをしていければなと、そんなふうに思っています。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 今村好市君。

○2番（今村好市君） 講習会は、これはやってもらうのは結構な話なのですが、片田教授の一つのシミュレーションとして、板倉の場合は特に水害が非常に心配されるということで、シミュレーションからすると、犠牲者をゼロにしたいということなのですが、残念ながら今の状況では難しいというのが現実だと思うのです。講習会は講習会でいいのですけれども、では具体的にどういうことをやったら、その犠牲者が一人でも少なくなるのかなというので、1つ提案をしておきたいのですが、揚舟については、板倉の水場の知恵ということで、従来各世帯に、ほとんどの世帯に揚舟、水塚はあったのですが、今それが無いという状況の中で、最低限命だけは守るということになると、私は救命胴衣、ライフジャケット、これを1万5,000町民なら1万5,000町民に1着ずつ買ってもらうのか、補助金を出して買うことを勧めるのか、いずれにしても避難するにおいても、何するにおいても、もう避難命令、避難指示が出たら、もう救命胴衣は着ましよう、着ることによって最低限命だけは助かる可能性は非常に高いのです。この救命胴衣をちょっと調べてみたら、1着5,000円ぐらいなのです。まとめて買うと4,000円ぐらいで買えるのかな。わからないのですが、1万5,000人にしても、5,000円で7,500万円、町が推進するというので、1着1,000円補助することによって1,500万円、こういうことを具体的にやることによって、町民の命が守られるとすれば、1,500万円で町民の命が、一人でも多くの命が守られるとすれば、行政として一つの政策としてしっかりと進めていくことはどうなのかなというふうなことで、27年度即ということにはならないと思うのですが、予算の検討の中で防災力強化という事業を挙げていますので、ぜひそういうものも具体的に挙げていったらどうかという提案を1つしておきますが、町長、これに対する見解。

○議長（野中嘉之君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 一つの選択肢としては検討すべきものだと思っております。ただ、いわゆる片田教授が言っているのは、救命胴衣が自分で着られるような人は早く逃げてくださいと、救命胴衣そのものをつける必要がないいわゆる論理展開でありまして、いわゆる病人、寝たきりご老人とか、そういった方に救命胴衣がどうしてつけられるかどうかということよりも、それもそういった形も隣組の五人組とか、同じ話をしますが、そういった協力体制のもとに退避をしていただくというような、絵図面上はそれで完璧なのです。ただ、それがどの程度具体化できるか、練習によって、いわゆる訓練によってということで、その訓練状況も含め、浸透度も含め、先ほどビデオをまた新たに買うと言いましたが、私が分析しているところでは、せつかくのあれ国土交通省が3,500万円ぐらいかけたそうですが、恐らく板倉の町民の2割は見ていないぐらいであります。同じ人は何回も見ておりますが、これは後で行政区長さんにも今日おいでですが、お願いをしますが、いわゆる見ていない人に最低1回はみんな見ていただくというような真剣味を出して、役員が寄っただけで見ればいいのか、そんな問題ではないのです。比較的やはり危険度の高いところ、南地区とニュータウン区域は非常に高い高視聴率で今見ていただいておりますが、そういう意味で、せつかくのご検討ですから、ご提案ですから、十分検討はいたしますが、いわゆる病人も、1人で動けない病人も確かに救命胴衣を着せれば浮かんでいられるということにはなるのでしょうけれども、いろいろ検討の余地はあるだろうと。また細かく提案を意見交換させていただきたい。

○議長（野中嘉之君） 今村好市君。

○2番（今村好市君） とりあえず避難場所がなかなか南地区なんかの場合は整備が急にはできないので、そういう方法もやはり具体的にやっていったらどうかねということでありますので、お願いします。

時間がありませんので、農業振興だけちょっとお願いをしておきたい。昨日の町長の挨拶の中で、米価が非常に急激に下落をしたということで、板倉町が一つの課題として、農地集積、担い手農家にやはり大規模にやっていただかないと、国土の保全ができない。防災対策もできない。環境保全もできない。安全な食料の自給等もできない。国策なのだと思うのですけれども、今、五箇谷で土地改良事業を進めておりますが、その中で100ヘクタールの中で10ヘクタール10万円以内ということで、今事業を進めているのですけれども、この米価になってしまった場合は、その10万円も高負担で非常に厳しい状況になっております。そういう中で、一つの例として町長が水素自動車300万円補助しますよという、片方ではそういう補助制度もできているのですが、国はなかなか土地基盤整備事業には、今までの従来の考え方がどうしても重点になってきていますので、難しいと。そういう中で、町長、積極的に私どももそうなのですけれども、国、県に対して国土の保全を図る上において、やはりもう限りなく農地整備についてはゼロに近いと、個人負担が。そういう制度に変えていかないと難しいのかなと。その辺は町長も同感だと思いますので、今後積極的に進めていただきたい。

それと、先ほどの防災とリンクするのですけれども、谷田川の防災スターション、今考えているのは、国道354号の道路にかかってということだと思のですけれども、できれば八間樋橋のところにつくっていただくことによって、土地改良の非農用地として、土地改良の区域の中へ入っておりますので、非農用地としてうまく設定ができて、事業費がその分下げられればいいなと思っておりますので、その辺については土木事務所

だとか、いろんなところで協議しなくてはならないと思いますので、そのほか土地改良区の区域内の道路、水路、こういうものについては県事業、国事業、積極的に入れていただいて、10アール当たりの個人負担をできるだけ下げていただくという努力を町も地元もしたいと思いますので、町長、その辺の今後の目標なのですが、お願いします。

○議長（野中嘉之君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 私どもで気づかない分までご配慮いただいて、まさにそういう意味では我々町あるいは県が介入することによって、個人の負担分の提言にいわゆる力が手助けになるというものについては、後々、その都度ご相談いただきながら、乗っていただきながら進めるべきだろうと思っております。

今、肝心の防災の用地、八間樋橋、北西部、今の。あそこについては非常に土木さんが言うように、その予定地の外側に、俗に言う沼がありますよね。沼があるのですね。

[「今、北じゃないですか」と言う人あり]

○町長（栗原 実君） 北か。

[「昔は沼地」と言う人あり]

○町長（栗原 実君） だから、とりあえずは予定しているのはそちらなのです。そこは町有地ですから安価でまずできるということも含めて。でも、それには難があるということなのです。要するに相当いわゆる土どめの杭を打たないと、いわゆる土手プラス片一方は池があるので、だからあその場所が適当かどうかというのは、今まさに考えているところでありまして、それを今言ったような方向性へ振ることのほうがいいのかと、それがまた五箇谷にお役に立てれば、さらにいいことですから、非常に工法的に難しく費用がかかるというようなことも言われているところがありますので、いろいろ後で検討に乗っていただきたいというふうにお願いします。済みません。

○議長（野中嘉之君） 今村議員に申し上げます。時間。

○2番（今村好市君） 大変ありがとうございました。何点か相当の半分ぐらいは質問ができずに、担当課長さんは準備をしていただいて、まことに申しわけないなというふうに思っております。それについては、3月の予算議会でありますので、予算の審議の中でまたそういうものについてはしっかりと議論をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。大変ありがとうございました。

○議長（野中嘉之君） 以上で今村好市君の一般質問が終了しました。

ここで昼食のため暫時休憩いたします。

再開は午後1時30分といたします。

休 憩 （午後 0時34分）

再 開 （午後 1時30分）

○議長（野中嘉之君） 再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

通告4番、延山宗一君。

なお、質問の時間は60分です。

[5 番 (延山宗一君) 登壇]

○5 番 (延山宗一君) 5 番、延山です。通告に従いまして質問をさせていただきます。

まず、1 市 2 町による広域ごみ処理施設ですが、それぞれの計画に沿って順調に進んでいるというふうに思っております。それぞれの施設の中で、館林におきましては、熱回収処理施設ということですが。契約も進みまして、工事も順調に今進んでいると、そんなふうにも思っております。また、明和町につきましては、最終処分場ということでございます。搬入道の建設、そしてまた本体工事におきましては、入札参加業者が 1 社のみということですが。今後本契約の運びになると伺っておるわけでございます。

本町におきましては、リサイクル場のその建設ということですが。センターとしての役目を果たすわけでございますけれども、29 年 4 月に運転の開始の計画となっていると理解をしております。現時点までのまずリサイクルセンターの進捗、そしてまた建設予定地となっておりますところ、これも町有地ということでございます。順調に手続等は進んでいることと思っております。29 年 4 月には運転がスタートできるのかとまずは伺いをしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長 (野中嘉之君) 荻野環境水道課長。

[環境水道課長 (荻野恭司君) 登壇]

○環境水道課長 (荻野恭司君) 延山議員のご質問にお答えしたいと思います。

ご存じのように、広域ごみ処理につきましては、館林衛生施設組合と館林市、板倉町及び明和町の 1 市 2 町が連携しまして施設整備を進めておりまして、ご質問にありましたいたくらリサイクルセンター、今のところ仮称でございますけれども、こちらにつきましては、本町に整備が予定されているものでございます。

このリサイクルセンターにつきましては、3 市町の不燃ごみ及び不燃性の粗大ごみにつきまして、日量 5 トンを処理する施設でございます。施設の整備箇所が変更となったことから、当初 2 施設よりも 1 年前倒しの計画ということでしたけれども、3 施設が同時に稼働するというように予定をしております。

建設場所につきましては、今お話がありましたとおり、町の新センター用地全体の土地利用計画を鑑みまして、新センター用地の北東側、県道除川一板倉線に接する位置に変更となっております。

用地面積につきましては、調整池の確保もございまして、全体で 6,836 平米となっております。この用地につきましては、本町が組合との借地契約を結びまして、貸し付けるということになっておりまして、借地料金等の詳細につきましては、現在協議を進めている状況でございます。

施設の建設につきましてでございますが、まず建設用地について平成 27 年 1 月末から 2 月上旬に開催予定の町都市計画審議会の意見を拝聴いたしまして、都市計画決定をする予定でございます。後に来年度早々にも施設の発注仕様書を作成いたしまして、27 年度半ばには工事の発注を行いたいということで進めております。また、この工事も約 1 年半をかけまして工事を進めまして、平成 29 年 3 月には完成していきたいということでございます。

これによりまして、館林市に建設されます焼却施設並びに明和町に建設されます最終処分場とあわせ、3 施設が平成 29 年 4 月から同時に稼働していきたいということになります。

以上、答弁とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長 (野中嘉之君) 延山宗一君。

○5 番 (延山宗一君) 用地 6,836 平米ということですが。この借地になる、貸すわけですね。賃貸借という

ことになるわけですがけれども、平米単価、まだ確定をしていないというふうなことであるわけですがけれども、当然協議をした中で、その借地金額は決定されると思うのですけれども、この借地金額については、基準が当然出てくるかなと思うのですけれども、その賃貸借の基準、その中でどのぐらいの金額を予定はされているのかお伺いしたいと思います。

○議長（野中嘉之君） 小嶋企画財政課長。

[企画財政課長（小嶋 栄君）登壇]

○企画財政課長（小嶋 栄君） 新センター用地は普通財産になりますので、企画財政課の扱いになります。町には普通財産の貸し付けの基準というのがございまして、それでただいま協議中だというようなことで、環境水道課長のほうから答弁があったわけですが、私どもの考え、今の現時点での考え方を申し上げます。

恐らくその契約期間30年になろうかと、最長30年というような決まりがありますので、30年間ということになるかと思えます。平米単価でございますが、近傍の価格も参考にしまして、今現在私どもとしましては、平米当たり353円というような計算をさせていただいております。また、これは会議の中の数字でありますので、今後一部事務組合等で検討されるというふうにご考えてございます。

○議長（野中嘉之君） 延山宗一君。

○5番（延山宗一君） 353円と、240万円ちょっとになるかなと思うのですけれども、この価格について、基準にのっとった金額というふうには思うわけなのですけれども、やはり広域の中での買いつけということでございます。やはり貸す側、借りる側、当然その形の中で考えられるわけなのですけれども、適正な価格の中で今後処理をしていただきたい、そんなふうに思います。

それと、この6,835平米は計画ですと、東側の進入路を使ってここを利用していくわけになるわけなのですけれども、当然今までの資源化センター、やはり北側からも搬入路から進んでいけるということです。今回のこの新しい施設、リサイクル場につきましては、東側のみの進入路を計画し、北側からは入れる計画はないということでの進めていくわけですか、計画は。

○議長（野中嘉之君） 荻野環境水道課長。

[環境水道課長（荻野恭司君）登壇]

○環境水道課長（荻野恭司君） 現在、計画は進めておりますいたくらリサイクルセンターにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、県道除川一板倉線のほうからのみ出入りしていくということで進めております。考えております。

以上でございます。

○議長（野中嘉之君） 延山宗一君。

○5番（延山宗一君） 一方づけた出入り口というよりも、やはり当然北側からの道路を使ったほうが、また利便性もいいのかなと思うのですけれども、その辺につきましても十分検討をしていただければと思っております。

リサイクルセンター、29年3月に完成し、4月から運転がスタートするということです。そうしますと、現在使用している資源化センター、この役割が終了するということになるわけです。この施設につきましては、平成9年に建設をされ、築17年と、若干少しの傷みはあるわけですがけれども、非常に堅固な建物と見受けられるということです。町ではいろいろな角度から検証し、この施設の再利用ということも検討をいたし

たわけですけれども、以前調査をしたということで資料があった、要するにいただいたということもあるわけなのですけれども、今後この資料について検討しながら、今後どういうふうにも内容的に進めていくのかお伺いをしたいと思います。

○議長（野中嘉之君） 小嶋企画財政課長。

[企画財政課長（小嶋 栄君）登壇]

○企画財政課長（小嶋 栄君） 資源化センターの施設につきましては、議員のおっしゃるとおり、体育館といえますか、屋内運動場としての再利用が可能かどうかということで、平成25年度の調査をしております。その結果につきましては、先ほど議員のおっしゃるとおりに、25年の3月25日の議員協議会で報告したところでございます。調査内容につきましては、運動場として構造上の検討や利用形態の提案もしくは概算費用の算出等を実施してございます。結果としては、再利用は可能であります、改修費用としておおむね3億円から4億円程度が必要になるというような調査結果があります。また、最近の建設費用の高騰などを考慮しますと、それ以上の改修費がかかってくるのではないかとというふうなことも考えております。今後は議員の皆様を初めとしまして、町民の皆様のご意見等を拝聴しながら、若干長期的な計画になると思いますが、失礼しました。29年度に廃止になるわけですから、29年度までには何らかの方向性を出すというようなことになるかと思っております。

○議長（野中嘉之君） 延山宗一君。

○5番（延山宗一君） この施設は屋内運動場としての活用したいということで調査をしたということです。その調査の中身が約3億円から4億円ぐらいはかかるということでの改修費というような金額が出たわけですから、非常に大きな金額がまずかかるのだなということを思っております。

この改修ということも、物価高も加味した考えの中で、当然今どういうふうな業者の中で、例えば見積もりを上げたのかと、そういうことにもよるのかなと、そんなふうには受けとめます。ただ、1社なら1社のみの金額が出されているのだから、それとも複数の業者による見積もりがされたのか、その辺についてどうなっているのでしょうか。

○議長（野中嘉之君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 業者は入れておりません。設計業者、あの建物を診断をして、いわゆるどのくらい例えばこの間取りの中で柱を例えば立てる必要があるのか、あるいはかもしが全部鉄でできていますが、そういった補強とか、そういったいわゆる専門の設計業者を入れて、このくらいかかるだろうと。それを細部、例えば工事を始めるに当たっては、それをもとに入札を行っていくということになるということです。基本的に改修費用に3億円あるいは4億円ということですが、あれを基本的には役割を終わったら取り壊すという約束がございまして。あれだけの建物を取り壊すというのは大変なことであるということで、一応でも1市2町のごみ処理の出発の役割を果たした建物は壊す。壊すのに1億円も1億5,000万円もかかるのです。したがって、壊す気になれば1億5,000万円も足せば、あるいは2億円を足せば、3億円、4億円という、随分かかるようですが、壊して更地にするだけでも、いわゆる1億5,000万円前後のお金はかかるだろうということからすれば、しかも今の事務室あるいは関連施設等も含め有効利用を図るには、1億5,000万円、2億円あるいはその上と、今物価が上がっていますから、ということでも十分有効利用に値するということ

から判断をしておるところであります。ですから、見積もりを何社もとってというのは、いざ発注をするときに、いわゆるそういう作業形態をとるわけでありまして、その前段としてはおおむねこれを町の考えているように直すにはどのくらいお金がかかるかということの基本として、ですから本当は余り大きい声で3億円かかるの、4億円かかるのなんてというのは言いたくないのですけれども、大ざっぱにそういう見積もりを設計業者からとっているということでもあります。

○議長（野中嘉之君） 延山宗一君。

○5番（延山宗一君） 設計業者の見積もりがこのぐらいというふうなことかなと。現実には、個人的な私の考えですけれども、こんなにかからずに直せるのかなというふうな気もいたします。あの建物ですけれども、非常にしっかりとした建物と見受けられるのですけれども、この大きさ、そしてまた高さ、例えば広さ的なものについては、調査の結果、十分かということもお伺いしたいと思います。

○議長（野中嘉之君） 小嶋企画財政課長。

[企画財政課長（小嶋 栄君）登壇]

○企画財政課長（小嶋 栄君） 25年度の調査結果でございますけれども、先ほど約3億円から4億円程度かかるだろうというような調査結果であります。建物の高さ等、面積等につきましても、やはり利用形態等につきましても、提案をいただいております、バスケットボールコート、バレーボールコート、バドミントンコートとしての利用は当然可能だというようなことは提案をいただいております。

ただ、資源化センターは、外から見るとわからないのですが、中に入りますと、細かく区分けがされてございます。それはやはり最大限に有効活用するには、先ほど言ったように、バスケットボールコート、バレーボールコート、バドミントンコートというような細分化するようなことの再利用しかできないような報告書となっております。ですから、イメージとしましては、中学校の体育館みたいな1つの1フロアというわけには利用の場合にはいかないというような調査内容となっております。

○議長（野中嘉之君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 説明が違います。一番大きな部屋で中学校程度の体育館の内容がとれる。そのほかにいわゆる区切りをされた部屋がありまして、それがいわゆる先ほど課長が申し上げたそれぞれのスポーツに一番適当な部屋もしくはそれを含めた利用方法ということで、これからそういったものを検討していくということになるわけであります。

○議長（野中嘉之君） 延山宗一君。

○5番（延山宗一君） 一番広い場所で中学校ぐらいの体育館の……

○議長（野中嘉之君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） もとい、海洋センター程度の一番広さが。申しわけない。

○議長（野中嘉之君） 延山宗一君。

○5番（延山宗一君） 中学校ぐらいの体育館ということは非常に期待ができるのですけれども……

[何事か言う人あり]

○5番（延山宗一君） 現在であると、区画といいますか、現在の区画の中で利用していくということは、

B&Gぐらいの。あとは小さい場所の場合は、また今の話、小スポーツと申しますか、そういうような形の
間取りしかとれないということと、ちょっと……

[何事か言う人あり]

○5番(延山宗一君) うん。壁をとって例えば補強しながら利用することによって、もう少し大きなバレーコートなりなんなりもとれるのかなと思うのです。やはりまたその壁をとったり、またいろんなことにすると、やはり利用勝手についても随分変わってくるということなのです。せっかく大きな金額をかけて再利用していくのであれば、やはり少しでも使い勝手のいい方法も必要であるのかなと、そんなふうに思います。

○議長(野中嘉之君) 町長、栗原実君。

[町長(栗原 実君)登壇]

○町長(栗原 実君) 延山議員の大きなお金をかけてというのは、どの程度のことなのでしょう。体育館一つつくるのに20億円や30億円かかるのですよ。

○議長(野中嘉之君) 延山宗一君。

○5番(延山宗一君) 今、新しい体育館が例えば屋内運動場として20億円ぐらいかかる。今後これは今質問をしていく過程にあったわけなのですけれども、やはり例えば私の大きな金額という意味は、せっかく改修する金額が今回3億円、4億円、だからあくまでも新しい体育館をつくっての比較をしたのではなくて、やはりこの高額な4億円近くの金をかけるということは、その見方の大きな金額というような意味で話したわけなのですけれども、新しい建物との比較をした云々ではないということです。

この物価高も上昇も踏まえて、金額が今後例えば検討していくということにはなっていくわけなのですけれども、そうすると新しい建物が今現在の試算とすると20億円ぐらいの運動場をつくるにはかかるということで受けとめていいわけですか。

○議長(野中嘉之君) 町長、栗原実君。

[町長(栗原 実君)登壇]

○町長(栗原 実君) 全くわかりません。一般論として、体育館一つつくるにはそのくらいはかかるのだろうと、それも豪華さにもよるし、内容のつくり方にもよるのだろうと思いますから、何せまだ庁舎の建設をするのにお金をどうしようかというような含めての話でありますので、一つ一つ区切りがついた先に、そういったその時点でもう一回今度はこの物価の値上がり等も含めて、この形でいくか、その時点では例えば先ほど言ったこういった形にするのがいいのだろうかといういろんな選択肢も出てこようかと思いますが、3億円、4億円というより、私は1億5,000万円か2億円という捉え方、ぶっ壊さなくてはならないですから、実質は。だから、1億円、2億円を捨てるほうがいいか、1億円か1億5,000万円あるいは2億円ですか、それを足して3億円、4億円出して再利用するほうがいいか、それとも新しくあれと同じような形、使い勝手も多少悪いかもしれませんが、ただ、B&G程度の体育館プラス3つ、4つできるということですよ。バスケットとかバレーとか、あるいはいろんなスポーツができるようなものも含めて三、四億円という話ですから、設計図を見てもらえばおわかりだと思いますけれども、一般論として小学校程度の体育館では相当かかるだろうということは言われております。ですから、まだ調べるのは調べに乗っている段階ではないのです。

○議長(野中嘉之君) 延山宗一君。

○5番(延山宗一君) あの施設を解体するのに約1億5,000万円ぐらいですか、かかると。やはり解体するにもそれなりの金額がかかるのだなと、そんなふうに思います。解体をした場合、約1億5,000万円かけて、更地にするということになるのかなと思うのです。また、その後の利用によっても、更地にすることも必要になるかなと思っています。

先ほどの答弁の中で、B&Gクラス、また小さい例えば小屋、小さい部屋ですか、そういうところはそれなりのまた施設ができるということなのです。この屋内運動場、今、板倉町にはないということの、町の、町の総合運動場、それはないということで、今年スポーツフェスティバルがあったわけなのですけれども、これはうちの大きなイベント、そんな中で今回今年、雨にたたられたということです。板中体育館を利用して、そこで競技を行ったということです。これは毎年のことなのですけれども、確率的には非常に高い確率で雨にたたられるといえますか、時期的にちょうど入梅時期のイベントということで、雨にたたられるのですけれども、そういうふうなことも踏まえると、しっかりとした大きい屋内運動場というものが今後真剣に取り組んでいくという、考えていかなければならないのかなと、そんな気もいたします。

非常に財源的にも厳しいということです。庁舎もある。また、広域行政もある。町の財政負担ということは非常に大きなものがあるわけなのですけれども、後ろに下がるといいますか、解体をするのに後ろに下がるのも、また前に進むということは、建設的に物事を考えたときにも、それ相応の財源も必要ということであれば、町長とするとぜひともそういうふうなものについては、もう前向きにといえますか、建設をすると。1つは町の総合体育館的な施設も必要かなと思います。ぜひ検討していただきたいと思っております。

次に進みます。それと、このセンター用地の関係と、あわせて今その東側、新センター用地、先ほど今村議員さんの質問の中にあっただけですけれども、今村議員さんちょっと時間が足りないということで省いたわけなのですけれども、それについてちょっと触れさせていただきたいと思っております。

この新センター用地、今回の面積6,836を除いての空き地は、今現在空き地になっている場所はどのぐらいありますか。

○議長(野中嘉之君) 小嶋企画財政課長。

[企画財政課長(小嶋 栄君)登壇]

○企画財政課長(小嶋 栄君) 現在の新センター用地全体が4万3,055平米であります。そのうち今般はリサイクルセンターとして使用する用地が先ほど言ったように6,836でありますので、引きますと3万7,000平米ぐらいでしょうか、残っているというような状況です。

○議長(野中嘉之君) 延山宗一君。

○5番(延山宗一君) 3万5,000平米ということぐらいが残っておるということです。せっかくあんなに大きな町有地残っております。ただ、今、草が生えて、ただの草ぼうぼうといえますか、お金をかけて草刈りをしているという状況にあるわけです。いろんな考え方によって、当然利用も考えていかななくてはもったいないなという気もするのですけれども、利用方法とするといろんな方法もあると思うのですけれども、それについての活用の仕方はどんなふうに考えておりますか。

○議長(野中嘉之君) 小嶋企画財政課長。

[企画財政課長(小嶋 栄君)登壇]

○企画財政課長(小嶋 栄君) センター用地の利用計画につきましては、当然資源化センターの施設の稼

働終了後の利用形態になります。資源化センター用地と当然新センター用地と一体的に検討することになります。新センター用地は都市計画上、市街化調整区域というような位置づけになってございますので、開発に制限がございます。資源化センターを屋内運動場として利用する場合または解体する場合、いずれかにしましても、総合公園的な発想で整備を想定しております。今後具体的には検討していくというようなことになるかと思えます。

○議長（野中嘉之君） 延山宗一君。

○5番（延山宗一君） まだまだこれから検討ということの答弁であるわけですが、今、非常に太陽光というのがあちらこちらで設置をされているということです。例えばそういうふうな一つの方法もあれば、また屋外の運動場ということも考えられるということです。センターとして取得をしてある3万5,000平米の広い面積を持っているということです。板倉町とすると、やはり町全体の施設が屋外運動場、そういうものがないということで、板倉中学校の校庭を利用しての町民体育祭なんかも実施もされているということであれば、そういうふうな施設をつくるには、そんなに多額のお金もかからずに、運動場なんかできるのかな、そんな気もするわけですが、屋外運動場であれば整地をして、また排水面ですか、そういうもののしっかりとした排水ができれば、当然活用していけるというふうに思います。それぞれの考え方はあろうかと思えますけれども、町長としますといかがでしょうか。

○議長（野中嘉之君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 今の時点の考え方では、とりあえず先ほど言ったように、今の資源化センターをわずかに耐用年数が最低鉄骨ですと50年とか、計算のしようで30年とかあるのでしょうかけれども、非常にもったいないという、私は貧しいですから、そういう考え方。壊すにも1億円から1億5,000万円というのは、いわゆるこちらの事務所の解体などは全然設計見積もりには入っていませんでしたので、それらも含めて1億5,000万円ぐらい見なくてはならないだろうということも踏まえ、大金とは私は思っていません。そういうことで少額を加えていわゆる屋内運動場的なものが整備をできれば、それはそれでよろしいかなと。したがって、屋内運動場がありということになれば、東の全体の広場は当然総合運動場的な、公園的なものに、だからあそこを一体として屋内、屋外、総合運動場、公園、そういったものに利用すべきかなということで、基本的にはその方向でまだ変わらず指示をしております。

ただ、先ほど言ったように、延山議員さんが言うように、単にでは屋外運動場であれば、すぐブルで平らにしてというお話が出ますが、それとてこれこそ安全ではできないと思っております、いずれにしてもそういう計画をしっかりと位置づけをしてつくって、あとは財政を見ながらということでも、でもそんなに先の話ではないと思いますよ、幾ら何でも。先を読んでみれば、体育館の主要とする施設がだんだん老朽化していくわけですから、一応庁舎一区切りをした時点で、どういうふうな改めてその時点でのお金の算段といたしますか、それといわゆる新設したほうが総合的にいいのかどうか、体育館を。とかいろいろ総合勘案して、一々そのたびに議会さんに諮りながら、総合運動場でも整備したいと。総合運動場一つするにも、便所は必要、みんな仮設で進むわけにいきませんので、しっかりと設計に基づいて、長期的展望も持った中で、そういった附帯施設も含め、単に平らにして、例えば暗渠も細かくいけなくてはならないで、排水、それから勾配、全てそれから単に砂利まじりのものを整地しただけでなく、その上に芝を植えるのか、どうい

うトラックにするのか、いろいろとあると思いますが、せつかくこれからつくるのであれば、それなりのものは必要だろうということを考えるときに、恐らく相当なお金が必要だろうということで、今、太陽光というお話も出ましたが、太陽光等導入しますと、20年なら20年限定されてしまいますから、太陽光がなし終わるころには、施設が老いてしまうということにも、手を加えなければですよ、こちらの。ということにもなりますので、太陽光はとりあえずは今の時点では考えておりません。

○議長（野中嘉之君） 延山宗一君。

○5番（延山宗一君） 十二分に検討して進めていただきたいと思います。

時間もなくなってきましたので、先へ進みます。町営駐車場についてお伺いをしたいと思っております。町営駐車場は、東洋大駅利用者にとりまして、定期利用者、そしてまた一時利用者と、大変喜ばれている。また、年々利用者も増えてきていると、町の発展にもつながるのではないかと推察をするわけです。今まで定期利用者はフレッセイの北側の駐車場を利用していた。今年4月から町民の森駐車場を拡張し、一時利用者と併設をしたと、利用者には非常に利便性が図られたということです。鉄道利用者にとりましては、なくてはならない駐車場となっているということです。現在の駐車場利用者についてどのぐらいの方が利用しているのかお伺いをしたいと思います。

○議長（野中嘉之君） 鈴木総務課長。

[総務課長（鈴木 渡君）登壇]

○総務課長（鈴木 渡君） ただいまのご質問でございますが、町営駐車場につきましては、平成25年度に旧町民の森駐車場、これを整備しまして、平成26年4月1日から定期利用195区画、一時利用が124区画で運営をしております、利用状況につきましては、今年の4月から10月までの7カ月間で平均しますと、定期利用が月平均188台、稼働率が96.4%、また一時利用については1日平均89台ということで、稼働率が71.8%ということになっております。

○議長（野中嘉之君） 延山宗一君。

○5番（延山宗一君） 非常に定期利用が96%強ということと、一時利用者も非常に89台、70%以上の利用をされていて、非常に今、活用されていることがあるわけですがけれども、あの広い駐車場、非常に多くの方に利用されていくことはすばらしいことなわけですけれども、例えばあそこを利用するのに、守衛がいるわけでもない。ただ、周りは囲まれているということの中での利用しているわけですがけれども、それについて駐車場内の防犯、また事故等についてですけれども、この駐車場はやはりそういうトラブルについては自己責任というような形で処理をするということになるわけですがけれども、当然管理者としてこれは最善の努力もしていかなければならないなというふうに思っています。あと、車両の例えば物損事故とか、例えば器物損壊とか、そういうふうなものもあるわけですがけれども、当然そうなってくると、先に進んでいくと犯罪とか、そういうふうな事件にも発展していくのかなと、そんな心配をするわけですがけれども、今現在の状況において、そういうふうなトラブルについては発生したのかお伺いしたいと思います。

○議長（野中嘉之君） 鈴木総務課長。

[総務課長（鈴木 渡君）登壇]

○総務課長（鈴木 渡君） 駐車場内におきまして、犯罪あるいは車両のいたずらというようなことで、総務課のほうで把握している事案としますと、運用開始をしました今年の4月以降、駐車中の車両にひっかき

傷をつくられたというような事案が2件発生をしております、これにつきましては今年の5月から6月にかけて同じ車両が被害に遭ったというようなことを確認をしております。被害の発生を受けまして、加害者の特定並びに被害の再発防止を図るために、これは当然ですが、館林の警察署のほうに通報しまして、付近のパトロールを強化をしたというようなことでございます。そういうことで確認はしております。

○議長（野中嘉之君） 延山宗一君。

○5番（延山宗一君） そうすると器物損壊というのですか、やはりひっかき傷が2件発生したということで、それについて犯人は特定され、逮捕されたわけなのですか、それともそのまま今の現状に至っているということなのですか。

○議長（野中嘉之君） 鈴木総務課長。

[総務課長（鈴木 渡君）登壇]

○総務課長（鈴木 渡君） 残念ながら犯人につきましては、特定はされておられません。

○議長（野中嘉之君） 延山宗一君。

○5番（延山宗一君） やはりあれだけの台数がとまっていると、188台の定期利用者がおり、また一時利用者も89台あるということだと、やはりそういうふうなトラブルも発生するということは、もう当然想定はされるというふうにも理解をしているのですけれども、例えば同じ車両が今2度やられたということになるのですけれども、同じ車両がやられるということは、やはりただ単に本当にいたずら目的なのか、またもしくはその車両のみをターゲットに狙った犯罪なのか、その辺についてもまだはっきりはわからない状態にあるわけですか。

○議長（野中嘉之君） 鈴木総務課長。

[総務課長（鈴木 渡君）登壇]

○総務課長（鈴木 渡君） これは先ほど申し上げましたとおり、5月19日にありまして、本人から電話を受けまして、車のナンバーも確認をしましたところ、やはり同じ車ですから、これは個人的なそういうのでやったのかどうかわかりませんが、同じ方が車にひっかき傷ということで、本人も駐車場と自宅しか行き来していないで、そういうようなことであつたというようなことで、対応としますと、違うところに置いてどうなのですかということで、移動の案内をしたり、もちろんですが、本人から警察のほうに届けをしてくれというようなことで指導をしましたけれども、実際は犯人は捕まらないということで、警察のほうも当然見回りますというようなことで、現在そのような状況になっております。

○議長（野中嘉之君） 延山宗一君。

○5番（延山宗一君） 今の答弁だと、狙われたのかなということも理解できるのです。やはりそれだけで狙われているのだから仕方ないやということではなくて、それなりの管理者として責任といいますか、対策をとることかなと思うのです。例えば防犯カメラの設置、例えば防犯灯を今よりももっと明るくしておいた中で、例えば周りからでもどこからでも見られるような状況も必要かもしれない。先ほどの話によると、もうパトロールも強化しているということがあつたわけですが、パトロールの強化だけでは事が済まされないかなということ。一番今効果が出ている、犯罪を抑止するにしても、例えば検挙にしても、防犯カメラの設置が非常に役立っているということなのですか。この駐車場についての防犯カメラの設置はどのようになっているのでしょうか。

○議長（野中嘉之君） 鈴木総務課長。

[総務課長（鈴木 渡君）登壇]

○総務課長（鈴木 渡君） 町営駐車場の運用開始から8カ月が経過した中で、先ほどの被害が発生したというようなことで、定期駐車場への犯罪の抑止のために、カメラを4基設置をいたしました。

それと、もちろん先ほども言っているとおり、警察のほうにももう数多くそれにあわせて回っていただきたいというような話もしまして、利用者がそのカメラをつけたことによりまして、安全、安心して利用できるように、そのように管理運営に努めていければなということで、カメラを4基設置をいたしております。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 延山宗一君。

○5番（延山宗一君） カメラが4基設置をされているということです。4基のカメラの設置場所、それについてはちょっとわからないのですけれども、出入り口ですか、それには後から設置をされると思うのです。そうすると、例えばそういうふうに常に常時24時間撮影できるような場所も時にはつくっておくと、全体を撮影することも、記録を残しておくことも必要ではあるのかもしれないのですけれども、例えばそういうふうな事件が発生する。例えばトラブル出たときには、やはりこの場所、これは完全に周囲から見えない場所でも、カメラによって撮影されているということは、犯人検挙にもつながっていくということにもなるかなと思うのです。

また、もう一つは、高い位置でのダミーカメラの設置ということも考えられるのかなと思うのです。ですから、例えば「防犯カメラ作動中」とか、例えばそんなふうな看板も上げながら、常に犯人側に警告も与えておくということも必要かなと思うのですけれども、それについてどのように考えますか。

○議長（野中嘉之君） 鈴木総務課長。

[総務課長（鈴木 渡君）登壇]

○総務課長（鈴木 渡君） このカメラの設置については当然ですが、どこからでも入ってきたときに見られるように設置をしております。それと、一番は特に夜、電気が暗くなりますと、やはりその暗い中でのということもありますので、やはり電球の数もより多くついておりまして、明るさもこれにつきましては当然かなり明るくなるようにルクスを平均的に明かりがいくように、そのような駐車場で計画して設置をされております。そんなことで、防犯が図れればなというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 延山宗一君。

○5番（延山宗一君） 今、防犯カメラがかなり有効ですね。やはり撮影されているのだということで、先ほど言いましたように、ダミー、そういうものも幾つかくっつけておく。実際は線は当然ダミーですから、でもやはり本当に撮影しているような状況も見せることも必要だろうし、それで例えば駅からその駐車場に向かうときの犯罪にも効果も出てくるということなので、やればいいなというようなことになるのですけれども、やはり早い段階でそういうものは設置をしておくことが利用者にとっては安心できる方法かなと思うのですけれども、それについて町長、早い段階でのこういうふうな対策をとるべきかなと思いますけれども。

○議長（野中嘉之君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 駐車場の問題は非常に難しい問題もありまして、1つは採算性あるいは物損、自動車と自動車の今、議論をされているような問題、さらには暗い、大きい広場においてのいわゆる人身的な犯罪、それぞれの抑止を目的にするわけですが、原則的には車については場所代をもらっているだけであって、それに対する事故は全て自己責任ということで張り出しもつくってあるはずであります。ただ、今、延山議員さんが言うとおりの、一定の広い場所で夜、暗いあるいは防犯対策はとられていないというようなことを踏まえて、それは人身的な犯罪の発生に好条件の場所に近くなるわけですから、それに対しては町としてはできるだけへの対応をしているということで、カメラ等が4台等設置されていて、一応今の段階ではあの明るさで適当だろうというのが現状であります。これからの推移を見ながら、そういった対応もしていく必要があればするべきだというふうに思っております。消極的で恐縮ですが。

○議長（野中嘉之君） 延山宗一君。

○5番（延山宗一君） なかなかここでということで、しっかりとした回答を得られれば、例えばそういうふうな犯罪に遭遇している人にとっては朗報かなと思うのですけれども、防犯カメラ、非常に大きな金もかかるということであれば、今後例えば台数を極端に多く設置するだけではなくて、徐々に増やしていく。やはり簡単にやれるのは、「撮影をしていますよ」というふうな看板も上げながら、注意をしていくということで、とりあえず犯人に対する警告的な意味もありますので、対応していただきたいと、そんなふうに思います。

それと、次に移ります。広域水道事業についてお伺いをしたいと思います。先ほど森田議員さんからお話もあったわけですが、重複するかなと思えるところがあります。広域水道事業につきましては、各市町、水道管が老朽化になっているということ、更新に伴う費用の増大、また地域によるそれぞれの条件からして、費用も非常にかかってくるということでの広域を進めていくということのお話もありました。

現在、協議会が発足をされまして、各調整が進められているわけです。今後3市5町による水道事業、同じ今、土台に乗っかってのスタートにするわけなのですけれども、今後町への影響、どのように影響されてくるかということをお伺いをしたいと思います。

○議長（野中嘉之君） 荻野環境水道課長。

[環境水道課長（荻野恭司君）登壇]

○環境水道課長（荻野恭司君） ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

今日午前中、森田議員さんのほうからのご質問にも答弁させていただきましたので、重複する部分もあろうかと思いますが、お答えさせていただきます。広域化をしないで、町単独での施設の更新というのを進めようとした場合には、現在の施設と同等の規模に改修するだけでも莫大な費用を要するということは答弁させていただきましたとおりです。また、国庫補助も該当しないということもございます。しかし、広域により水道施設を統廃合できれば効率化もされます。余計な設備投資もなくなります。また、広域化で国庫補助が利用できるということで自己投資を抑えることができるということがございます。効率的な経営、職員の削減、これも可能なことであると考えております。

また、水道料金の徴収につきましても、基本的にはこれまでと変わらず進められるということでございます。

また、支払い方法につきまして、水道料金の支払いの方法につきましては、午前中にもお答えさせていただきましたけれども、従来の方法のほかに選択肢を広げるといことも含めまして、クレジットカードの支払いということが可能になるような準備を進めているという状況でございます。

○5番（延山宗一君） わかりました。

○議長（野中嘉之君） 延山宗一君。

○5番（延山宗一君） そうしますと、それぞれのいい点が出てくるということでの答弁であるわけです。やはり板倉町の配水管は非常に老朽もしているということです。毎年毎年老朽化された配水管路で布設替えを約1キロですか、実施をしているということです。それにかかわる今後対応についてはどのような状況の中で布設替えというのが実施されるのか。また、広域になった常態の中で、継続して実施をされるのかなと思うのですが、今まで残された布設替えのメートル、金額、そういうものをお聞かせいただきたいと思ひます。

○議長（野中嘉之君） 荻野環境水道課長。

[環境水道課長（荻野恭司君）登壇]

○環境水道課長（荻野恭司君） 配水管の布設替えにつきまして答弁させていただきたいと思ひますけれども、老朽化しました石綿管、現在町単独事業ということで布設替えのほうを実施してきております。実績を見ますと、1年間当たりに布設替えできるというのが約1,000メートル程度でございます。平成25年度末におきまして、この配水管の総延長、町内全域でありまして15万7,900メートル余りでございます。そのうち老朽管の代表であります石綿管というのが1万8,000メートル余り残っております。更新する期間、単純計算ですけれども、約18年かかるものと考えております。これにつきまして、広域化水道事業では10年間で全ての石綿管の布設替え工事を行うという計画でございます。国庫補助の対象となりますので、費用の削減、また期間の短縮ということで、大変有効かと考えております。

以上でございます。

○議長（野中嘉之君） 延山宗一君。

○5番（延山宗一君） そうしますと、今、町での井戸が当然あるわけです。そしてまた、そのところは県の水を使っていると、利根の用水を使っているということになるわけですが、そういうふうなことになるますと、他町とのそのかわり、県水、また井戸、それについて広域になった場合のどういう取り扱いをされていくのかお伺ひいたします。

○議長（野中嘉之君） 荻野環境水道課長。

[環境水道課長（荻野恭司君）登壇]

○環境水道課長（荻野恭司君） 現在、板倉町内には浄水場が北から第1浄水場、また岩田第3浄水場、東地区には第5浄水場、それと南浄水場の4つの浄水場がございます。このほかに県水を受水しまして、西地区、そしてニュータウン方面に配水しております西配水場がございます。これらにつきまして、「広域水道事業に係る群馬東部水道広域化基本構想」では、平成36年度までには老朽化が大変著しい北第1浄水場は廃止していこうということになっております。廃止後は館林市の浄水場のほうから配水をしていくという計画となっております。

なお、平成62年度、長期的な、将来的なものということになりますけれども、平成62年度までには残りの

3つの浄水場も廃止するという計画となっております。

なお、県水を主要水源とします西配水場につきましては、板倉町のかなめの施設として将来的にも使用していくということになります。このため県水につきましては、現在と同様に受水していくという計画となっております。県水は受水団体の要望によりまして建設されたものでございます。ある程度の水量というのは受け入れていかなければなりません。広域の計画の中では現在の契約水量のまま受水していくものとしており、今後も現行方針で進む予定でございます。

以上でございます。

○議長（野中嘉之君） 延山宗一君。

○5番（延山宗一君） 非常に長期的な計画の中だと、全て県水に頼るということになってくるのかなと思います。当然広域ですので、例えば漏水とかあるとかというのは、今度は全体的なものになるのかなと思うのです。当然18年間かかる新伏せ替え管の年数を10年で仕上げるということは、非常に新しい今、管になった場合に漏水も少なくなるのだと思うのですけれども、やはりそうなってくると、また以前直した管もまた古くなっていってしまうということも言えると思うのですけれども、例えば一番最初北の浄水場がなくなるということなのです。今、町民の方が最近非常に水が冷たいよという話も聞くのです。当然県水になった場合に、同じようなことがもっと全般的にも広がるのかなと思うのです。やはり川の水ということ、冬場の川の水は非常に冷たいわけなのです。今、非常に水で顔洗う人はだんだん少なくなってきていると思うのですけれども、自分なんか水なのですけれども、湯沸しで温めて顔洗ったり、例えば炊事をするということになると、そんなに感じないかもしれないのですけれども、非常に川の水は冷たいということなのです。そうなってくると、少しでもその冷たい水を配水されているところと、井戸の水を利用している人では、随分差も出てくるから、そんなものです。そういう調整というのは今後できるのですか。

○議長（野中嘉之君） 荻野環境水道課長。

[環境水道課長（荻野恭司君）登壇]

○環境水道課長（荻野恭司君） 水の水温の調整というのは当然できません。県水については千代田町の企業局が設置しました利根川から引き込んだ河川水、これを浄水化して板倉町まで送ってきているということがありまして、当然自然の気温に左右された形で、夏場は温かく、冬場が冷たくということになっております。県水を受け入れております西配水場ですけれども、こちらにつきましては、平成26年度で古いほうの岩田の第3浄水場、こちらの浄水とブレンドをするようになりました。両方を合わせた形で現在西地区並びにニュータウン方面へ配水しております。昨年度までは岩田の井戸水だけを配水した区域につきましては、若干の温度差はあるかと思うのですけれども、そういった関係で多少差が出てきているということがあります。ただ、今後につきましては、今申し上げましたとおり、遠未来的なものですけれども、町内にあります浄水場につきましては、廃止していくということがありますので、ほぼ同じような水質の水をご利用していただける環境に少しずつですけれども、なっていくかなということで考えております。

以上でございます。

○議長（野中嘉之君） 延山議員に申し上げます。通告時間を過ぎております。

○5番（延山宗一君） はい、わかりました。やはり水は大事なものです。命をつなぐわけなのですけれども、今後とも水の広域化によりまして、安全な水をより安価で安定して給水ができるように事業を進めてい

ただきたいと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（野中嘉之君） 以上で延山宗一君の一般質問が終了しました。

ここで暫時休憩いたします。

14時45分より再開いたします。

休 憩 （午後 2時32分）

再 開 （午後 2時45分）

○議長（野中嘉之君） 再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

通告5番、小森谷幸雄君。

なお、質問の時間は60分です。

[6番（小森谷幸雄君）登壇]

○6番（小森谷幸雄君） 6番、小森谷でございます。通告書に従いまして一般質問をさせていただきます。

今回は、元気な板倉を目指してということで、活性化事業の積極的な推進をということで多岐にわたると思いますが、ご答弁のほうをよろしくお願いを申し上げます。

最近、幾つかの講座、シンポジウムやスポーツ交流の場面に参加や視察の機会を得ることができました。今回の一般質問の動機となった次第でございます。二、三例を挙げさせていただきますが、「板倉学講座」、これは渡良瀬遊水地の現状、治水と自然ということで、アクリメーション振興財団の専務理事の白井さんがご講演をされております。それから、館林第四小学校6年生でございますけれども、これについては大島公民館主催ということで、わたらせ自然館のビデオ鑑賞、それと自転車での谷中村の歴史と遊水地の自然観察、それから東洋大学の板倉キャンパスでのシンポジウムでございます。これにつきましては、イトアンドの社長の文野直樹さんがご講演をされております。当町の役場職員も何名か参加されておりました。表題は「企業戦略と人材育成」、その中で特に企業ブランディングが成長の秘訣ということで、「外食産業と家食産業のシナジー経営」ということでのご講演でございました。

それから、これは運動でございますけれども、板倉サッカークラブジュニアさんが、足立区の東エコーさんというサッカークラブと毎年交流を図ってございまして、これは渡良瀬運動場でございました。

それから、直近ですと、これは議員さん全部行かれたわけでございますけれども、東御市の常任委員会の視察研修ということで、相手方の委員長さんが渡良瀬滑空場のすばらしさということで、多分ホームページを検索されて、板倉には滑空場があるのだなという認識をされたのかと思っております。

これらのことから、町の活性化のためには、さまざまなトライができるのがなというふうに感じております。講演や交流意見については、当町のよさの再発見あるいは継続的な事業展開の成果あるいは外部から見た場合の当町のすばらしさの再発見であるというふうな認識をいたしております。

そのような観点から質問をさせていただくわけでございますが、昨今、日本全国地域の活性化を目指して、大きくは世界遺産登録や、先日は和紙でございますけれども、これがユネスコの無形文化財遺産に登録されました。世界遺産登録にしても、地域の認知度のランクアップには貢献したものの、県単位の魅力度アップ

にはつながっていないという結果になっておりまして、これは他県でも同じような状況となっております。

また、ゆるキャラ部門におきましても、「ぐんまちゃん」はめでたく1位の座を射止めたものの、群馬県の魅力度は47都道府県中で46位となっております。町の魅力度アップ、活性化については、相当の努力が求められることは当然でございますが、なかなか難しい事業展開になるかと思っております。

当町でも過去コスモスまつりを開催して、大きな反響を呼んだ経緯がございますが、農業政策の転換により中止となり、遠い過去の出来事のように感じられております。

また、当町では町制施行60周年を記念しまして、町の魅力アップ、ゆるキャラ「いたくらん」を作製し、町のPRに努めております。今後町の産業・観光行政を中心とした活性化の取り組みについてお伺いをするわけでございますが、この関係につきましては、過去何回か同僚議員さんあるいは私も質問をしておりますが、なかなか事業展開としては難しいという状況が判明をいたしておりますが、そういった中におきましても、長期的、計画的に地道に取り組む必要があるであろうというふうに思っております。

まず、重要文化的景観の質問でございますが、第1点でありますけれども、板倉のホームページを開きますと、板倉町の魅力をクリックしますと、板倉町には重要文化的景観に選定された利根川・渡良瀬合流域の水場景観とラムサール条約に登録された渡良瀬遊水地がまず紹介をされます。こういった観点からも、水場という、負の遺産というようなイメージがあるわけでございますが、昨今ですと、そういった地域でないところでも、地球温暖化ということで自然災害が頻発をいたしております。幸い当地にはカスリン台風以来、大きな災害に見舞われることなく経過をしております。そういった負の遺産というようなイメージを脱皮しまして、まずこの町の魅力という観点から申し上げまして、先ほどホームページでもそれをきちんと紹介していると、そういった部分から、先般重要文化的景観に選定された後、いろんな取り組みをされておりますが、直近での具体的な取り組み事例がありましたらお願いをしたいというふうに思います。

○議長（野中嘉之君） 多田教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長（多田 孝君）登壇]

○教育委員会事務局長（多田 孝君） ただいまの小森谷議員さんのご質問ですが、重要文化的景観選定後における直近の町の取り組みということでございますが、この重要文化的景観を保存・活用していくためには、行政だけではなく、住民の協働参画のもと、町全体で活動していくことが重要であると考えております。

平成23年9月に文化的景観の選定を受けまして、景観保存を目指す水場の風景を守る会が発足いたしました。これまで教育委員会と連携を図り、さまざまな事業を展開をしております。

具体的には、体験学習の場として、この間もやっておりましたが、西小学校5年生を対象に、川田の耕作、この間は脱穀をしておりましたけれども、児童が米づくり体験を通して、文化財の保護及び景観への理解を深めてもらうことを目的に実施をしております。

それからまた、谷田川周辺の周遊ルートを活用いたしまして、近隣住民を対象といたしました水場ポタリングや健康ウォーキングなど文化的景観を訪ねる事業展開や、先ほど議員さん出席をされたとおっしゃいました「板倉学講座」の開催によって、さらなる普及啓発活動を推進しているというところでございます。しかし、現状において民俗文化伝承士も含めまして、総合的な見地から説明ができるボランティアガイドが不足をしている。その養成が課題となっているということでございます。

この課題についてでございますが、来年度から栃木市と連携をいたしまして、渡良瀬遊水地のボランティ

アガイド養成事業を行う計画がございます。栃木市では平成25年度より渡良瀬遊水地ボランティア養成講座を開講しております、ガイドの養成を行っております。この講座に板倉町の歴史や文化的景観についての講座を加える形で開講いたしまして、渡良瀬遊水地とその周辺自治体の歴史や観光も案内できるボランティアガイドの養成を行う計画ということになってございます。

また、文化的景観におけます構成要素の修景につきましては、平成24年度に修復をいたしました「坂田家水塚」を水場の風景を守る会の事務所として活用というだけではなく、展示や訪問者の休憩所としての活用、水塚のカフェということで、「ミツカフェ」と言ったりもしていますけれども、その活用の検討も行ってまいりたいというふうに考えております。

さらに、柳山につきましては、現在荒廃をしているような状況でございますけれども、本年度、26年度から専門家の指導のもと、挿し木を行って景観維持を図ってまいりたいと考えております。具体的には、柳の挿し木は、専門家の指導により、来年2月ごろになる予定でございます。2月ごろが一番根つきがよろしいということですので、2月ごろになる予定ですが、この水場の風景を守る会を中心に広く一般町民の方にも参加をしていただきながら、この景観を維持する活動を行ってまいりたいというふうに考えております。

また、雷電神社の参道、こちらも構成要素の一つになってございますけれども、平成27年度、来年度、それから28年度の2カ年に分けて、国、これは文化庁の補助金になりますけれども、2分の1の補助金ですが、を活用をいたしまして、整備する予定となっております。この周辺は町民のコミュニティーを支える重要な構成要素でもありますので、国及び県指定重要文化財の建造物等の保存を図り、植生の維持や周辺池沼の修景に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（野中嘉之君） 小森谷幸雄君。

○6番（小森谷幸雄君） 今、とうとういろいろお話をされたわけです。その中で特に伝承士ですか、今、語り部をどう増やすかというところが一番最大の懸案事項になるであろうというふうに思っております。特に以前からこのラムサール条約にしても、登録湿地についても、あるいは重要文化的景観についても、見ただけでは何の楽しみもないと。そういった中でガイドがいなければ、なかなかそのよさが理解できないということで、今ご答弁があったわけでございますけれども、その辺でラムサールについては、栃木県とタイアップをして、合同で勉強会をしながらガイドを育てるというようなお話があったわけでございますが、そういったガイドさんを計画的にというのはよくわかるのですが、町としてその部分を例えば1年で仕上げるとか、2年で仕上げるとか、具体的な計画を持った中で、伝承士さんも数を数えれば100名以上いらっしゃるわけですね、現状。その中で本当にガイドができる人材がいるのかどうか。ただ、その伝承士というような資格を与えただけというような傾向も昨今見られたわけですが、その辺の再活用ということで、見直しも含めての今後の計画については、どのように考えられておりますでしょうか。

○議長（野中嘉之君） 多田教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長（多田 孝君）登壇]

○教育委員会事務局長（多田 孝君） ただいまのご質問でございますが、ボランティアガイドの具体的な養成ということでよろしいでしょうか。

○6番（小森谷幸雄君） はい。

○教育委員会事務局長（多田 孝君） 今現在、伝承士100名近くおるのですが、その中で全部全員が全員というわけにはいかないと思います。具体的にはこのボランティア養成講座につきましては、現在栃木市では年間13講座を2年間にわたって受講をするというものでございます。1年目は、初級編ということで、座学が中心になるそうでございます。2年目になって初めて中級編ということで、現地調査を中心にそこでそのボランティアのやり方、内容等を教わっていくと、身につけるということになってございます。そして、2年目においては、その勉強会、受講と並行して可能な限り実地、ボランティアとしての説明を具体的にやっていくと。ですから、実地研修も含めながら研修をしていくというカリキュラムになってございます。当然板倉町、今度一緒にやりましょうということになるのですが、来年度から共催をするということで、まずは栃木市さんのほうで現在の13講座を9講座にして、そこに板倉町の歴史、文化的景観、そして観光といった内容の2講座分を増やします。9講座にして、2講座分を増やして、合計で11講座として2カ年にわたって講義をして養成をしていくといった具体的な計画になってございます。

以上でございます。

○議長（野中嘉之君） 小森谷幸雄君。

○6番（小森谷幸雄君） ガイドの育成については、今、答弁された内容かと思います。先ほど水塚の問題でご答弁があったわけですが、そのカフェを現状これはもう活動の拠点としてカフェがオープンされて、その重要文化的景観について、その場所でいろいろ会議とかを持たれて、重要文化的景観をどう広めたいかとか、特に自然を守る会ですか、そちらのほうはいろいろその活動の拠点にしているかとは思いますが、実際その活動拠点として、あそこを町の補助も入れまして、多少補修をさせていただきましたよね。その後の活用ということで、今、カフェというようにあるわけですが、基本的にその重要文化的景観については、町内点在をしているということで、なかなかルートづくりとか、そういったものも非常に難しいという懸念があるわけです。そういった中で、その水塚、そこを拠点とした活動内容というのは、現状どのようになっていますでしょうか。

○議長（野中嘉之君） 多田教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長（多田 孝君）登壇]

○教育委員会事務局長（多田 孝君） ただいまのご質問ですが、その水塚を拠点の活用、活動ということですが、現在はまだそのカフェとしては機能はしてございません。整備をさせていただいて、水場の風景を守る会の方々の事務所的な、相談室的な役割で今、活用をしておるところです。今後さらにそのルートにちゃんときちんと位置づけて、観光客の方が気軽に立ち寄れるような場所にしていければというふうには考えております。そのためにもいろいろ県からのお手伝いもしていただけるというようなことも伺っておりますので、そういう活用も含めながら具体的に整備を進めていきたいというふう考えております。

以上でございます。

○議長（野中嘉之君） 小森谷幸雄君。

○6番（小森谷幸雄君） その一つの拠点として、水塚を中心として重要文化的景観を広域に広めていこうと、それと重要文化的景観を守ると、そういう位置づけとして水塚を拠点とされるというのは初めて聞きましたので、そこが今後のその重要文化的景観の中で重要な位置を占めて、広く町民あるいは町外の人にもこの重要文化的景観を広める拠点として活動をしていただければありがたいかなというふうに思っております。

す。

今、水塚という問題が出たのですけれども、前のその水場景観保存計画ということで、いろいろ議論をさせていただいた経緯があるのですけれども、象徴的なシンボルゾーンをつくりなさいというような提言書的な意味合いというようなご答弁があったわけですが、その中で谷田川景観が一番ふさわしいと、景観ですから、距離的にあるわけですが、1点の場所を指しているわけではないのですけれども、その谷田川景観というものについて、今後の展開方法や、あるいは自然の維持ですか、そういったものについてのお考えございますでしょうか。

○議長（野中嘉之君） 多田教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長（多田 孝君）登壇]

○教育委員会事務局長（多田 孝君） ただいまの谷田川の修景に関するご質問だと思うのですが、先般たまたま文化庁の調査委員さんがお見えになりまして、その板倉町の重要文化的景観を初めて見るので、全体を案内をしてくれということで、見て回ったわけなのですが、そこで指摘をされたのが、やはり谷田川のこの風景をどういうふうに守っていくのかということでございました。その中で、通り前橋、あの沈下橋、そちらが今、通行どめになっているということで、橋脚が傾いているということで、通行どめにしているのですけれども、そちら、先ほども答弁の中でお話をいたしました、文化庁の補助があるから、そこを修復したらいかがかという提案もございました。橋の修理ですので、大層なお金がかかるか、経費がかかるかと思しますので、すぐには着手はできないかと思っておりますが、将来的にはそちらもきちんとやっていければというふうに思いますが、この辺はなかなか町の全体的な調整も図りながらということになるかと思しますので、一朝一夕にはできないと思っておりますが、最重要景観としてその谷田川の通り前橋が位置づけがされるのかなというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（野中嘉之君） 小森谷幸雄君。

○6番（小森谷幸雄君） 以前水郷公園云々というようなお話の中で、いや、水郷公園は別の問題だよというようなお話もあったわけでございます。その中で先ほど答弁の中に出てきましたその柳山、これも非常に大切な景観の一つであると。

特にその谷田川景観ということで申し上げますと、揚舟とか川田、沈下橋、桜づつみ、水郷公園を位置づけるかどうかは若干問題があろうかと思うのですけれども、そういった意味で揚舟のスタートが水郷公園、場所的には水郷公園になるわけです。昨今いろいろ見てみますと、釣りのお客さんは非常にあそこの駐車場が満車になっていると、平日でも結構なお客さんが見えられていると。東広圏から町に移管されてから、町長もアジサイということでチャレンジをした経緯がございます。特に当町が引き受けた後、基本的にはあそこをどうするかということで、財政的な問題もあろうかと思うのですけれども、整備されないというと、大変失礼な言い方になりますが、漁業組合さんに対しての補助金を出していると、それで維持管理をしているというような状況ですけれども、その釣り客は当然のことですけれども、当町、町の中にたくさん公園はあるわけですが、なかなか一つの春なら春、桜とかアジサイとか、そういった意味で遊びに行くというような場所的にあそこが一番いいのかなと思うのですが、後ほどの質問になりますけれども、現状その水郷公園については、ああいった形になっているわけですが、今後のその整備計画とか、そういったものについ

てお考えはございますでしょうか。

○議長（野中嘉之君） 橋本産業振興課長。

[産業振興課長（橋本宏海君）登壇]

○産業振興課長（橋本宏海君） 水郷公園に関しましては、春の揚舟、秋の揚舟ということで、観光のメインステージということで使わせてもらっているのですが、なかなか今ご指摘があったように、アジサイを植えて人が集まれるようにとか、そういう工夫はしているのですが、なかなかままならないという事実もございますので、その辺は公園としてどういうふうにすれば、冬はちょっと難しいかなと思うのですけれども、春から秋にかけてその揚舟と重なるような形でお客さんをお呼べるようなことをちょっと検討していきたいということは今後やっていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（野中嘉之君） 小森谷幸雄君。

○6番（小森谷幸雄君） なかなか先ほど申し上げましたように、財政的に問題があるかと思うのですが、水郷公園の維持管理については、後ほどふるさと納税のところで触れさせていただきますので、よろしくお願ひ申し上げます。

ゆるキャラ「いたくらん」についてお尋ねをいたします。「いたくらん」も町のPRのために孤軍奮闘しているというような情報でございますけれども、キャラクターの使用については、いろいろな制約があるわけでございますが、先般季楽里の生産者協議会の席で、ゆるキャラのシールをつくって、それを板倉の純粋な農産物あるいは商品に張ってPRをすべきではないか。そのルールとか、いろいろあるのでしょうかけれども、そのシールが張られているものについては、基本的には板倉町の特産物ということで、ゆるキャラ本体とあわせてPRをしてもいいのではないかと。ただ、そのシールを使うに当たって、いろいろ制約を受けると思うのですが、特に個人でやる場合には、版代とか枚数の関係で、なかなか個人的にそのシールを作成すると、許可が出たとしても、なかなか経費的に枚数も相当な枚数を、ロットがまとまらないと安くならないというような経緯がございまして、せっかくの機会ですから、使う方がどのくらいおられるかわかりませんが、業者さんとか、いろいろ含めて事前に調査をしていただいて、ある程度のロットがまとまれば、ある意味ですけれども、初回は行政側が作成をして、追加については個人の負担をいただくと、そういうような制度がとれないかと、詳細はいろいろルール、決め事等があつて、なかなか難しい部分があるのでしょうかけれども、せっかくゆるキャラの本体をつくったわけですので、それを活性化させるためにも、そういったものに転用できないかというような意見交換がありました。その辺についてはいかがでございますか。

○議長（野中嘉之君） 橋本産業振興課長。

[産業振興課長（橋本宏海君）登壇]

○産業振興課長（橋本宏海君） 町のイメージキャラクターであります「いたくらん」につきましては、最低限、もともとオリジナルが持っているあのイメージを壊さないようにということで、利用規定等は設けてありますけれども、オリジナルのイメージを尊重した形の中で、ある部分でいくと町の観光大使というような位置づけもありますので、その中で善良な使われ方をされていくようであれば、その利用というのは可能だと思われまますので、そういった部分でデザインの使用については、できるだけ町の特産品、町が認定した町の地場産の特産品だということがPRできるようなものを検討していきたいということでは考えていきたいと思っております。

それと、2点目のそれを誰がつくるかという部分なのですけれども、私もその生産協議会をご一緒させてもらったのですけれども、生産者協議会の中で現在生産者としても季楽里を何とか盛り返していきたいというような中で、協議会として会費をある程度集めて、要は生産者協議会として運営をしている。そうするとその中の会費をうまく利用することでも使えないかなというような発言もあつたりもしていますので、母体をその季楽里の生産者協議会という捉え方をして、その中でちょっとこれは財政当局とのお話にもなるのですけれども、そういった中で生産者協議会がやる事業に対して、こういった形かで行政としてバックアップができるかどうか、その辺につきましては検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（野中嘉之君） 小森谷幸雄君。

○6番（小森谷幸雄君） ぜひそういった意味で、せっかくゆるキャラをつくってPRをすると、そういった商品あるいは産物を通して町外にPRもできるということで、経費の問題等いろいろあろうかと思いますが、ぜひ早急に実施できるようにお願いをしたいというふうに思っております。よろしく申し上げます。

次の問題に入ります。ラムサール条約でございますけれども、先ほど申し上げましたように、ラムサールも町の魅力という位置づけの中で、そこにお客さんを呼んで経済的効果をもたらすというのは、なかなかできないというのも私も十分承知をいたしております。ただ、先ほど冒頭申し上げましたように、アクリメーションの白井専務理事さんのお話とか、あるいは小学生があそこを見学されて、谷中村の鉾毒の問題とか、自然観察とか、いろいろ利用勝手もあるでしょうし、特に最近ですと、あそこの思い出橋の入り口の土手を上がった道路も拡幅されて、向こう側に行くアクセスは非常にようになっております。そういった中で自然に親しむというか、あるいはそこへ訪れる、これは遊水地全体で私はずっと少なくなっているのかなという認識があったのですが、あそこの遊水地に来られるお客さんは年間100万人いるということらしいのです、直近でも。その中で特に栃木市さん、藤岡町ですけれども、栃木市に合併をされたとか、あるいは北川辺も加須市に合併されたとか、いろいろ財政的に非常に恵まれた環境にはなりつつあるのでしょうかけれども、特に単独市として遊水地の中で年間幾つかのイベントを開催されていると。当町ですと、そこにテント1張りをお借りして、そこでPRをするというのが常態化しているのかなというふうに思っております。これも経費との問題で、実行するのはなかなか難しいことですが、そういった部分で町長も非常にお隣、加須市さん、あるいは栃木市さんの市長とも交流を深めておまして、そういった席にもお招きを受けて、いろいろ視察をされているというふうに思いますが、今後そういった中で、当町としても何かお金の問題が絡むと非常に難しくなるのですが、当町が主催者となって遊水地、春、夏、秋、冬あるわけですけれども、ベストシーズンを選んだ中での何かそういう行事的なものはお考えになっておりますでしょうか。

○議長（野中嘉之君） 小嶋企画財政課長。

[企画財政課長（小嶋 栄君）登壇]

○企画財政課長（小嶋 栄君） 議員ご質問の遊水地でのイベントの開催ということでございますけれども、議員ご承知のとおり、渡良瀬遊水地につきましては、栃木市が7割以上を占めてございます。地理的条件と申しますか、加須市については、中央エントランスというようなメインの入り口がございます。また、栃木市については、旧の藤岡町の施設、観光施設と申しますか、谷中村付近の施設がございます。板倉町につきましては、ご承知のとおり運動場付近の地理的には、余り条件的にはよくないというようなところもござい

ます。当然板倉町がイベント起こすとなりますと、その運動公園、今、運動場ですね。サッカー場、野球場に使っておりますそちらのほうがメインになろうかと思えます。そうしますと、なかなか駐車場の問題もしくは電気の問題、水道の問題等さまざまな課題がございます。その関係で今までなかなか手がつけられなかったような状況はございますので、今後どのような形でイベントを開催するか、検討課題ではありますが、今の栃木市さん、加須市さん等々ともよく連携を図りながら、板倉町で何ができるのかも含めて今後検討をしていきたいというふうなことは考えてございます。

ただ、今現在、遊水地の中には「渡良瀬遊水地保全・利活用協議会」というのが25年の8月に設立されております。そちらの団体には先ほどお話があったアクリメーション財団も入っております。また、さまざまな団体、行政、支援団体等が入っておりますので、そちらと連携を図りながら今後官民協力して推進を図っていきたいというふうに考えてございます。

○議長（野中嘉之君） 小森谷幸雄君。

○6番（小森谷幸雄君） 非常に重要文化的景観と並んで、遊水地のPRというのは難しいとは思っております。ただ、そういった中で我が町の魅力として、それがトップに出てくるという現状を考えたときに、具体的に私もこうする、ああするという案は現状ないのですけれども、いろいろな活用等も含めて、やはり検討をしなければいけない、町のPRを兼ねて検討しなければいけない時期かと思えますし、具体的に動き出さなければいけない時期かというふうに思っております。

そういった中で、板倉町の観光振興計画というのがございます。これはもう昔の話で、平成19年、2007年に作成をされております。今まで申し上げました内容等を含めまして、この観光振興計画の中にもいろんな計画あるいは提案等がなされております。いつも申し上げるのですけれども、このいろんな振興計画あるわけですけれども、基本的にはこれも作成経緯を見ても、このときはまだ国際地域学部が当町にあったということで、大学、行政あるいは地域の連携ということで観光振興計画策定委員会というのができまして、それを補助するとか、サポートする側として、行政側が中心となった観光振興計画検討委員会というのが組織化されて、そのメンバーを見ますと、今はいる人、いない人、さまざまでございますけれども、こういったいろんな計画書をつくりまして、いろいろ頑張ろうで始まるのでしようけれども、なかなか実態とかけ離れた形で過ぎてしまうというのが現状かと思うのですけれども、そういったものについて振興計画、特に今回は板倉町の観光振興計画ということでお尋ねをさせていただくわけですが、特に国際地域学部は向こうにもう本学のほうに移転をされた後ですけれども、多分頓挫しているというふうに思うわけですが、この計画について再考されて、またこれに沿って取り組むというようなお考えがあるのでしょうか。

○議長（野中嘉之君） 橋本産業振興課長。

[産業振興課長（橋本宏海君）登壇]

○産業振興課長（橋本宏海君） ただいまのご質問の観光振興計画なのですけれども、議員さんがおっしゃられるように、これにつきましては、平成19年ですか、個別計画として作成されていた状況でございますけれども、現在では平成24年の3月に新たな指針として、第1次板倉町中期事業推進計画の中に、観光分野として位置づけられまして、その中に観光振興の基本の方針も位置づけ、現在はその基本方針に基づき観光施策を展開しているというような状況でございます。

この計画の主な施策といたしましては、1として、今、話題に出ています重要文化的景観の活用、それと

2として、遊水地の利活用、それと3としまして、観光資源の開発、4として広域ネットワークの強化、5として、受け入れ態勢の整備、それと6として、情報発信の強化、7番として、東武鉄道との連携ということで、7つの柱を掲げまして、その基本方針に基づき観光事業計画のほうを実施しているというような内容でございます。

具体的になのですが、重要文化的景観及び渡良瀬遊水地の利活用という分野につきましては、先ほど教育委員会の事務局のほうからもありました栃木市と連携した形の中での遊水地のボランティアガイドの養成という部分なのですが、これにつきましては、栃木市と連携をし、板倉町としましては、観光部局と文化財部局が一緒になりまして、そのボランティアの養成をして、来年以降その人たちが遊水地の中でお客さんに対して案内ができるようにということで、そのような体制の中で事業のほうを展開しているというような形でございます。

それと、観光開発の資源ということですが、これにつきましては、町内の事業者の協力を得ながら、グルメの特産品をイベント等でPRして、町の産物を広くPRし、その定着化ということで積極的にやっているような状況でございます。ただ、しかしながら、一方では協力の呼びかけに対して、参加者がなかなか確保できないという部分もございまして、一部の企業さんや季楽里の生産加工組合等に依存しているという事実は否めない状況であります。

それともう一点、広域ネットワークの強化という部分ですが、これにつきましては、館林行政県税事務所と館林・邑楽地域が連携して、観光キャラバンやぐんまちゃんちでのイベントの開催等をして、郡内の町が共催で物産展を実施したり、さらには栃木市や加須市との遊水地を核とした連携等々を実施しているというような内容でございます。

それと、受け入れ態勢の整備につきましても、館林の土木事務所もしくは館林の行政県税事務所の協力を得ながら、遊水地の案内板の表示の整備を現在展開しているような状況でございます。特に27年度につきましては、現在やっています60周年記念事業の一環として、道路愛称付与事業で決定された道路愛称の案内板、これと連携させるような内容を調整しまして、より一層の効果の発言を期待し、当町にお越しのお客様のスムーズな誘導や案内を可能とし、サービスの向上につなげたいというふうな考え方を持っております。

それと、情報発信というテーマにつきましては……

○6番（小森谷幸雄君） いいよ、もう。

○産業振興課長（橋本宏海君） いいですか。はい、済みません。

○議長（野中嘉之君） 小森谷幸雄君。

○6番（小森谷幸雄君） 言っていることはよくわかります。ただ、計画書ではそういうことが語られているわけですね。それをどうするかということが大事な部分になるわけです。1から今7までであるというか、7までは私は望んでいないのです、現状は。1、2ができれば当町としてはある程度の中ですらいろいろPRできるし、具体化できるというふうに思っています。そういった点で計画をつくったものをどうするか、このどうするかという部分で、町、行政主体となれば、あるいはそれに民間ボランティアが入るのかどうかわかりませんが、そういうもので具体的に動かせる組織体、事業計画、そういったものが欲しいので、その計画をたあ、たあ、あ言われても、あ、そうですかと言って終わってしまいますので、ぜひそういった意味でトライをしていただきたいというふうに思っております。

先ほど申しあげましたふるさと納税、これも前に質問をして、若干尻切れとんぼになった経緯もあるので、先般、今度は税金の軽減、上限に2倍になると、関連手続も簡素化するというような方針が出されておるといことで、先般の答弁ですと、いろいろ弊害があるのではないかというようなご答弁の中で、余り積極的に推進はしたくないというような答弁だったかと思えますけれども、先ほどいろいろ当町の魅力、そういったものをいろいろ挙げた中で、現状はコシヒカリと先般も申しあげた季楽里の商品券というような話があったわけですが、そういったものと今申しあげたようなものをどう組み合わせ、ふるさと納税をたくさんしていただけるかと。単にそのお米でもかなり人気があるのですって、よその県、町では。そういった意味で当町でもお米のおいしさはよくわかるのですけれども、そういったものを組み合わせによっても随分違うのかなと。

基本的なことをお尋ねしますが、ご寄附をいただいた方に対する返礼品はコシヒカリとか、いろいろ商品券とかあるのですけれども、そのほかに町長のメッセージとか、当町の観光案内のパンフレットとか、そういうものをお贈りしているのでしょうか。まず第1番目。

○議長（野中嘉之君） 小嶋企画財政課長。

[企画財政課長（小嶋 栄君）登壇]

○企画財政課長（小嶋 栄君） ふるさと納税制度につきましては、ご寄附をされた方には、当然であります、その記念品を贈らせていただきます。ただ、これは辞退という方が7割ぐらいいらっしゃるんで、当然本町の職員がふるさと納税をしているのです。季楽里の商品券2,000円分もしくはコシヒカリほか送料も込みでございますけれども、2,000円分を贈らせていただきます。そのほかに町長からのお礼状と寄附金の控除のための領収証等を贈らせていただいております。

○議長（野中嘉之君） 小森谷幸雄君。

○6番（小森谷幸雄君） このふるさと納税制度についても、職員の方が町外に大分お住まいになっているというような経緯を踏まえて、町長がある意味では職員の方の協力をいただくということでスタートしたような経緯があるかと思うのですけれども、昨年度、25年度で378万円、指定寄附がございまして、それを除くと316万円というような状態になっているかと思うのですが、職員といわゆる職員外の内訳はわかりませんか。わからなかったら結構ですが。

○議長（野中嘉之君） 小嶋企画財政課長。

[企画財政課長（小嶋 栄君）登壇]

○企画財政課長（小嶋 栄君） 金額だけで申し上げますが、平成25年度全体で378万7,472円ございましたが、うち職員の方が72万円でございます。失礼しました。人数にしますと44人の寄附者のうち職員が36人というようなことになっております。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 小森谷幸雄君。

○6番（小森谷幸雄君） 44名中36名が職員、金額は72万円、そうしますと大口寄附がこの年はあったということかと思うのですけれども、できればこの寄附金の使途、使い道ですけれども、これをある意味では見える化したほうがいいのではないかというふうにも前もご提案を申しあげました。といいますのは、先般これは上毛新聞だったのですが、南牧村の話が出ておりました。ごらんになったと思うのですが、ふるさと納税

をした村外の個人が会員となる新組織を立ち上げ、納税した金の使い道を話し合う交流会を開き、村は使った結果を報告する。寄せられた財産を積み立てる基金を設け、過去にさかのぼって繰り入れ直すとしている。村外から南牧村を応援してくれる人をつなぎとめ、村づくりの知恵をかりる取り組みであると。創設するのは南牧応援塾「つむぐ」。代表は村長が就任をされていると。こういった意味で、寄附金が指定寄附以外は、どこに、どういう感覚で配分されるか私はわからぬですけども、できればその使い道が寄附した側も見えることが、私のお金はこういった形で使われているのですねという部分が見えることが、やはり寄附をした方から見れば喜ばしいことなのかなというふうに思っております。

そういった意味で、水郷公園の整備に話がいくわけです。その中で水郷公園もなかなか漁業組合さんをお願いしているわけですけども、なかなかうまくいかないというような部分もあるわけですが、その基金を設けて、例えば500万円目標なら500万円目標の段階で、寄附をいただいた方たちに植樹祭というところとちょっと大げさですけども、ボランティアと一緒に植樹をすると、一つの例として。そういう部分として水郷公園を活性化させる。ランドデザインはある程度行政側で経費を使って起こさなければいけないですけども、そういった意味のその植樹祭も、ある意味ではその寄附をしていただいた方には喜ばしいことになるのかなというふうに思います。特に当町の人たちは余りわからないと。先ほどいろいろ例を挙げたのは、そういった意味で外から見た場合には、当町も評価されるべきものがあるという認識の中で、そういう発想をするわけですけども、それがあある時期開花をしたとか、3年後とか2年後とか、なっていけば、それを例えばホームページ等で紹介をしてあげると、その向こうの寄附をした方と、こちら行政サイドあるいは町民、そこで一つの交流が生まれるという考え方の中で、都市と農村との交流もそういったものを通して交流が深められるであろうというふうに思うわけです。

その次の姉妹都市と関連するわけですけども、先ほどサッカーの話をしたのは、足立区とのその姉妹都市構想があった折に、実現はしなかった話ですけども、スポーツ少年団のほうのサッカーで、今日課長がおられるわけですけども、その時代に多分交流が深まったことだと思うのですけども、ちょっとしたことをきっかけに長年、もう何十年以上になるのかな、なるわけですけども、一つの起爆剤としてちょっとした活動を通してそういった姉妹都市構想も場合によっては実現できると、そういう中で今申し上げたふるさと納税の問題と、いわゆる姉妹都市構想、そういったものを一つの事業展開の中で組み合わせることによって町を私はPRできるのではないかなというふうに思うわけです。姉妹都市構想については、昔高瀬舟云々ということで、これは実現は当然しなかったわけですけども、いろいろ歴史的な背景をたどった中で、いろいろ考え方一つで取り組める事業なのかなというふうに思っております。

そういった点で、水郷公園のそのふるさと納税に関してのご意見がございましたら、企財課長、お願いをいたします。

○議長（野中嘉之君） 小嶋企画財政課長。

[企画財政課長（小嶋 栄君）登壇]

○企画財政課長（小嶋 栄君） ふるさと納税と目的基金の設立と水郷公園ということは、前回の小森谷議員からご質問を受けたと記憶しております。ふるさと納税につきましては、賛否両論あるかなというふうに考えてございます。ふるさと納税は一部の自治体で過分なお礼、お返しをすることが恒常化しております。本来の寄附金としての性質が薄れて、地元の観光PR、地場産業のPR、地場産特産物のPR等が主流にな

りつつあるというふうに考えてございます。また、インターネット等を通じて情報提供されて、中にはその寄附金額による市町村のランキングなんかを掲載しているようなインターネットもございまして、本来の目的が失われているのではないかなというようなことは若干感じております。

今回、来年度まだ決定ではないのですが、今の限度額が2倍になる。それと控除制度の事務手続が簡素化になるということで進んでおりますが、ほかの市町村、当然群馬県下の市町村でもかなりその差はありますけれども、群馬県下を初め近隣の市町等の動向を見ながら、寄附金については検討をしていきたいと考えております。

また、先ほどの目的基金、水郷公園のための目的基金につきましても、それと同時に検討させていただきたいというふうに考えてございますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（野中嘉之君） 小森谷幸雄君。

○6番（小森谷幸雄君） 多分、今、課長の考え方ですと、そのふるさと納税の悪い部分だけを取り上げて、余り前向きではないのかなというふうに思っております。できることはやると、それをふるさと納税制度を町のPRとか、農産物のPRとか、そういったものをしてはいけないということはないので、やはり当町の魅力度を内外に知らしめるのに私は使ってもいい制度なのかなというふうに思っております。よそが成功している事例をうらやましく思うつもりはさらさらないのですが、せっかくそういった形で枠も拡大されると、手続も簡素化されると、これは地方再生と、その中の一環としてそういう政策が新たに打ち出されてきたわけですよ。ですから、それを私は、用途は別として、制度としてやはり大いに活用すべきかなと。

先ほどご案内のあった職員さんが大半を占めているという部分は、職員さんには大変ありがたい一つの話になるわけですが、もう少しふるさと納税制度を、だってうちの、うちって板倉町のホームページにやはりふるさと納税制度をちゃんと紹介しているではないですか。私は紹介をしているということは、先ほどその遊水地とか重要文化的景観を町の魅力として発信すると同じように、ふるさと納税をご協力してください。一つの町外に向けての私はPRだと思っているのです。それが否とするならば、そこは削除しなければいけないわけだ。いや、とりあえずやっていますよという形なのかどうか分かりませんが、言葉はきついようで恐縮ですけども、私はあそこのホームページに載っているのは、私は行政側が積極的に推進をしている事業、そういうふうに認識をするわけです。そういった点で、できればもう少し踏み込んだ中で、これは内部でいろいろご意見があろうかと思うのですが、その中で調整を図っていただいて、ぜひ頑張っていただければというふうに思っております。

今回は活性化事業ということで、いろんな課をまたがっていて、答弁しにくい部分もよくわかるのですが、いろんなそういうものがたくさんありますよと、それをどう組み合わせるかの町の魅力を発信するかということで、いろいろばらばら、ばらばら聞いているようで大変恐縮ですけども、最後になりますが、これも産、学、官ということでお尋ねをするわけです。

それで、先般は東洋大学でそういったシンポジウムをお聞きしたわけですが、昔は国際地域学部があったときには、かなりその東洋大学さんと交流があった中で、まちづくりを基本として、いろいろその行政側も対応をした中で、いろいろ策が練られたというふうに感じております。ただ、いみじくも東洋大学さんの国際地域学部が本学のほうに移転をしてしまったということで、生命科学部だけが残りましたので、若干交流が途絶えているのかなとは思いますが、その中においても特にサッカー部さんとか、女子駅伝部が

創設をされて、板倉という名前が発信をされつつあるわけです。これはお隣、明和町さんがまた成城大学と、こういう例ばかり挙げて大変恐縮ですけれども、成城大学さんと連携をとりまして、町おこしの一環ということで、いろんな分野で学生さんを招き入れて、これはちょっと進んだところでございますが、単位がとれると、明和町さんのフィールドをベースにして、まちづくりとか、地場産業の振興とか、教育、生涯、文化及びスポーツあるいは人材育成、もろもろ等あるわけですけれども、主な連携事業ということで2014年度で履修者が10名ということで、後期の単位がとれるということで、そこで勉強したことが町にも返されるし、本人たちが単位として修得できるということで、こういう学社連携というのは余り聞いたことがないのですけれども、そういう部分について、昔地域学部があった折には交流が盛んであったわけですので、そういった意味で最近の成功事例ですと、赤大根のみですけれども、農業関係以外でも私は交流するベースをつくれれば、いろいろ東洋大学本学との連携の中で、町の活性化のためにいろいろアドバイスを受けたり、事業展開ができたりののではないのかなということで、一つの例として明和町さんを挙げさせていただきましたが、これはどこの担当になるのでしょうか。私わからないのですけれども、もしお答えいただければありがたいのですが。

○議長（野中嘉之君） 小嶋企画財政課長。

[企画財政課長（小嶋 栄君）登壇]

○企画財政課長（小嶋 栄君） 現在、東洋大学の板倉キャンパスに東洋大学のL I F E研究会というのがございます。

○6番（小森谷幸雄君） 何。

○企画財政課長（小嶋 栄君） L I F E研究会です。このL I F E研究会というのは、県内外の企業32社と本町を含む10の研究機関と支援機関で構成されております。各団体が研究開発や交流を行うことで、産学官連携ネットワークを構築しているということになっております。

事業としては、新技術創生や新産業創出の支援、共同研究・人材育成、地域交流・情報交換等を行っておる状況でございます。

本町としては、先ほど赤大根という話があったのですが、稲、水稻のゲノム解析による品種改良試験などを行っており、また地域交流・情報交換の場としても参加しておりまして、シンポジウムと講演会等に積極的に参加しているような状況でございます。これら今後も大学と地元企業連携を図りながら、各種事業を推進してまいりたいと考えております。

また、現在、東洋大学さんと「連携協力に関する包括協定書」というのを締結することで進めております。年明けの1月の下旬ごろになるかと思いますが、それらの包括協定を結ぶようなことで現在進めております。ただ、開校以来、各般にわたりまして連携を図っております、実際は。ただ、それを改めて文章化するというような内容になろうかと思っております。実際に今、文化、教育、産業全てのことで東洋大学さんとは連携を図っておる状況で、それを大まかな概要を包括協定を結ぶというような段取りとなっております。今後も東洋大学の知的財産もしくは施設等を活用しながら、まちづくりにつきましても推進を図ってまいりたいというふうに考えてございます。

また、最近の動向としまして、見た方もいらっしゃると思いますが、フェイスブックというのがあるそうです。インターネットで見られるようなのですが、その中に東洋大学の地域活性化研究所というようなところ

ろがございまして、板倉町の食文化を考える協会、名前がもしかすると館林・邑楽になっているかもしれませんが、そのようなページも新たにつくって、今PRをしているというような活動もございまして。

以上でございます。

○議長（野中嘉之君） 小森谷幸雄君。

○6番（小森谷幸雄君） いろいろ重要文化的景観、ラムサールあるいは振興計画、ふるさと納税、姉妹都市、産、学、官、いろんな分野にわたってご質問をさせていただきました。その1点は、やはり我が町の魅力をどう内外にPRしていくかと、場合によっては組み合わせによってかなりの効果を発揮するものもあるだろうと。言い忘れた部分について、渡良瀬の滑空場についても、グライダー、秋口になるといたくら広報ですか、広報いたくらに5,000円とか3,000円で搭乗できますようなご案内もあります。そういった組み合わせによって、いろんなことがPRできるのかなというふうに思っております。

焦点が絞れないような質問になったわけですけれども、ぜひ前向きに検討していただいて、ぜひ成果が出るように頑張ってくださいという思いで質問をさせていただきました。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（野中嘉之君） 以上で小森谷幸雄君の一般質問が終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

16時より再開いたします。

休 憩 （午後 3時45分）

再 開 （午後 4時00分）

○議長（野中嘉之君） 再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

通告6番、荒井英世君。

なお、質問の時間は60分です。

[3番（荒井英世君）登壇]

○3番（荒井英世君） 3番、荒井です。通告に従いまして質問いたしたいと思っております。皆さんお疲れのようですけれども、よろしくお願ひします。

まず最初に、地域包括ケアシステムの構築について質問いたします。今年の6月ですけれども、医療・介護総合推進法が成立いたしました。中でも介護に関しましては、平成12年に介護保険制度開始以来の大改革と言われております。この法律のポイントですけれども、大きく言えば医療と介護のあり方を見直そうということです。介護に関しましては、地域包括ケアシステムの構築、それから利用者負担の公平化ということがあります。利用者負担の公平化ということですが、65歳以上の高齢者の要介護者あるいは要支援者が介護サービスを受ける場合、1割の自己負担でしたが、一定以上の所得がある場合、今度2割の自己負担にしようとするものです。つまりその背景としまして、介護保険サービスの給付と保険料負担、そのバランスがもう現在崩れ始めているということだと思っております。

もう一つのポイントが地域包括ケアシステムの構築です。これは団塊の世代が75歳以上になる2025年問題を踏まえまして、医療と介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供されるケアシステムということで、

今後ひとり暮らしの高齢者や、もう老老介護、そういった部分が増えることに伴いまして、豊かな老後が成り立ちにくくなってきます。こうした状況に対処するために、地域で支え合うシステムとしまして、地域包括ケアシステムの構築が言われ始めたものと認識しております。ただ、この地域包括ケアシステムということですが、ちょっと一般には聞きなれない言葉ですので、どのようなシステム、仕組みで、何がどう変わっていくのか、よくわからないのが現状だと思っております。

そこで、まず最初の質問ですが、この国が提唱しています地域包括ケアシステムの構築につきまして、何を目的に、何を構築しようとしているのか、簡単で、概論的で結構ですので、まず説明願います。

○議長（野中嘉之君） 落合健康介護課長。

[健康介護課長（落合 均君）登壇]

○健康介護課長（落合 均君） ただいまのご質問の地域包括ケアシステムの構築について、何を目的ということですが、65歳以上または75歳以上の高齢者の方、認知症高齢者の方、またひとり暮らしの高齢者の方、高齢者のみの世帯の増加というのが先ほどもお話ございましたが、増加してまいります。また、要介護認定者の増加も今後見込まれております。そういった要介護状態となった方でも尊厳を保持して、その有する能力に応じて自立した日常生活を営んでいただくということを目的といたしまして、介護保険制度というものが先ほどお話ございましたが、平成12年から創設されて十数年が経過しております。

その介護保険制度の自立した日常生活を営んでいただくという目的を長く住みなれた地域、ご自分でお住まいの地域で推進していくということを目的としたものが地域包括システムということでございます。そのために、先ほどお話ございましたが、住まい・医療・介護・予防・生活支援、そういったものを一体的に提供できる体制づくりの構築というものを目指していくというものでございます。

○3番（荒井英世君） わかりました。

○議長（野中嘉之君） 荒井英世君。

○3番（荒井英世君） 簡単に言いますと、重い要介護状態になっても、住みなれた地域で自分らしい暮らしができて、人生の最後まで続けることができるようなシステムということですね。はい、わかりました。

それで、地域包括ケアシステム構築に当たりまして、各市町村が主体となるということです。地域によりまして、高齢者のニーズ、それから医療、介護の実情や実態が違うと思います。例えば医療機関が充実しているけれども、介護施設が不足しているとか、医療機関も介護施設も不足しているが、地域のコミュニティー、それがしっかりしているとか、いろんな地域によってさまざまだと思っております。

そこで、基本的な質問なのですが、今の板倉町におきまして、医療機関、それから介護施設、足りているのか、不足しているのかお聞きしたいと思いますけれども、平成22年度に町民意識調査を実施しました、これ町で。その中の病院等の医療環境では、現在の満足度で、やや不満と不満が60.4%を占めています。介護につきましては、普通と答えたのが63.6%でした。この調査から4年経過してはいますが、今の板倉町の現況について、この医療と介護施設の関係ですが、足りているのか、不足しているのか、ちょっとお聞きします。

○議長（野中嘉之君） 落合健康介護課長。

[健康介護課長（落合 均君）登壇]

○健康介護課長（落合 均君） 現在の町内の医療機関の状況でございますが、町内に6カ所ございます。

それで、内科を標榜している医療機関が3カ所、整形外科を標榜している医療機関が1カ所、内科と整形外科を標榜している医療機関が1カ所、耳鼻咽喉科を標榜している医療機関が1カ所ございます。診療科目を見ますと、内科が5カ所です。整形外科が2カ所、小児科が4カ所、皮膚科が1カ所という主な診療科目でございます。うち、2つの医療機関で往診の診療もしていただいているということでもあります。歯科医院につきましては、町内に6カ所ございます。足りているかどうかというところではありますが、町内はこういった状況で、また周辺の厚生病院、また県外の病院、また医師会等近隣の医療機関も活用いただきながらという状況で診療を受診をさせていただいているという状況かと思えます。

次に、介護施設でございますが、町内に5カ所ございます。特別養護老人ホームが1カ所、定員が80人でございます。こちらは先ほどの22年の調査以降、24年からミモザ荘の定員が20名増えましたので、プラス20名で現在80名ということ。それと、有料老人ホームが1カ所、定員が20名、グループホームが2カ所、定員9人の2カ所で計18名でございます。それと、ケアハウス、軽費の老人ホームでございますが、1カ所、定員30名がございます。これらの施設の定員の合計をいたしますと148人ということで、毎年県のほうで調査を行っておりますが、特別養護老人ホームの待機の方で、ご自宅で重度という方が6名ということなのですが、昨年と変わらない状況であります。年々申し込み者で待機者の方とか、重度の方も減ってきているような状況ではございます。

そういうことで、特養については若干不足する部分もあるのかなということは考えられますが、全体としては充足しているかなというふうに考えています。こういったものを先ほど申し上げたとおり、自宅のほうでお過ごしいただくということで、地域包括ケアシステム、そういったものを今後取り入れるということでございます。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 荒井英世君。

○3番（荒井英世君） なぜそういった質問するかということなのですかけれども、最近ですけれども、国際医療福祉大学が医療と介護施設の2025年、それから2040年の過不足を推計しています。それを見ますと、病床数、病院、これが東京、千葉、埼玉など首都圏で17万人が不足するという推計です。介護施設におきましても、75歳以上の100人当たり受け入れ可能人数を見ますと、2025年時点で東京が6人、埼玉が約6.6人、群馬が約8.9人と、不足というか、手薄になる感じです。こういったこれからの高齢者が増えるということで、将来を見据えての環境整備が今後必要かなという感じもしないでもないのですけれども、特に医療の部分については、これは本当に県内でいろいろ調整しないと難しいでしょうから、今後の課題でしょうけれども、例えばその介護施設、特養については、やはり今でも若干不足していると思うのです。その辺の将来的な構想の中で、今後例えば2025年を踏まえて、そういったいろんな推計出ていますけれども、不足するのではないかと、その辺を今お聞きして、どうですか。どんな感じでしょう。

○議長（野中嘉之君） 落合健康介護課長。

[健康介護課長（落合 均君）登壇]

○健康介護課長（落合 均君） 先ほど待機で特に重度の方が6人というお話をさせていただきました。今後の推計の中でも、そういった人数でございますが、これまでよりも確実に増床、先ほど申し上げましたが、24年の増床で、待機者の方も重度の方が減ったということもありますので、今後実際事業者の方、始め

られる施設の運営される方が出てくるかどうかというところもございまして、そういった待機者の方の状況を見ながら、介護保険事業計画の見直しの中で対応を考えてまいりたいと思っております。

○議長（野中嘉之君） 荒井英世君。

○3番（荒井英世君） それから、冒頭お話ししました今年の6月に成立しました医療・介護総合推進法、その中で各県では地域の医療提供体制を目指すべき姿を示す地域医療構想の策定をしなければならないということが出てくるのですけれども、恐らく群馬県においても今後各市町村にいろんなヒアリングではないですけれども、恐らくあるのではないかと思うのです。ですから、そういった例えば板倉町の置かれた一つの医療状況ですか、そういった部分をそういった県の医療構想の中に、いろんな意味で反映できるようにいろいろ働きかけていただきたいと思っていますけれども、もしそういった会合がありましたら、いろいろ積極的に反映できるようにやっていただきたいと思っています。

次の質問です。地域包括ケアシステムを構築するに当たりまして、入り口の部分ですけれども、今後の高齢者のニーズや医療介護の実態を把握する中で、健康課題の把握、それからどうすれば豊かな老後の生活を営めるか検討する必要があると思っております。

そこで、質問なのですけれども、現在の板倉町の健康課題、それから疾病構造についてですけれども、現在どのような手法で、どのように把握、分析しているのか、まずその辺をお聞きいたします。

○議長（野中嘉之君） 落合健康介護課長。

[健康介護課長（落合 均君）登壇]

○健康介護課長（落合 均君） 地域の健康課題の把握と疾病構造の分析ということでございますが、現在毎年町で実施をしております若年者の方から対象としました20代、30代の健診、また国民健康加入者の方を対象といたしました特定健診などの結果から、町の健康課題をまず把握しております。この結果を見ますと、若い女性は痩せ傾向、痩せている傾向ということでございます。逆に男性は20代から肥満傾向にあるということです。また、女性のこの痩せているという状況から起因するものとして、貧血というものがございまして。逆に男性の肥満傾向の状況からは、血液中の脂質が多い状況がうかがえます。

次に、疾病構造の分析状況といたしまして、毎年国民健康保険の疾病分類統計というものを5月の診療分で年1回統計をとっております。この結果を見ますと、高血圧や糖尿病などの生活習慣病による疾病で治療している方が国民健康保険加入者の約2割ほどいらっしゃいます。この高血圧や糖尿病の治療という状況は、板倉町に限らず、全県下、県内、やはり割合が高いというのは同じような状況でございます。また、高齢になりますと、骨の密度、骨密度とか、構造の障害で治療されている方もやはり出てまいります。そういった対策等で糖尿病の予防教室とか、骨粗鬆症予防教室とか、メタボ対策のセミナーとか開催したりとかを行っているような状況でございます。

○議長（野中嘉之君） 荒井英世君。

○3番（荒井英世君） 疾病構造につきましては、恐らく国保については、そのレセプト、恐らくそれから分析していると思うのですよね。健康課題ですけれども、ある自治体では、例えば老人クラブが町内というか、市内ありますよね。その老人クラブから健康課題を例えばそこの市なり、町の職員が聞き取りに行って、それを整理して、一つのアンケートの形にするわけですよね。それをさらに例えば高齢者の方にアンケートすると、もっと広く。そういった部分の健康課題の聞き取りの手法とかやっているのですが。

あともう一つ、疾病構造についてですけれども、これを例えば県内の各市町村ありますけれども、そういったところの比較分析、それほど差はないと思いますけれども、そういった比較分析をしまして、それを町民に開示、示すことで、要するにその疾病に対するいろんな問題意識、そういった部分も出てくるのではないかと思うのですよね、さらに。ですから、その辺はどうでしょうか。

○議長（野中嘉之君） 落合健康介護課長。

[健康介護課長（落合 均君）登壇]

○健康介護課長（落合 均君） 先ほどの老人クラブへの聞き取り調査ということでございますが、また今後健康増進事業の関係で、地域にも出てまいったりとか、そういったものを当然取り組んでまいりますので、そういった中で一つの取り組みとして検討させていただきたいと思っております。

それと、疾病分類の比較という状況ということでございますが、県内見てみますと、やはり高血圧が入院外の場合なのですが、トップで、2番目が歯周炎とか、歯の治療が大体2番目でございます。3番目が糖尿病というのが郡内、館林等を見てみますと、大体同じような状況かなということでございますので、やはり高血圧と糖尿病について特に予防に取り組んでいただくというのが重要なかなという、成人病対策ですが、必要なというふうに考えております。

○議長（野中嘉之君） 荒井英世君。

○3番（荒井英世君） では、次の質問に移ります。

地域包括ケアを進めるための施策の一つであります地域ケア会議についてですけれども、これは地域包括センターが主催していると思っております。この地域ケア会議ですけれども、どのような人たちで、どのような形で実施しているのか、まず現状をお聞きいたします。

○議長（野中嘉之君） 落合健康介護課長。

[健康介護課長（落合 均君）登壇]

○健康介護課長（落合 均君） 地域ケア会議でございますが、先ほどのお話でも出ましたが、介護等により日常生活に困難が生じている高齢者の方、そのご家族の方の支援の検討を通じて、高齢者の支援の充実と高齢者を支える地域づくり、まちづくりを同時に図っていくという手法の目的で開かれるものでございますが、まず困難ケースの自立支援に資するためのケアマネジメントを行っているケアマネジャーの支援、それと包括的な地域での支援のネットワークの構築、それと地域課題の把握を目的として行われているものでございまして、町におきましては、3つの部会を設けてございます。ケース検討部会、介護支援専門員支援部会、介護サービスネットワーク部会、この3つでございます。

まず、ケース検討部会につきましては、困難ケースの自立に向けた支援を目的といたしまして、介護支援専門員などから町の地域包括支援センターへ困難事例の相談があった場合に、困難事例について包括支援センターのほうで関係者と日程調整を行って、集まっていただいて、今後の支援の方策について検討していくものでございます。開催の状況でございますが、24年度に1件、25年度に3件、26年度に3件の開催をいたしました。

それと、介護支援専門員支援部会でございますが、こちらにつきましては、町委託事業者の介護支援専門員の研修ということでございます。開催状況は、平成24、25年が5回、平成26年が3回でございます。

介護サービスネットワーク部会につきましては、平成25年度から開催をさせていただいておりますが、こ

これは町内の介護支援専門員同士の連携を図るという目的で、25年に1回、今年度につきましては3回の実施の予定をさせていただいております。

そのような状況でございます。

○議長（野中嘉之君） 荒井英世君。

○3番（荒井英世君） 3部会で構成しているということですね。それで、今回の地域ケア会議ですけれども、個別事例の検討を重ねることで、全体的な課題とか問題、そういったものを抽出してきて、それを解決していくということだと思っておりますが、例えば今までそのケース、そのやっていく中で、いろんな個別事例を検討していった、これはちょっと解決しなくてはいけないのではないかと何か事例はあったでしょうか。例えばそれを一つの施策ではないですけれども、そういったものに反映していくというのは。

○議長（野中嘉之君） 落合健康介護課長。

[健康介護課長（落合 均君）登壇]

○健康介護課長（落合 均君） そうですね。やはりいろんな関係者が集まりますので、その中で現状の制度等の中で対応できるもので、方向性を見出していくということでございます。また、その後、課題、同じ方が課題が出てまいった場合は、再度検討ということなのですが、今後地域課題で新しいニーズが出てきた場合、今申しあげました現有資源の活用の中で対応できるかどうかというものを見出しながら対応していくようになるかと考えております。

○議長（野中嘉之君） 荒井英世君。

○3番（荒井英世君） 先へ進めます。地域包括ケアシステムを進めるに当たりまして、大切なのは医療と介護の連携だと思っています。住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることがケアシステム構築の目的とするならば、これからの在宅医療や訪問介護などの推進が必要となってくると思います。そのためにかかりつけ医、このかかりつけ医が在宅医療の担い手になると思うのですが、そういった方、それから訪問看護師、病院、介護施設、そういったところとの連携が特に必要になってくると思いますけれども、現在どのような連携、ネットワーク、そういった人たちと施設とつくりられているのかお聞きします。

○議長（野中嘉之君） 落合健康介護課長。

[健康介護課長（落合 均君）登壇]

○健康介護課長（落合 均君） 先ほど申しあげました部会の中の介護支援専門員支援部会ということで、この中で医療機関等の研修等も行ってございます。また、医療機関とのネットワークということで、医療ケースワーカーとの情報交換会とか、事例検討会、そういったものも行ってありますが、今後さらに町内医療機関との連携をさらに深めていくことが必要だというふうには考えております。

○議長（野中嘉之君） 荒井英世君。

○3番（荒井英世君） その辺は進めてほしいのですけれども、東京の国立市ですけれども、在宅療養推進協議会とあるのです。その中で、医師会とか福祉関係者、行政含めて地域包括ケアに取り組んでいるのですが、例えばそういったかかりつけの医者の方とか、福祉関係者、行政、まとめて在宅療養の推進に今後何か一緒にやっていくような協議会でも何でもいいのですけれども、そういった部分は今はやっているのですか。

○議長（野中嘉之君） 落合健康介護課長。

[健康介護課長（落合 均君）登壇]

○健康介護課長（落合 均君） 現在でも館林・邑楽の医師会で中心になっていただいて、館林・邑楽の在宅介護ネット、在介ネットと申しますが、比較的若手の先生、お医者さんとか、介護担当職員とか、町のほうの職員とか、いろんな分野の関係者が組織した、まだ勉強会、研修会という段階ではございますが、そういった組織で一緒に動いているような、館林・邑楽郡地域一体となって動いております。

○議長（野中嘉之君） 荒井英世君。

○3番（荒井英世君） 次の質問です。次に、必要な人材の確保について質問いたします。

今回成立しました医療・介護総合推進法の中で、変わりましたのは、要支援サービスの一部を市町村事業にするということです。これは介護予防給付のうち、訪問介護、訪問ヘルプ、それから通所介護、デイサービス、その地域支援事業に移行するということですけれども、これまでの介護予防給付はサービス内容や単価等の基準が全国一律でした。今度はその市町村が主体となりまして、独自の介護予防を展開することになります。したがって、市町村によって料金やサービスの内容に差が出る可能性があります。板倉町におきましても、住民のニーズや社会資源、そういったものを踏まえまして、今後、来年からですけれども、実施すると思っておりますけれども、特にそのサービス提供にかかわる介護と看護の人材、確保は重要な課題だと思っておりますけれども、2025年にはこの厚生労働省の推計なのですが、ホームヘルパーなどの介護人材が237万人から249万人必要と言われております。現在でも介護分野の人手不足というのはあるわけですが、ますます深刻になると思っています。現在言われているその介護予防を地域ぐるみで行うという意味がそこで出てくるわけなのですが、いずれにしてもその介護人材が不足するということ推測できますので、そのことに対してどのようにお考えか、今後のことも含めてですけれども、それにかかわって、もっと地域のボランティアとか、いろんな人がありますよね。そういった部分の強化という部分も出てきますけれども、その辺はどうでしょうか。

○議長（野中嘉之君） 落合健康介護課長。

[健康介護課長（落合 均君）登壇]

○健康介護課長（落合 均君） 介護・看護人材の確保関係でございますが、先ほど議員さんお話のとおり、平成37年では237万人から250万人近い介護職が必要だという推計であります。なかなか介護人材については、入職率、離職率が高い。給与水準が総体的に低い。女性の比率が著しく高くて、結婚、出産等で離職率が高いという課題があるようでございます。国のほうでも社会福祉人材確保対策検討会というのを設置されておりまして、今年6月に第1回の会議が開催され、その後3回の会議を実施して、現在対応等も内容を取りまとめをしている状況ということでございます。

こういった取りまとめの結果も踏まえてまいりたいと思っておりますが、確かになかなかそうはいつでも、すぐという部分がありますので、今後地域での介護に協力いただけるような人材とか、そういったものの発掘とか、そういったものも考えていく必要があるのかなと思っております。

それと、県の取り組みなんかを見ますと、埼玉県は介護職員のしっかり応援プロジェクトという、埼玉県で介護職員の合同入職式ということで、知事さんが出席して、そういったものをやったりとか、埼玉県で介護職員のモデル給与表というのを示していようです。そういった県としても積極的に取り組んでいただいているところもありますので、群馬県はそういった感じでもないようですので、もうちょっと県としても積極的に取り組んでいただければありがたいのかなというふうには感じております。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 荒井英世君。

○3番（荒井英世君） 恐らく今後人口が減少しまして。特に生産年齢人口が減っていきますので、恐らくこの辺の介護関係、それから看護関係、人材は恐らくかなり不足してくるのではないかと思うのですけれども、そこでやはり地域で、地域というか、地方でやるべきことは、やはりそれにかわるボランティアとか、シニアの方とか、そういう社会資源ですか、人材、そういったものを今後発掘するのが必要かなと思っております。

これに絡めまして、生活支援担い手の状況と支援体制について質問いたしますけれども、今後認知症高齢者や単身高齢者世帯等の増加に伴いまして、医療や介護サービス以外にも在宅生活を継続するための生活支援、これが配食とか見守り、そういったものですが、必要とする方の増加が見込まれます。そのためにも介護支援のボランティア、住民組織、民間事業者などの支援が必要になってきますけれども、この現在の板倉町の介護支援ボランティア、住民組織、それから民間事業者、そういった生活支援担い手の現状と支援体制なのですが、それはどんなふうになっているのか、ちょっとお聞きいたします。

○議長（野中嘉之君） 落合健康介護課長。

[健康介護課長（落合 均君）登壇]

○健康介護課長（落合 均君） 生活支援担い手の状況と支援体制ということでございますが、現在町には介護予防教室、包括支援センターのほうで実施しております介護予防教室のほうのサポートをしていただいております町認定の介護予防サポーターの方に活躍していただいております。これまで平成18年から研修のほうを受けていただいて、認定等をさせていただいているのですが、町内に中級の介護予防サポーターの方が55名です。上級の方が31名いらっしゃいます。合計で86名でございますが、そんなサポーターの方には協力いただいておりますが、まだボランティアとか、住民組織については現状ではないような状況でございます。

次に、民間事業者でございますが、板倉町の社会福祉協議会、社協でございますが、思いやり福祉サービスというサービスを実施しております。具体的には介護保険の要支援、要介護認定をされている方を除く方を対象に、日常生活において支援を必要とする65歳以上の方、また障害児（者）の日常生活を営むのに必要のある方が対象となりまして、サービス内容につきましては、買い物代行、食事の支度、住居等の清掃など日常生活に必要な支援を行っております。こちらは有償となりまして、費用が1時間当たり500円ということとなっております。

また、介護保険制度におきましても、要支援、要介護の認定を受けた方につきましては、条件が付きませんが、訪問介護の生活援助といたしまして、同様の買い物代行、食事の支度、住居の清掃等のサービスを受けることができます。ただし、利用条件がございまして、利用者がひとり暮らしであるか、また家族等が障害、疾病等のため、利用者家族等が家事を行うことが困難な場合あるいは同様のやむを得ない事情でという場合となっております。そんな状況でございます。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 荒井英世君。

○3番（荒井英世君） 先ほどお話ししましたけれども、今度もうホームヘルプとデイサービスが地域支援事業に移行しますよね、来年から順次ですけれども。そうしますと、やはりその担い手の部分で有償なり、

無償なりいろんなボランティアが必要になってきますよね。さっきちょっと申しましたけれども、今、元気な高齢者がいますので、そうした元気な高齢者を生活支援の担い手をお願いするという、そういった高齢者が社会的役割を持つような、そんなシステムをつくることも必要ではないかと思っているのですが、どうでしょうか。さらに今以上に。

○議長（野中嘉之君） 落合健康介護課長。

[健康介護課長（落合 均君）登壇]

○健康介護課長（落合 均君） そうですね。先ほど介護予防サポーターの研修を受けていただいている方も、実際なかなか活躍いただく場が少ないという状況もありますので、そういった皆さんの活用というのも今後考えていきたいというふうには考えております。

それと、今お話しあったとおり、やはり地域で皆さんの役割を持っていただくという部分では、今後こちらの地域包括ケアもそうですが、やはり健康増進の関係等を含めて一体的に対応を考えていく必要があるかなというふうには個人的に考えております。

○議長（野中嘉之君） 荒井英世君。

○3番（荒井英世君） この前、厚生労働省のホームページを見ていましたら、地域包括ケアシステムに関する先進事例がありまして、その中で特に興味を持ちましたのが、鹿児島県の大和村の事例でした。ここは住民がみずから考える互助の地域づくりということで、住民が主体となった活動による地域づくりを進めています。大和村ですけれども、奄美大島にあります。人口1,600人ほどの小さな村なのですが、高齢化率は37%を数えています。その内容なのですが、地域支え合いマップづくりということで、住民と事業所、そこが議論を重ねまして、具体案を考えて行動を起こす。例えば集落民で手づくりの拠点、これは木造の家屋なのですが、そこで高齢者がつくった野菜を使ったおかずの販売であるとか、あと要介護者をマスターとしたご近所の喫茶とか、そういったものをやることで、在宅支援の輪が広がっていく事例が多く生まれましたということです。もうそれが結果的に総合的な地域包括ケアシステムの一翼となっていく取り組みとなっています。

一方の行政の側ですけれども、行政の役割としまして、話し合いの場の提供であるとか、情報提供、それから必要に応じた財政支援、住民の動き、そういったものをほかに伝えるなど行政が形をつくるのではなくて、ご近所を中心とした地域住民の営みからヒントを見つけ出す地域づくりとなっております。地域ケアの取り組みは、ケアを通したまちづくりということと私は思っておりますので、こうした先進事例を参考に、板倉町に合った取り組み、それをぜひ展開していただきたいと思っております。そのためにも、最初なのですけれども、どこかの地域をモデル地区として指定しまして、地域包括支援センター、そこが中心的役割を担うと思うのですが、最初の一步だけ行政でそういった部分がある面仕掛ける必要があると思っておりますけれども、どうでしょうか。もしそのホームページ見た感想でも結構なのですけれども、ちょっとお考えをお聞きいたします。

○議長（野中嘉之君） 落合健康介護課長。

[健康介護課長（落合 均君）登壇]

○健康介護課長（落合 均君） そうですね。かつてはこういうご近所のコミュニティー、いわゆるコミュニティーというのですか、共助とか、互助とか、そういうものがあったのだと思いますが、なかなかそうい

うものが薄れてきた。それは再度作り直す、きずなをつくり直すきっかけというのがこのマップづくりという一つの目的というか、手法で取り組んだものというふうに感じます。なかなか板倉と違いまして、高齢化率も先ほどお話ありましたが、37%か、なかなか状況も違うところではありますが、こういった手法で取り組んでいくというのは必要かなという、何をという部分もありますので、今後検討してまいりたいと思います。モデル地区というものについて、いきなり全町的には取り組むというのも厳しいかと思しますので、その点も含めて検討させていただきたいと思います。

○議長（野中嘉之君） 荒井英世君。

○3番（荒井英世君） 恐らくこれから地方創生始まりますけれども、ただ、具体的に何をやるか決まっていますけれども、地域は地域でいろんな具体案を出して、それを実行していくという、それを、それが重要なことだと思うのですが、やはりそれぞれの地域の人たちが自分たちで考えて、それを一つの形にしていくという、それを拡大していくと、それすごく大切なことですので、その辺いろいろ研究していただきたいと思っています。

次の大きな2番の質問に入ります。全町的健康づくり推進のための施策ということなのですが、組織づくりと人材育成ということですが、健康づくり推進のための組織づくりにつきましては、さきの9月議会におきまして質問しました。再度質問いたしますが、町民総ぐるみの健康づくりを推進するために、地区組織の充実を挙げました。例えばということで、各行政区にある保健福祉部を活用したらどうかということで提案いたしましたけれども、ただ、行政区によっては何か保健福祉部がないというところもあるようです。組織づくりにつきましては、執行部においても現在検討しているものと思いますが、今回の議会に提出された26年度の一般会計補正予算の中で、健康づくり推進事業としまして、健康づくり推進協議会委員、12名の報酬が追加されました。内容につきましては、もう補正の審議でお聞きしましたが、健康増進計画、それから食育、そういったものを検討し、地区組織についても協議するとお聞きいたしました。

話はちょっと変わりますけれども、うちの議会ですけれども、議会で去る10月4日から6日まで議員研修視察として、1つは健康づくりの先進地ということで、長野県の東御市を訪問しました。長野県はご承知のとおり、健康づくりの先進地ということで有名ですけれども、その長野県下全市町村に保健補導員制度が取り入れられています。東御市におきましても、その保健補導員制度を取り入れまして、地域で自主的な健康づくり活動を展開しております。保健補導員につきましては、その市が委嘱しまして、地区ごとに組織された団体で、344名の会員がいるとのこと。少子高齢化や財政状況から、今後ますますその住民組織の活動が必要になってきますので、こうした地域を拠点として保健補導員制度のあり方ですけれども、大変参考になると思った次第です。

それを板倉町に置きかえてみますと、先ほどの健康づくり推進協議会ですけれども、役割として健康増進計画の策定や地区組織の検討、協議などあるとお聞きしましたので、今後も総合的な健康づくりのための方策を考える中心組織になると思います。この協議会を健康づくりの中核としまして位置づけする一方、地区組織としましては、少なくとも各行政区に名称は何でもいいのしょうけれども、1名か2名の健康づくり推進員、そういった方を配置しまして、その健康づくり推進員につきましては、行政役員として町で委嘱する。地域における健康管理の担い手として育成して、かつ活動していただくことが私は今後必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

これはまた今後進める地域包括システム、その構築に当たりまして、保健活動の強化の部分に関係してきますので、地区組織の立ち上げ、ぜひ推進していただきたいと思っておりますが、お考えをお聞きたいします。

○議長（野中嘉之君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） もう12月になってまいりましたから、新年度という、もう3カ月きりありません。予算が伴うものも含め、今真剣に考えているわけではありますが、さっき言った頭脳部あるいは真剣に考える機関は、それはそれとして、それをいかにその末端の町民の皆さんの意識づけに組織をどういうふうにつくるかということで、新たな組織づくりは非常に困難であろうと。それはやはり先ほど荒井議員が言ったように、現在の行政区の組織を利用しながら、現状では例えば保健福祉部あたりが適当だと思いますけれども、そういうことで今、荒井議員さんが言ったような形を踏襲、そういう形に持つていくために、今の例えば食改推、母子保健推進とか、そういったものを1回ガラガラポンすべきなのか、それらも含めてどうやっていくのか。しかも一定の期間、そういった人たちを育成しなくてはならない。それは言いかえれば、講習会なり、講座なり必要だろうということも含め、今そこら辺を集中的に話し合っておりますので、どっちにしても「絵に描いた餅」で終わってはなりませんし、そういったものがしっかりとでき上がれば、単に健康だけでなく、いろんなテーマで防災についても例えば出前講座も積極的に取り入れられるということも含め、組織的には今、荒井議員さんが言ったようなことが一番手っ取り早いというとあれですけれども、理想的な形になるのかなという感じはいたします。

ちょっと話が先ほどありますが、これから先、最大でいわゆる250万人程度の介護職員も必要であるということで、これは現状が高齢化に向かっていって、我々の年代よりも10年後ぐらいが大体ピークになるのですが、いわゆる我々が75、80になっていったときに、そういう形の流れの中で、誰が考えても介護職員に対する対応が低いということから、今の現状があるわけでありまして、これは普通でいけば資本主義あるいは市場経済主義でいけば、必要とされる職業はどんどん、どんどん厚遇されるはずであります。競争率も高くなるというか、そういう意味で手当、いわゆる賃金の高騰もされるでしょうし、そういう意味で、そんなに私は危機感、そんなこと言うと怒られてしまうかもしれませんが、感じておりません。賃金を上げれば、そこへは人はどんどん集まってくるということでありまして、それらも含め全体の労働力が不足するというので、今、女性の力を国そのものがかりようとしているわけでありまして、そういう意味では相当の形が補えるのではないかという感じはいたします。

よく耳ざわりがいいのですが、ボランティア、ボランティアと、全ての団体がボランティアを受ける立場の人はいいのですけれども、やる人が実際だ。そんなこと言ったっていいのですよ、現実には。だから、ボランティアとは理想的には確かにそういうことですが、そういう方が必要としている人に対して、必要とされる人がバランスよくいることが理想ですが、逆に言うと当てになって当てにならないという部分がボランティアでありまして、そういう意味ではそんなレベルの論議は国で相当これは当然するはずであると。そうしなければ日本の国は崩壊しますから。ということで、総合的にはボランティアの伸長は、いわゆる促進も含め施策的に国の指導も入りながら、当町として末端の町としてどういう対応ができるかということも含めながら真剣に対応してまいりたいというふうに思っております。

○議長（野中嘉之君） 荒井英世君。

○3番（荒井英世君） これは通告にちょっとなかったのですけれども、板倉町の医療と介護に関する私は長期的戦略の一つだと思っていますので、ぜひとも町長にお聞きしたいのですが、よろしいですか。

〔「いいよ」と言う人あり〕

○3番（荒井英世君） 先ほどお話ししましたけれども、国際医療福祉大学がいろんな病床が不足するとか、介護施設、それも不足するとさっき申しましたけれども、つまり高齢化で医療や介護を受けたい人が今、急増しています。例えば都市部では、施設はかなり不足しています。これは東京の杉並区の例なのですけれども、特別養護老人ホーム、特養ですけれども、その待機者が約1,800人いるそうです。その杉並区内は地価が高くて、結局適当な場所がないということで、新設が難しいわけです。そこで、静岡県南伊豆町、そこに杉並区と、その町と県が連携しまして、東京の施設ですけれども、100人規模の特養をつくったということです。

そこには、杉並区の人たちが優先的に50人は入所できるのですが、一方、その南伊豆町、受け入れ側、そこには一つの雇用の増大と地域振興、そういった部分で期待できるということなのです。そこで、何を言いたいということなのですけれども、今後医療や介護を受けたい人は急増いたします。都会から地方に移住したら絶対条件ですけれども、やはり医療と介護の環境、そういった整った場所だと思います。

また、人口の減少が進む中で、医療、介護を大きな雇用の場になると思っています。若者が地域に残ることも期待できると私は思っているのですけれども、例えば今、企業誘致やっていますよね。企業誘致はそれでいいのですけれども、企業誘致のロボット化が進んでいる部分で、例えばそういった医療と介護の部分点は人ですよね。これロボットではできないですよ。そういった部分で雇用もかなりあるのではないかと、人がいればですけれども。2025年と2024年を見据えて、その住民ニーズの高い医療と介護の環境整備対策、そういったものをほかの市町に先駆けて、部分的でもいいのですけれども、進めていったらいいのではないかと、一つの選択肢として。どうでしょうか。

○議長（野中嘉之君） 町長、栗原実君。

〔町長（栗原 実君）登壇〕

○町長（栗原 実君） 私の考え方は既に今話が出るところでなく、6年前からニュータウンのいわゆる企業誘致の中へ、選択肢を問わず、いわゆる高級な老人、例えば集合施設をつくったらどうかとか、そのいろんな形の自由、いわゆるアポイントメントもありますし、そういったことで例外なく可能性をアタックして今日がございます。一時職員を派遣をして、先進例を見、あとは進出したいとか、具体的なところもあたり確保したのですが、いろいろ相手方の要望も合わない状況で今日には成立をしていないのですが、いわゆる町の発展も含め、あるいは維持も含め、仕事をつくるという面も含めて、介護あるいは医療施設の誘致ということも当然これは考えの中に入ってくるのだらうと思います。

それに対して、いわゆる税制も改革をされたようでありまして、ただ、イメージとしていわゆるお年寄りを地方へどんどん送り込む的、今そういうイメージもありますよね、東京で持ち切れなくて。東京の高齢者を養うためには、地方から若い人を吸い上げて、介護師として。地方はどんどん疲弊して潰れるという論理と、あとはそういうものを防ぐために、どんどん嫌なもの、厄介者は地方へ出していくのだというような、そういう論理が並行してありますが、それらを含めいろんな条件の企業さんが、そういういろんな形の仲介

をしてくれますので、そういった形があったときには、それはそれとして議会さんにも報告をしながら、例外なくいろんなアタックはしていくべきだろうと思っております。そういうことまで含まないと、ニュータウンのあいている状況も埋まらないかもしれないという危機感を持って、既に6年前からそういったことは考えて、具体的に職員を動かしてきた事例もございます。基本的にはそういった方向性もやはり目指していくべきだろうというふうにも思います。

○議長（野中嘉之君） 荒井英世君。

○3番（荒井英世君） ちょっと時間が押しているのですけれども、最後の質問なのですが、学校における安全確保ということで、「子ども安全協力の家」、いろいろ前段で述べようと思ったのですが、ちょっと時間がありませんので、質問だけ言ってしまう。

現在、町内で何カ所協力の家が登録されているのか。まず、その1点。

あと、目印です。

まず、その2つをお願いします。

○議長（野中嘉之君） 多田教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長（多田 孝君）登壇]

○教育委員会事務局長（多田 孝君） ただいまの「子ども安全協力の家」の件数と目印ということでございますが、まず現在は小学校で124件、中学校で1件、合計125件のお宅を指定しております。内訳といたしましては、東小学校で40件、西小学校で37件、南小学校で23件、北小学校で24件、板倉中学校で1件をお願いをしているところでございます。

なお、中学校につきましては、この1件といいますのは、通学路が小学校と重複をしているということから、1件ということになってございます。

それから、もう一つのご質問ですが、「子ども安全協力の家」の目印ということですが、こちらにございます。こういう緑色ののぼり旗になってございます。こちらを掲げているお宅が「子ども安全協力の家」ということで指定をしております。よろしく申し上げます。

○議長（野中嘉之君） 荒井英世君。

○3番（荒井英世君） その「子ども安全協力の家」であるということですが、子供たちにはどんな形で、どのような方法で教えているのでしょうか。

○議長（野中嘉之君） 多田教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長（多田 孝君）登壇]

○教育委員会事務局長（多田 孝君） 子供たちにはこの周知につきましては、学期ごとに先生から、教員から何かあったときにはこういうのぼり旗が立っているお宅へ、家に駆け込むようにということで指導を行っております。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 荒井英世君、時間が過ぎておりますので。

○3番（荒井英世君） わかりました。子供の登下校や遊び場の実態を踏まえまして、今後もその「子ども安全協力の家」登録数をなるべく増やしていただきたいなと思っております。よろしく申し上げます。

では、以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（野中嘉之君） 荒井英世君の一般質問は終了いたしました。

以上で本日の一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。

17時5分より再開いたします。5分間休憩。

休 憩 （午後 5時01分）

再 開 （午後 5時05分）

○議長（野中嘉之君） 再開いたします。

○議案第52号 平成26年度板倉町一般会計補正予算（第5号）について

議案第53号 平成26年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

議案第54号 平成26年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

議案第55号 平成26年度板倉町水道事業会計補正予算（第1号）について

○議長（野中嘉之君） 日程第2、議案第52号 平成26年度板倉町一般会計補正予算（第5号）から日程第5、議案第55号 平成26年度板倉町水道事業会計補正予算（第1号）までを一括議題とし、この4議案については、予算決算常任委員会に付託されておりますので、これより予算決算常任委員長より審査結果の報告を求めます。

荻野予算決算常任委員長。

[予算決算常任委員長（荻野美友君）登壇]

○予算決算常任委員長（荻野美友君） それでは、予算決算常任委員会に付託された案件につきまして、審査の結果、下記のとおり決定しましたので、会議規則第75条の規定によりまして報告いたします。

本委員会に付託された案件は、議案第52号 平成26年度板倉町一般会計補正予算（第5号）から議案第55号 平成26年度板倉町水道事業会計補正予算（第1号）までの4件であります。

審査の内容につきまして申し上げますと、各会計の担当課長から説明を受け、質疑応答を重ね、慎重なる審査を行いました。細かな内容につきましては、各議員十分承知のことと思いますので、省かせていただきます。その審査結果について申し上げます。

議案第52号 平成26年度板倉町一般会計補正予算（第5号）、原案のとおり可決すべきものと決しております。

次に、議案第53号 平成26年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、原案のとおり可決すべきものと決しております。

次に、議案第54号 平成26年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、原案のとおり可決すべきものと決しております。

次に、議案第55号 平成26年度板倉町水道事業会計補正予算（第1号）、原案のとおり可決すべきものと決しております。

以上、報告いたします。

終わります。

○議長（野中嘉之君） 以上で予算決算常任委員長の審査報告を終了いたします。

これより予算決算常任委員長の審査報告に対する質疑等を行い、審議決定いたします。

日程第2、議案第52号 平成26年度板倉町一般会計補正予算（第5号）の審査報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○議長（野中嘉之君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○議長（野中嘉之君） 討論を終結いたします。

これより議案第52号の採決を行います。

委員長の審査報告は原案可決とするものです。委員長の報告のとおり原案可決とすることに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（野中嘉之君） 挙手全員であります。

よって、委員長報告のとおり原案可決とすることに決しました。

日程第3、議案第53号 平成26年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の審査報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○議長（野中嘉之君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○議長（野中嘉之君） 討論を終結いたします。

これより議案第53号の採決を行います。

委員長の審査報告は原案可決とするものです。委員長の報告のとおり原案可決とすることに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（野中嘉之君） 挙手全員であります。

よって、委員長の報告のとおり原案可決とすることに決しました。

日程第4、議案第54号 平成26年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の審査報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○議長（野中嘉之君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○議長（野中嘉之君） 討論を終結いたします。

これより議案第54号の採決を行います。

委員長の審査報告は原案可決とするものです。委員長の報告のとおり原案可決とすることに賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（野中嘉之君） 挙手全員であります。

よって、委員長の報告のとおり原案可決とすることに決しました。

日程第5、議案第55号 平成26年度板倉町水道事業会計補正予算（第1号）の審査報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

「なし」と言う人あり]

○議長（野中嘉之君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

「なし」と言う人あり]

○議長（野中嘉之君） 討論を終結いたします。

これより議案第55号の採決を行います。

委員長の審査報告は原案可決とするものです。委員長の報告のとおり原案可決とすることに賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（野中嘉之君） 挙手全員であります。

よって、委員長の報告のとおり原案可決とすることに決しました。

○散会の宣告

○議長（野中嘉之君） 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

今後の日程ですが、あす10日は総務文教福祉常任委員会、あさって11日は産業建設生活常任委員会を開催し、所管事務調査を行います。

17日の最終日には、本会議を開き閉会中の継続調査、審査等を行います。

本日はこれをもって散会といたします。

大変ご苦労さまでした。

散 会 （午後 5時12分）